

関連資料

- 1 福祉のまちづくり条例
 - 2 福祉のまちづくり基本方針
 - 3 特定施設の建築等の手続き
 - 4 J I S規格等
-

1 福祉のまちづくり条例

1 福祉のまちづくり条例

(1) 福祉のまちづくり条例

制定	平成4年10月9日	条例第37号
施行	平成5年10月1日	
改正	平成8年3月27日	条例第7号
施行	平成9年4月1日	
改正	平成14年3月27日	条例第24号
施行	平成14年10月1日	
改正	平成22年12月16日	条例第42号
施行	平成23年7月1日	
改正	平成30年3月22日	条例第27号
施行	平成30年4月1日	

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 福祉のまちづくり基本方針等（第7条—第11条）

第3章 特定施設等の整備

第1節 特定施設の整備（第12条—第24条の6）

第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備（第24条の7—第24条の13）

第2節 公共車両の整備（第25条・第26条）

第3節 住宅の整備（第27条—第33条）

第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり（第33条の2—第33条の4）

第4章 雑則（第34条—第37条）

附則

すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である。

いま、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない。

ここに我々は、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりの理想を高く掲げ、県民一人一人が手を携え、共に生きる心のきずなを確かめあいながら、その実現に向けて全力を挙げて取り組む決意の下、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。

2 この条例において「公益的施設」とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。

4 この条例において「共同住宅等の施設」とは、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場で規則で定める規模以上のものをいう。

5 この条例において「特定施設」とは、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設をいう。

6 この条例において「特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第16号に規定する特定建築物をいう。

7 この条例において「特別特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、法第2条第17号に規定する特別特定建築物をいう。

8 この条例において「小規模購買施設等の施設」とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

9 この条例において「公共車両」とは、鉄道の車両及び乗合自動車に規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第2条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、当該地域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、意識の高揚を図り、自ら進んで生活の自立と能力の発揮に努め、かつ、相互に協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう努め、かつ、県民と協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第6条 県、市町、県民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となってその推進体制を整備し、福祉のまちづくりの実現を図るものとする。

2 県及び市町は、地域社会における県民相互の交流及び連帯の促進並びに高齢者等の健康及び福祉の増進に関する拠点の体系的な整備を通じて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

3 県及び市町は、市街地開発事業その他規則で定める事業の実施の機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第2章 福祉のまちづくり基本方針等

(福祉のまちづくり基本方針)

第7条 県は、福祉のまちづくり基本方針を定めるものとする。

2 前項の福祉のまちづくり基本方針は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第1項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であってまちづくりに関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、高齢者等に対する理解と思いやりのある児童を育成するための福祉教育を推進するものとする。

(県民の意識の高揚等)

第9条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるものとする。

2 県は、市町、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導又は助言を行うものとする。

(住民の意識の高揚等)

第10条 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する意識の高揚に努めるものとする。

2 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する必要な指導又は助言を行うものとする。

(財政措置)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特定施設等の整備

第1節 特定施設の整備

(特定施設のあり方)

第12条 特定施設は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備されたものでなければならない。

(特定施設整備基準)

第13条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について特定施設の種類の区分に応じて規則で定めるものとする。

(1) 車いすで通行できる傾斜路の設置

(2) 車いすで通行できる幅員の確保

(3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置

(4) 階段の手すりの設置

(5) 車いすで利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置

(6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準の遵守)

第14条 公益的施設若しくは共同住宅等の施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更（用途を変更して、公益的施設又は共同住宅等の施設とする場合を含む。以下同じ。）又は公共施設の新設若しくは改築等（以下「特定施設の建築等」という。）をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならない。

(特定施設の建築等の届出)

第15条 特定施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、法令又は第24条の3から第24条の6までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、この限りでない。

(指導又は助言)

第16条 知事は、特定施設の建築等の内容が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定施設の建築等をしようとする者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定施設の建築等の内容の変更)

第17条 前2条の規定は、特定施設の建築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(工事の完了の届出)

第18条 第15条（前条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を

知事に届け出なければならない。

(特定施設に関する検査)

第19条 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

2 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定める適合証を交付するものとする。

(勧告)

第20条 知事は、特定施設の建築等をしようとする者が第15条の規定に違反して特定施設の建築等の工事に着手したとき又は当該工事に関して不正又は不誠実な行為をしたと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(国等に関する特例)

第21条 国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う特定施設の建築等については、第15条の規定による届出を要しない。

2 前項の場合において、当該国等は、当該特定施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。ただし、法令又は第24条の3から第24条の6までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、この限りでない。

3 知事は、国等が行う特定施設の建築等の内容が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(整備努力義務)

第22条 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する特定施設の所有者又は管理者(特定施設の建築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。)は、当該特定施設について、特定施設整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

(調査等)

第23条 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する公益的施設及び公共施設の所有者又は管理者(公益的施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更若しくは公共施設の新設若しくは改築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。以下「公益的施設等の所有者等」という。)は、当該公益的施設又は公共施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査し、その整備状況を把握しておかなければならない。

(報告の徴収等)

第24条 知事は、必要があると認めるときは、公益的施設等の所有者等に対し、当該公益的施設及び公共施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、公益的施設等の所有者等に対し、特定施設整備基準に基づき、必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができる。

(情報の公表)

第24条の2 特定施設(規則で定める用途及び規模のものに限る。)の所有者又は管理者は、当該特定施設の整備状況に関する情報であって規則で定めるものをインターネットの利用その他の規則で定める方法により公表しなければならない。

(特別特定建築物に係る基準適合義務)

第24条の3 特別特定建築物(次条に規定する特定建築物を含む。第24条の6第2項において同じ。)に係る基準適合義務については、法第14条第1項及び第2項に定めるもののほか、次条から第24条の6までに定めるところによる。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第24条の4 法第14条第3項の規定により特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物及び同条第5項の許可を受けた仮設建築物を除く。)とする。

(1) 学校(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)第5条第1号に掲げるものを除く。)

(2) 事務所(政令第5条第8号に掲げるものを除き、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。)

(3) 共同住宅又は寄宿舎

(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(政令第5条第9号に掲げるものを除く。)

(5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(政令第5条第11号に掲げる運動施設を除く。)

(6) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

(7) 工場(床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。)

(建築の規模)

第24条の5 法第14条第3項の規定により別に定める同条第1項の建築の規模は、別表第1の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模とする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第24条の6 法第14条第3項の規定により同条第1項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第2の左欄に掲げる建築物特定施設(法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項であって規則で定めるもの(政令第11条から第23条までに規定するものを除く。)とする。

2 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。)をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分に限り、適用する。

3 前2項の規定は、知事が、これらの規定による場合と同等以上に建築物特定施設を円滑に利用できる

と認めるとき、又は地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由によりこれらの規定によることが困難であると認めるときは、適用しない。

第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備

(小規模購買施設等整備基準)

第24条の7 知事は、小規模購買施設等の施設の構造及び設備の整備について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき事項に係る基準（以下「小規模購買施設等整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

(整備努力義務)

第24条の8 小規模購買施設等の施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「小規模購買施設等の施設の建築等」という。）をしようとする者及び小規模購買施設等の施設の所有者又は管理者（以下「小規模購買施設等の施設の所有者等」という。）は、当該小規模購買施設等の施設について、小規模購買施設等整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

(小規模購買施設等の施設の建築等の届出)

第24条の9 小規模購買施設等の施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該小規模購買施設等の施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第24条の10 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更)

第24条の11 前2条の規定は、小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(国等に関する特例)

第24条の12 国等が行う小規模購買施設等の施設の建築等については、第24条の9の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該小規模購買施設等の施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(報告の徴収等)

第24条の13 知事は、必要があると認めるときは、小規模購買施設等の施設の所有者等に対し、当該公益的施設及び公共施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、公益的施設等の所有者等に対し、特定施設整備基準に基づき、必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができる。

第2節 公共車両の整備

(整備努力義務)

第25条 公共車両の所有者又は管理者（以下「公共車両の所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する公共車両について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(報告の徴収等)

第26条 知事は、必要があると認めるときは、公共車両の所有者等に対し、当該公共車両の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、公共車両の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第3節 住宅の整備

(住宅整備基準)

第27条 知事は、住宅の構造及び設備の整備について高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき基準（以下「住宅整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

(整備努力義務)

第28条 県民は、その所有する住宅について、住宅整備基準に適合するよう自らの心身機能の低下等に対応し、又は備えて、その整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、当該住宅について、住宅整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

(共同住宅の建築等の届出)

第29条 共同住宅（規則で定める規模以上のものに限る。以下同じ。）の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「共同住宅の建築等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該共同住宅の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第30条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(共同住宅の建築等の内容の変更)

第31条 前2条の規定は、共同住宅の建築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(国等に関する特例)

第32条 国等が行う共同住宅の建築等については、第29条の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該共同住宅の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知し

なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(報告の徴収等)

第33条 知事は、必要があると認めるときは、住宅を供給する事業者に対し、当該住宅の整備状況の報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、当該住宅を供給する事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

(利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営)

第33条の2 特定施設の所有者若しくは管理者又は特定施設の建築等をしようとする者(以下この章において「特定施設の所有者等」という。)は、当該特定施設が高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特定施設の整備及び運営について、当該特定施設の利用者に意見を求め、当該意見を尊重して、当該特定施設の整備及び運営をするよう努めなければならない。

- 2 特定施設の所有者等は、当該特定施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりアドバイザー)

第33条の3 知事は、福祉のまちづくりに関して識見を有する高齢者等及び福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であつて、福祉のまちづくりに自ら参画し、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として登録することができる。

- 2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営に関し、当該特定施設の利用者の立場に立って、点検し、助言を行う。

- 3 知事は、規則で定めるところにより、特定施設の所有者等の求めに応じて、アドバイザーをあっせんすることができる。

(県民参加型特定施設の認定)

第33条の4 知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、規則で定めるところにより、県民参加型特定施設として認定することができる。

第4章 雑則

(表彰)

第34条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあつた者に対して、表彰を行うものとする。

(公表)

第35条 知事は、第20条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(条例の適用除外)

第36条 公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に関して、第13条から第21条まで及び前条の規定、第24条の7から第24条の12までの規定又は第27条から第32条までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に係るこれらの規定の適用については、規則で定める。

- 2 特別特定建築物に追加する特定建築物、法第14条第3項の建築の規模及び同項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項に関して、第24条の3から第24条の6までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第37条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章及び第2章の規定は、公布の日から施行する。(平成5年3月規則第14号で、同5年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に高齢者等が安全かつ快適に利用できる特定施設の整備に関する条例を制定している市町の区域については、第13条から第21条まで及び第35条の規定は、規則で定める日までの間は、適用しない。

附 則 (平成8年3月27日条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第5条の改正規定並びに第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日条例第24号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月16日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第17号に規定する特別特定建築物(改正後の福祉のまちづくり条例(以下「改正後

の条例」という。) 第24条の4に規定する同法第2条第16号に規定する特定建築物を含む。以下同じ。) の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)又は修繕若しくは模様替え(修繕又は模様替えにあっては、同条第18号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。)については、改正後の条例第3章第1節第24条の3から第24条の6までの規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第3章第1節第24条の3から第24条の6までの規定は、適用しない。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表79の部「(12)」を「(16)」に改め、同部(6)の項中「第21条第1項」を「第21条第2項」に改め、同部(7)の項中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改め、同部(8)の項中「第24条の4」を「第24条の9」に、「条例第24条の6」を「第24条の11」に改め、同部(9)の項中「第24条の5」を「第24条の10」に、「第24条の6」を「第24条の11」に改め、同部(10)の項中「第24条の7第1項」を「第24条の12第1項」に改め、同部(11)の項中「第24条の7第2項」を「第24条の12第2項」に改める。

附 則(平成30年3月22日条例第27号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第24条の5関係)

建築物	規模
1 学校	すべての規模。ただし、政令第11条から第21条まで及びこの条例第24条の6第1項の規定(以下この表において「基準規定」という。)のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
2 病院又は診療所	
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
4 集会場又は公会堂	
5 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
8 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設	
9 博物館、美術館又は図書館	
10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
11 自動車教習所	
12 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
13 公衆便所	
14 公共用歩廊	
15 展示場	
16 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
17 ホテル又は旅館	
18 遊技場	
19 公衆浴場	
20 飲食店	
21 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積(自動車の停留又は駐車のために供する部分に限る。)の合計500平方メートル以上の規模。ただし、基準規定のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
23 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
24 共同住宅	
25 寄宿舎	床面積の合計2,000平方メートル以上又は室数の合計51室以上の規模。ただし、基準規定のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。

備考 床面積、戸数又は室数とは、新築の場合にあっては当該建築物の床面積、戸数又は室数をいい、

増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては当該建築物の増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積、戸数又は室数とする。

別表第2（第24条の6関係）

建築物特定施設	事項
出入口	出入口の幅、戸又は扉の構造、点状ブロック等の設置その他の出入口の構造及び配置に関する事項
廊下等	廊下等の幅、表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は車いすが転回できる場所の設置その他の廊下等の構造及び配置に関する事項
階段	表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は標識の設置その他の階段の構造及び配置に関する事項
傾斜路	傾斜路の幅及び勾配、表面の仕上げ、手すり、踊場又は点状ブロック等の設置その他の傾斜路の構造及び配置に関する事項
エレベーターその他の昇降機	エレベーターの設置、かご又は乗降ロビーの構造、標識の設置その他の昇降機の構造及び配置に関する事項
便所	表面の仕上げ、便房、便器又は洗面器の設置及び構造、手すり又は標識の設置その他の便所の構造及び配置に関する事項
ホテル又は旅館の客室	車いすを使用している者が円滑に利用できる客室の設置、表面の仕上げ、便所及び浴室の設置及び構造その他のホテル又は旅館の客室の構造及び配置に関する事項
敷地内の通路	敷地内の通路の幅、表面の仕上げ、手すり又は点状ブロック等の設置その他の敷地内の通路の構造及び配置に関する事項
駐車場	車いすを使用している者が円滑に利用できる駐車施設の設置及び構造、標識の設置その他の駐車場の構造及び配置に関する事項
浴室等	表面の仕上げ、出入口の幅、手すりの設置その他の浴室等の構造及び配置に関する事項

(2) 福祉のまちづくり条例施行規則

制定	平成5年3月26日	規則第15号	改正	平成7年6月30日	規則第44号
施行	平成5年10月1日		施行	平成7年7月1日	
改正	平成7年7月21日	規則第52号	改正	平成8年6月28日	規則第64号
施行	平成7年12月1日		施行	平成9年4月1日	
改正	平成11年3月31日	規則第48号	改正	平成14年6月14日	規則第64号
施行	平成11年4月1日		施行	平成14年10月1日	
改正	平成15年9月30日	規則第81号	改正	平成16年3月26日	規則第20号
施行	平成15年10月1日		施行	平成16年4月1日	
改正	平成16年6月30日	規則第62号	改正	平成17年9月30日	規則第73号
施行	平成16年7月1日		施行	平成17年10月1日	
改正	平成18年3月31日	規則第42号	改正	平成18年9月29日	規則第80号
施行	平成18年4月1日		施行	平成18年10月1日	
改正	平成19年9月28日	規則第62号	改正	平成20年3月31日	規則第28号
施行	平成19年9月30日		施行	平成20年4月1日	
改正	平成20年8月22日	規則第58号	改正	平成23年5月16日	規則第25号
施行	平成20年10月1日		施行	平成23年7月1日	
改正	平成24年6月29日	規則第38号			
施行	平成24年7月1日				

(趣旨)

第1条 この規則は、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第2条 条例第1条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(公共施設)

第3条 条例第1条第3項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。以下「道路」という。）

(2) 次に掲げる公園、緑地等の施設（以下「公園等」という。）

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地

ウ 勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第7号）附則第2項の規定による廃止前の勤労者総合福祉施設整備基金条例（昭和52年兵庫県条例第5号）第1条に規定する勤労者総合福祉施設整備基金がその整備の資金に充てられ、又は勤労者福祉基金条例（昭和56年兵庫県条例第4号）第1条に規定する勤労者福祉基金がその改修の資金に充てられた野外活動施設

(共同住宅等の施設の規模)

第4条 条例第1条第4項に規定する規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。

(小規模購買施設等の施設)

第4条の2 条例第1条第8項に規定する規則で定める施設は、別表第2の2のとおりとする。

(公共車両)

第5条 条例第1条第9項に規定する規則で定める鉄道の車両及び乗合自動車は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(特定施設整備基準)

第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。

2 地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由により特定施設整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、当該基準によらないことができる。

(特定施設の建築等の届出)

第7条 条例第15条（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いるものを除く。）及び道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）（以下「路外駐車場等」という。）を除く。）にあつては特定施設建築等（変更）届（様式第1号）、路外駐車場等にあつては路外駐車場等建築等（変更）届（様式第2号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、特定施設（路外駐車場等を除く。）の建築等の届出にあつては第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあつては第1号、第8号及び第9号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあつては当該変更に係る第1号から第9号までに掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図

(3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した2面以上の敷地の断面図

(4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図

(5) 縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口（以下「外部出入口」という。）の位置を明示した2面以上

の建築物の立面図

- (6) 縮尺及び床の高さを明示した2面以上の建築物の断面図
- (7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調査
- (8) 障害者が利用できる駐車区画を明示した駐車場の平面図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(特定施設の建築等に係る軽微な変更)

第8条 条例第17条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設の規模の変更のうち、特定施設整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更(工事の完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による届出は、特定施設(路外駐車場等を除く。)にあっては特定施設工事完了届(様式第4号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等工事完了届(様式第5号)により行わなければならない。

(適合証)

第10条 条例第19条第2項に規定する規則で定める適合証の様式は、様式第6号のとおりとする。

(通知をもって届出に代える法人)

第11条 条例第21条第1項に規定する規則で定める法人は、別表第4のとおりとする。

(特定施設の建築等の通知)

第12条 条例第21条第2項の規定による通知は、特定施設(公共施設を除く。)の建築等の工事に着手する日の30日前までに、公益的施設(路外駐車場等を除く。)及び共同住宅等の施設にあっては公益的施設等建築等通知書(様式第7号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等通知書(様式第8号)、公共施設にあっては公共施設新設等通知書(様式第9号)により行わなければならない。この場合において、公共施設に係る通知は、年度ごとに当該年度分について行うものとする。

2 前項の通知書には、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添付しなければならない。

- (1) 公益的施設等建築等通知書 第7条第2項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書
- (2) 路外駐車場等建築等通知書 第7条第2項第1号、第8号及び第9号に掲げる図書
- (3) 公共施設新設等通知書 工事箇所図及び公共施設(道路を除く。)に係る通知にあっては、知事が別に定める様式による公共施設の整備の計画を記載した調査(整備状況に関する情報の公表)

第12条の2 条例第24条の2に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第4の2のとおりとする。

2 条例第24条の2に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項(特定施設整備基準に該当するものに限る。)とする。

- (1) 主要な出入口の戸の形式
- (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無
- (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者(以下「オストメイト」という。)が安全かつ快適に利用することができる便所の有無
- (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況
- (5) ホテル又は旅館(以下「ホテル等」という。)にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室(以下「車椅子利用者利用客室」という。)の有無並びに点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無
- (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設(以下「車椅子利用者利用駐車施設」という。)の有無
- (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (9) 固定式の観覧席又は客席を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース及び集団補聴設備の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 日本工業規格 Z8210 に定められている図記号(以下「JIS適合図」という。)を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。
- (2) 前項第2号、第3号及び第5号から第9号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。

4 条例第24条の2に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) パンフレットその他これに類するものへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

5 条例第24条の2の規定による情報の公表は、原則として前項第1号に掲げる方法により行わなければならない。

(建築の規模)

第12条の3 条例別表第1に規定する規則で定める基準規定及び規模は、次項に定めるもののほか、別表第4の3のとおりとする。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)第11条から第21条までの規定を政令第22条第2号から第6号までに掲げる建築物の部分に適

用させる場合にあっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000平方メートル以上（公衆便所にあつては、50平方メートル以上）の規模とする。

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第12条の4 条例第24条の6第1項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第4の4のとおりとする。

2 条例第24条の4に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第4の4の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第12条の5 条例第24条の6第3項の規定による認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の写し（建築物の構造に係る図書のうち知事が別に定めるものを除く。）

(2) 知事が別に定める様式による特別特定建築物（条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の建築の計画を記載した調書

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（小規模購買施設等整備基準）

第12条の6 小規模購買施設等整備基準は、別表第4の5のとおりとする。

（小規模購買施設等の施設の建築等の届出）

第12条の7 条例第24条の9（条例第24条の11において準用する場合を含む。）の規定による届出は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等（変更）届（様式第10号の2）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書（小規模購買施設等の施設の建築等の変更の届出にあつては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図

(3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図

(4) 知事が別に定める様式による小規模購買施設等の施設の整備の計画を記載した調書

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（小規模購買施設等の施設の建築等に係る軽微な変更）

第12条の8 条例第24条の11に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 小規模購買施設等の施設の規模の変更のうち、小規模購買施設等整備基準の適用の変更を伴わないもの

(2) 高齢者等の安全かつ快適な小規模購買施設等の施設の利用の見地から支障がないと認められる変更

（小規模購買施設等の施設の建築等の通知）

第12条の9 条例第24条の12第1項の規定による通知は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等通知書（様式第10号の4）により行わなければならない。

2 前項の通知書には、第12条の7第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（住宅整備基準）

第13条 住宅整備基準は、別表第5のとおりとする。

2 心身の状況により住宅整備基準による整備が適当でない場合は、当該基準によらないことができる。

（届出を要する共同住宅の規模）

第14条 条例第29条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に存する戸数21戸とする。

（共同住宅の建築等の届出）

第15条 条例第29条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等（変更）届（様式第11号）により行われなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 知事が別に定める様式による共同住宅の整備の計画を記載した調書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（共同住宅の建築等に係る軽微な変更）

第16条 条例第31条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 共同住宅の規模の変更のうち、住宅整備基準の適用の変更を伴わないもの

(2) 高齢者等の安全かつ快適な共同住宅の利用の見地から支障がないと認められる変更

（共同住宅の建築等の通知）

第17条 条例第32条第1項の規定による通知は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等通知書（様式第13号）により行わなければならない。

2 前項の通知書には、第15条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件）

第17条の2 知事は、次に掲げる者のうちから、条例第33条の3第1項の規定による登録を行うものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者等であつて、知事が指定する研修を受講した者

(2) 福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であつて、知事が指定する建築又は福祉に関する資格を有する者

-
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の識見又は専門的知識を有すると知事が認める者
(福祉のまちづくりアドバイザーのあっせん)
- 第17条の3 条例第33条の3第3項の規定による福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）のあっせんを求めようとする者は、福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書（様式第14号）により申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
 - (2) 知事が別に定める様式による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の運営の状況又は計画を記載した調書
 - (3) 特定施設の整備を予定している場合にあつては、工事工程表
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 3 知事は、第1項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、アドバイザーのうちから、当該申請に係る特定施設の整備及び運営に関する点検及び助言を行う者として適当と認める者をあっせんするものとする。
(県民参加型特定施設の認定)
- 第17条の4 条例第33条の4の規定による認定（以下この条から第17条の6までにおいて「認定」という。）は、認定を受けようとする特定施設の所有者又は管理者（以下「特定施設の所有者等」という。）の申請に基づき行うものとする。
- 2 前項の申請をする者は、県民参加型特定施設認定申請書（様式第15号）に、次に掲げる図書を添付して、これらを知事に提出しなければならない。
- (1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
 - (2) 県民の参画と協働による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営の状況に関する図書
- 3 前項第2号に掲げる図書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) アドバイザーによる点検及び助言その他の県民の参画と協働により提示された整備及び運営に関する意見の内容
 - (2) 前号の意見を受けて行う特定施設の整備又は運営の措置の状況
- 4 知事は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定施設が、前項第1号の意見の内容を適切に反映して整備及び運営が行われているものと認めるときは、当該特定施設を県民参加型特定施設として認定するものとする。
- 5 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、知事が別に定める認定証を交付するものとする。
(報告の徴収等)
- 第17条の5 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた特定施設の所有者等に対し、当該認定に係る特定施設の整備又は運営の状況の報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の報告があつたときは、当該認定を受けた特定施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
(認定の取消し)
- 第17条の6 知事は、認定を受けた特定施設が当該認定の内容に従った整備又は運営が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
(勧告に従わない場合の公表)
- 第18条 条例第35条の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
- 2 条例第35条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 住所並びに法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
(類似の用途)
- 2 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第42号）附則第3項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物（同条例による改正後の福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の4の規定により追加した特定建築物を含み、改正後の条例第24条の5に規定する規模以上の用途の変更を行うものをいう。）が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。
 - (1) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
 - (2) 劇場、映画館又は演芸場
 - (3) 集会場又は公会堂
 - (4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - (5) ホテル又は旅館
 - (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
 - (7) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - (8) 博物館、美術館又は図書館

別表第1（第2条関係）

施設の用途	施設の規模
1 学校	全ての規模
2 病院又は診療所（以下「病院等」という。）	
3 次に掲げる集客、集会等を目的とする施設（以下「劇場等」という。） (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 集会場又は公会堂	
4 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（以下「官公署」という。）	
5 次に掲げる社会福祉施設（以下「老人ホーム等」という。） (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
6 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設（以下「運動施設」という。）	
7 博物館、美術館又は図書館（以下「博物館等」という。）	
8 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「銀行等」という。）	
9 自動車教習所	
10 次に掲げる公共の交通機関の施設（以下「公共の交通機関の施設」という。） (1) 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設（以下「鉄道駅等」という。） (2) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（別表第4の3及び別表第4の4において、「停車場等」という。）	
11 公衆便所	
12 公共用歩廊	
13 地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（以下「地下街等」という。）	
14 展示場	
15 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「物販店舗」という。）	
16 ホテル等	
17 遊技場	
18 公衆浴場	
19 飲食店	
20 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（以下「理髪店等」という。）	
21 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「クリーニング取次店等」という。）	
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（以下「学習塾等」という。）	
23 路外駐車場等	自動車の停留又は駐車のために供する部分の床面積の合計500平方メートル以上の規模

別表第2（第4条関係）

施設の用途	施設の規模
1 共同住宅	床面積の合計2,000平方メートル以上又は戸数の合計21戸以上の規模
2 寄宿舎	床面積の合計2,000平方メートル以上又は室数の合計51室以上の規模
3 事務所又は工場（以下「事務所等」という。）	床面積の合計3,000平方メートル以上の規模

別表第2の2（第4条の2関係）

施設の使用	施設の規模
1 展示場	床面積の合計100平方メートル未満の規模
2 物販店舗	
3 ホテル等	
4 遊技場	
5 公衆浴場	
6 飲食店	
7 理髪店等	
8 クリーニング取次店等	
9 学習塾等	

別表第3（第6条関係）

第1 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1 高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（以下「高齢者等利用経路」という。）	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（オに掲げる場合にあつては、その全て）を、高齢者等利用経路にすること。</p> <p>ア 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設（以下「公益的施設等」という。）に、高齢者等が利用する居室（以下「高齢者等利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該高齢者等利用居室までの経路（学校又は共同住宅等の施設であつて、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに高齢者等利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 公益的施設等が共同住宅又は寄宿舎である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>ウ 公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用便房（車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるものとして知事が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を設ける場合 高齢者等利用居室（当該公益的施設等に高齢者等利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。）から当該車椅子使用者利用便房までの経路</p> <p>エ 公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路</p> <p>オ 公益的施設等が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p>	別表第1及び別表第2に掲げる規模（以下「基準規模」という。）
	<p>(2) 高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>基準規模。ただし、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用にあつては、次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める規模とする。</p> <p>ア イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル以上の規模</p> <p>イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル以上の規模</p>

		ウ 路外駐車場等 基準規模
2 出入口	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する（以下「視覚障害者等が利用する」という。）主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口に限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ウ 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>エ 戸の前後に高低差を設けないものであること。</p> <p>(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く。）は、(2)のアからエまでに掲げるものとする。</p>	<p>基準規模</p> <p>(ア) アからウまでに掲げる事項にあっては、基準規模とする。</p> <p>(イ) エに掲げる事項にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p> <p>次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>ア イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等 基準規模</p> <p>イ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計1,000平方メートル</p> <p>(ア) 銀行等</p> <p>(イ) 地下街等</p> <p>(ウ) 物販店舗</p> <p>(エ) 遊技場</p> <p>(オ) 公衆浴場</p> <p>(カ) 飲食店</p> <p>(キ) 理髪店等</p> <p>(ク) クリーニング取次店等</p> <p>(ケ) 学習塾等</p> <p>(コ) 路外駐車場等</p> <p>ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル</p> <p>(ア) ホテル等</p> <p>(イ) 共同住宅</p> <p>(ウ) 寄宿舍</p>
3 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1) 高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(ア) 病院等</p> <p>(イ) 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）</p> <p>ウ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が</p>	<p>基準規模</p>

	<p>12分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等の部分</p>	
	<p>(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものであること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差を設けないものであること。</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p>
	<p>(3) 次に掲げる公益的施設等にあつては、高齢者等利用経路上に壁、固定式のついで等により外部から見通すことができない授乳所を1以上設けること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 劇場等</p> <p>ウ 運動施設</p> <p>エ 博物館等</p> <p>オ 展示場</p> <p>カ 物販店舗</p> <p>キ ホテル等</p> <p>ク 飲食店</p>	<p>床面積の合計5,000平方メートル以上の規模</p>
	<p>(4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち1以上を高齢者等利用経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。</p> <p>イ 下部に高さ65センチメートル以上であつて、かつ、奥行き45センチメートル以上の空間を設けるものであること。</p>	<p>基準規模</p>
4 階段	<p>高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(2) 踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(3) (2)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。</p> <p>(6) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。</p> <p>(7) 側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>(8) 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(9) 視覚障害者等が利用する階段の段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分は、この限りでない。</p> <p>ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける階段の踊場の部分</p> <p>イ 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する踊場の部分</p>	<p>(7) (1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げる事項にあつては、基準規模とする。</p> <p>(1) (3)に掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。</p>
5 傾斜路	<p>(1) 高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 勾配が20分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準</p>	<p>基準規模</p>

	<p>として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>エ 勾配が20分の1を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>(7) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の踊場の部分</p> <p>(エ) 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分</p>	
	<p>(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路は、(1)のアからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上であること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。</p>	<p>(7) アに掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p> <p>(イ) イ及びウに掲げる事項にあっては、基準規模とする。</p>
<p>6 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 高齢者等利用経路を構成するエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、高齢者等利用居室、車椅子利用者利用便所又は車椅子利用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するものであること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ウ かごの幅は、140センチメートル以上であつて、奥行きは135センチメートル以上であること。</p> <p>エ かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>オ かご内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>カ かご内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>ク かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>ケ かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>コ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>サ かご内及び乗降ロビーに、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。</p> <p>シ 乗降ロビーは、高低差がないものであつて、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上であること。</p> <p>ス 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、アからスまでに掲げるもののほか、次に掲げ</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>a 公衆便所 床面積の合計50平方メートル</p> <p>b 路外駐車場等 基準規模</p>

	<p>るものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降ロビーは、この限りでない。</p> <p>(7) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>(イ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が使用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該別の位置に設ける制御装置に限る。)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が容易に操作することができる構造であること。</p> <p>(ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p>	
	<p>(2) 共同住宅(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。)にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア 高齢者等利用経路と連結するものであること。</p> <p>イ かごの幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ (1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものであること。</p>	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	<p>(3) かごの幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の高齢者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を(1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p>	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	<p>(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(以下「特殊構造昇降機」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 平成18年国土交通省告示第1492号の第1に規定する特殊構造昇降機であつて、かつ、その構造は、同告示の第2に規定するものであること。</p> <p>イ 昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けるものであること。</p>	基準規模
7 便所	<p>(1) 高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下7において同じ。)は、次に掲げるものとする。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。</p> <p>(7) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。</p> <p> a 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p> b 勾配は、12分の1を超えないものであること。</p> <p> ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1を超えないものであること。</p> <p>(イ) 2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p>	基準規模
	<p>(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。</p> <p>(7) 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。</p> <p>(イ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。</p> <p>(ウ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けるものであること。</p>	
	<p>(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げる車</p>	床面積の合計1,000平方メ

	<p>椅子使用者利用便房を1以上設けること。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 カ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 キ 車椅子使用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (ア) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (イ) (2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)のアの(イ)については、この限りでない。 ク 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p>	<p>一トール以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 a 公衆便所 基準規模 b 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 2,000平方メートル (a) 物販店舗 (b) ホテル等 (c) 遊技場 (d) クリーニング取次店等 (e) 共同住宅 (f) 寄宿舍</p>
	<p>(4) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、(3)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 車椅子使用者利用便房を設ける公益的施設等(イ及びウを除く。) イ 共同住宅 ウ 寄宿舍</p>	<p>基準規模</p>
	<p>(5) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を1以上設けること。 ア オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けるものであること。 イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (ア) 病院等 (イ) 劇場等 (ウ) 官公署 (エ) 博物館等 (オ) 展示場 (カ) 物販店舗 (キ) 飲食店 ウ イに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。</p>	<p>a アに掲げる事項にあつては、床面積の合計 2,000平方メートル以上の規模とし、公衆便所にあつては、床面積の合計 50平方メートル以上の規模とする。 b イ及びウに掲げる事項にあつては、床面積の合計 10,000平方メートル以上の規模とする。</p>
	<p>(6) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児を座らせることができる設備(以下「ベビーチェア」という。)を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 学校 イ 老人ホーム等 ウ 自動車教習所 エ 遊技場 オ 理髪店等 カ クリーニング取次店等</p>	<p>床面積の合計 1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (ア) 公衆便所 基準規模 (イ) 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 2,000平方メートル a 物販店舗 b ホテル等</p>

	<p>キ 学習塾等 ク 路外駐車場等 ケ 共同住宅 コ 寄宿舍 サ 事務所等</p>	
8 ホテル等の客室	<p>(1) ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子利用者利用客室を1以上設けること。 ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。）設けられている場合は、この限りでない。 （ア） 出入口は、7の(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げるものであること。 （イ） 7の(2)のアの(ア)及び(イ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 （ウ） 便房は、7の(3)のイからオまでに掲げるものであること。 （エ） 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 （オ） 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 イ 浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上設けられている場合は、この限りでない。 （ア） 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 （イ） 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 （ウ） 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 （エ） 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 （オ） 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。 （カ） 洗いの床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p> <p>(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>	客室の総数 50 室以上の規模
9 敷地内の通路	<p>(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 段がある部分は、4の(2)及び(4)から(8)までに掲げるものであること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 （ア） 5の(1)のウ及びエに掲げるものであること。 （イ） 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 3の(2)のアからウまでに掲げるものであること。 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 （ア） 5の(2)のア及びイに掲げるものであること。 （イ） 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。</p>	基準規模

	<p>ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝ぶたを設けるものであること。 (ア) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上は、視覚障害者が安全かつ快適に利用できる経路（以下「視覚障害者利用経路」という。）であること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 (ア) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (イ) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 (ウ) 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路がイ及びウに掲げるものである場合 イ 視覚障害者利用経路は、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられるものであり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けるものであること。 ウ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し段差、傾斜及び車路の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、(ア)及び(イ)に掲げる部分のうち、3の(1)のウの(ア)から(ウ)まで、4の(9)のア及びイ並びに5の(1)のオの(ア)から(イ)までに掲げる部分は、この限りでない。 (ア) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 (イ) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (ウ) 車路に近接する部分 (エ) 車路を横断する部分</p>	
<p>10 駐車場</p>	<p>(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上であること。 イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。 ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車椅子利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合には、(1)に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (ア) 公衆便所 床面積の合計50平方メートル (イ) 路外駐車場等 基準規模</p> <p>基準規模</p>
<p>11 浴室等</p>	<p>(1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下11において同じ。）を8の(1)のイの(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとする。 ア 病院等 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、ホテル等にあつては、床面積の合計5,000平方メートル以上の規模とする。</p>

	<p>ウ ホテル等 エ 公衆浴場</p> <p>(2) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>ア 学校 イ 老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。) ウ 運動施設</p> <p>(3) (2)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅が80センチメートル以上のシャワー用の区画を1以上設けるものであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が、80センチメートル以上とするものであること。 ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 オ シャワー用の区画に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、学校にあっては、基準規模とする。</p>
12 標識	<p>高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の見やすい位置に、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>ア 官公署 基準規模 イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル</p> <p>(ア) 学校 (イ) 物販店舗 (ウ) ホテル等 (エ) 遊技場 (オ) クリーニング取次店等 (カ) 共同住宅 (キ) 寄宿舎</p>
13 案内設備	<p>(1) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図を用いて表示する案内板その他の設備を設けること。ただし、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>ア 官公署 基準規模 イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル</p> <p>(ア) 学校 (イ) 物販店舗 (ウ) ホテル等 (エ) 遊技場 (オ) クリーニング取次店等 (カ) 共同住宅 (キ) 寄宿舎</p>
14 案内設備までの経路	<p>道等から13の(2)に掲げる設備又は案内所までの経路(視覚障害者等が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者利用経路にすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (2) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9の(3)のイ及びウに掲げるものである場合</p>	
15 固定観覧席	<p>劇場等に固定式の観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる車椅子使用者が円滑に利用できる区画を1以上設けるものであること。</p> <p>ア 室の出入口の付近に設けるものであること。 イ 室の出入口から当該区画までの通路の床面に高低差がある場合には、5の(1)のアからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。 ウ 間口は90センチメートル以上であって、奥行きは140センチメートル以上であること。</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模</p>

	(2) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。	
--	--	--

- 備考
- 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公益的施設等に適用する。
 - 2 1の(1)のAに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により9の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、1の(1)のA中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。
 - 3 適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあつては、「自動車の停留又は駐車のために供する部分の面積」とする。

第2 公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1 高齢者等利用経路	<p>第1の1(1)のイ及びオを除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる経路にあっては、それぞれその1以上を、高齢者等利用経路にすること。</p> <p>ア 地上の道等から一般の旅客が利用する改札口を經由し、各乗降場の車両等の乗降口までの経路</p> <p>イ 乗車券等販売所、待合所又は案内所を設ける場合にあつては、アの経路(高齢者等利用経路としたものに限る。ウ及びエにおいて同じ。)からそれぞれ当該乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路</p> <p>ウ 車椅子利用者利用便房を設ける場合にあつては、アの経路から当該車椅子利用者利用便房までの経路</p> <p>エ 車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合にあつては、アの経路から当該車椅子利用者利用駐車施設までの経路</p> <p>(2) (1)の高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア (1)のアの経路において床面に高低差がある場合は、エレベーターを設けること。ただし、床面の高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができるものとする。</p> <p>イ (1)のイからエまでの経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>全ての規模。ただし、第1の1の(2)及び第2の1の(2)に掲げる事項にあっては、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限り、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。</p>
2 出入口	<p>第1の2に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。</p>	<p>全ての規模</p>
3 廊下等	<p>第1の3(1)のイ及び(3)を除く。)に掲げるものとするほか、次に掲げる廊下等の部分は、視覚障害者利用経路とすること。</p> <p>(1) 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分</p> <p>(2) (1)に掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分</p>	
4 階段	<p>第1の4に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。</p> <p>(2) 回り階段としないこと。</p>	
5 傾斜路	<p>第1の5に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する傾斜路は、第1の5の(1)のイに掲げる手すりを両側に設けること。</p>	
6 エレベーターその他の昇降機	<p>第1の6(2)を除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 鉄道駅等に出入口が複数あるエレベーター(開閉するかごの出入口を文字等及び音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)を設ける場合には、第1の6の(1)のエ及びカを除き、また、第1の6の(1)のウにかかわらず、かごの床面積は1.83平方メートル以上であつて、かつ、かごの幅は90センチメートル以上であること。</p> <p>(2) かご及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>(3) かご及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。</p>	<p>全ての規模。ただし、(2)及び(3)に掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。</p>
7 便所	<p>第1の7(4)並びに(5)のイ及びウを除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。</p>	<p>全ての規模。ただし、第1の7の(5)のアに掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。</p>

<p>8 敷地内の通路</p>	<p>第1の9に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりの端部の付近に、段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 イ 踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ウ 回り階段としないこと。</p> <p>(2) 傾斜路には、踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(3) 次に掲げる敷地内の通路の部分は、視覚障害者利用経路であること。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上の敷地内の通路の部分 イ アに掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの敷地内の通路の部分</p>	<p>全ての規模</p>
<p>9 駐車場</p>	<p>第1の10に掲げるものとする。</p>	<p>(1) 第1の10の(1)に掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2) 第1の10の(2)に掲げる事項にあっては、全ての規模</p>
<p>10 標識</p>	<p>第1の12に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 乗車券等販売所の付近の見やすい位置に、当該乗車券等販売所があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 (2) 標識に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。</p>	<p>全ての規模</p>
<p>11 案内設備</p>	<p>第1の13に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第1の13の(1)及び(2)の案内板その他の設備は、乗車券等販売所の配置を表示するものであること。 (2) 第1の13の(1)の案内板その他の設備に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。 (3) 車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備を設けるものであること。</p>	<p>全ての規模</p>
<p>12 案内設備までの経路</p>	<p>第1の14に掲げるものとする。</p>	
<p>13 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号。第2において「省令」という。)第16条(第1項第1号を除く。)及び第17条の基準に同じ。</p>	
<p>14 休憩設備</p>	<p>省令第18条の基準に同じ。</p>	
<p>15 改札口</p>	<p>(1) 鉄道駅等にあつては、省令第19条(省令第22条において準用する場合を含む。)の基準に同じ。この場合において、省令第19条第1項中「移動等円滑化された経路」とあるのは、「高齢者等利用経路」とする。 (2) 航空旅客ターミナル施設にあつては、省令第29条の基準に同じ。</p>	
<p>16 乗降場等</p>	<p>(1) 鉄道駅等のプラットホームにあつては、省令第20条及び第21条(省令第22条において準用する場合を含む。)の基準に同じ。 (2) バスターミナルの乗降場にあつては、省令第23条の基準に同じ。 (3) 旅客船ターミナルの乗降用設備等にあつては、省令第24</p>	

	条及び第 26 条の基準に同じ。 (4) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場の通路等にあつては、省令第 27 条（第 3 項を除く。）及び第 28 条第 1 項の基準に同じ。	
17 一時使用目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1 から 16 までの基準によらないことができるものであること。	1 から 16 までに掲げるそれぞれの規模

- 備考 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公共の交通機関の施設に適用する。
- 2 整備基準を第 1 の基準に掲げるものとする場合においては、第 1 の事項の欄中「公益的施設等」とあるのは、「公共の交通機関の施設」とする。
- 3 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

第 3 公共施設（道路）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道	<p>(1) 幅は、200 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 舗装は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号。第 3 において「省令」という。）第 5 条第 2 項の基準に同じ。</p> <p>(3) 省令第 7 条第 1 項の基準に適合する縁石線を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する縁石の高さは、省令第 7 条第 2 項の基準に同じ。ただし、歩行者の安全な通行が確保されている場合であつて、雨水等の適切な排水が確保できるときには、必要に応じ 5 センチメートルまで低くすることができるものとする。</p> <p>(5) 車道等に対する高さは、省令第 8 条（第 1 項ただし書を除く。）の基準に同じ。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、次に掲げる部分の車道等に対する高さは 2 センチメートルを標準とし、そのすりつけ勾配は 8 パーセント以下とすること。</p> <p>ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分</p> <p>(6) 次に掲げる部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が 12.5 パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。</p> <p>ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分</p> <p>(7) 横断歩道が中央分離帯を横断する部分は、車道等と同じ高さとする。ただし、横断する者の安全を確保するために当該中央分離帯にその者を滞留させる必要がある場合は、車道等に対する高さは 2 センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が 12.5 パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。</p> <p>(8) 乗合自動車停留所を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、省令第 17 条の基準に同じ。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 視覚障害者が安全かつ快適に利用するために必要であると認められる箇所に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p>

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「歩道等」とあるのは、「歩道」とする。

第4 公共施設（公園等）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 園路及び広場	<p>(1) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。第4において「省令」という。）第3条の基準に同じ。この場合において、同条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び」とあるのは、「公園等の出入口と2から8までの施設その他主要な施設との間の経路及び駐車場と当該施設（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路並びに」とする。</p> <p>(2) 省令第3条第2号の通路にあっては、次に掲げるものとすること。 ア 縦断勾配が5パーセントを超える箇所にあつては、次に掲げるものであること。 (ア) 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (イ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。 イ 通路を横断する排水溝に車椅子のキャスターが落ち込まないように措置するものであること。</p> <p>(3) 省令第3条第3号の階段及び同条第5号の傾斜路に設ける手すりにあつては、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものとする。</p>
2 屋根付広場	<p>省令第4条の基準に同じ。</p>
3 休憩所及び管理事務所	<p>省令第5条の基準に同じ。</p>
4 野外劇場及び野外音楽堂	<p>省令第6条の基準に同じ。</p>
5 駐車場	<p>(1) 省令第7条（第2項第2号を除く。）の基準に同じ。この場合において、同条中「車いす使用者用駐車施設」とあるのは、「車椅子使用者利用駐車施設」とする。</p> <p>(2) 車椅子使用者利用駐車施設を次に掲げるものとすること。 ア 出入口又はエレベーターまでの通路は、次に掲げるものであること。 (ア) 路面に高低差のある場合には、第1の5の(1)のイからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。 (イ) 第1の9の(1)のア及び(2)のウに掲げるものであること。 イ 屋外のものにあつてはその出入口、屋内のものにあつては出入口又はエレベーターにそれぞれ近い位置に設けるものであること。 ウ 第1の10の(1)のウ及びエに掲げるものであること。</p>
6 便所	<p>(1) 省令第8条から第10条まで（省令第9条第3項において準用する同条第1項第1号イを除く。）の基準に同じ。</p> <p>(2) 省令第8条第1項の便所の1以上に、第1の7の(2)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものとする。</p> <p>(3) 省令第8条第1項の便所の1以上に、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものとする。</p> <p>(4) 省令第9条第1項の便所にあつては、次に掲げるものとすること。 ア 省令第9条第1項第1号ハの傾斜路にあつては、幅は90センチメートル以上とし、勾配は12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。 イ 省令第9条第1項第1号ニの標識にあつては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ 省令第9条第1項第1号ホの戸にあつては、次に掲げるものであること。 (ア) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (イ) 戸の前後に高低差を設けないものであること。 (3) 省令第9条第2項の便所にあつては、次に掲げるものとすること。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ 省令第9条第2項第2号の標識にあつては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 (6) 省令第8条第2項第2号の便所にあつては、次に掲げるものとすること。 ア 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p>

	<p>イ 第1の7の(2)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、第1の7の(2)のアの(イ)については、この限りでない。</p> <p>ウ 省令第10条の規定により読み替えて適用する省令第9条第2項第2号の標識にあつては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。</p> <p>エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p>
7 水飲場及び手洗場	省令第11条の基準に同じ。
8 掲示板及び標識	<p>(1) 省令第12条及び第13条の基準に同じ。</p> <p>(2) 園路の要所及び主要な出入口の付近に設けるものとする。</p>
9 一時使用目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1から8までの基準によらないことができるものであること。

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

別表第4（第11条関係）

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 独立行政法人水資源機構 | 6 独立行政法人都市再生機構 |
| 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 7 独立行政法人国立病院機構 |
| 3 地方住宅供給公社 | 8 国立大学法人 |
| 4 地方道路公社 | 9 大学共同利用機関法人 |
| 5 日本下水道事業団 | 10 独立行政法人国立高等専門学校機構 |

別表第4の2（第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場 (2) 物販店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店等 (7) クリーニング取次店等	床面積の合計 10,000 平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
2	(1) 病院等 (2) 劇場等 (3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。） (4) 博物館等 (5) 銀行等 (6) 地下街等	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
3	ホテル等	客室の合計 50 室以上の規模
4	(1) 官公署 (2) 公共の交通機関の施設	全ての規模

備考 1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

別表第4の3（第12条の3関係）

建築物	基準規定	規模
1 条例別表第1の1の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項第1号	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号（1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）及び第5号	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	銀行等にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第3号及び第4号イ	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所及び停車場等を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条から第21条まで	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 学校にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (3) 学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
2 条例別表第1の15の項から22の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項第1号及び第19条から第21条まで	(1) 次に掲げる建築物にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であつて、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 ア 物販店舗 イ ホテル等 ウ 遊技場 エ クリーニング取次店等 (2) (1)のアからエまでを除く建築物にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項第2号、第17条並びに第18条第2項第1号、第3号、第4号イ及び第5号	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	(1) ホテル等にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2) 展示場及びホテル等を除く建築物にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
3 条例別表第1の23の項に掲げる建築物	政令第14条第1項第1号、第18条第2項第2号イ（外部出入口に係る部分への適用を除く。）及び同号ロ（外部出入口の戸の構造に係る部分への適用を除く。）並びに第19条から第21条まで	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項第2号並びに第18条第2項第3号及び第4号イ	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、建築物の床面積の合計2,000平方メートル以上の規模

4 条例別表第1の24の項に掲げる建築物	政令第14条第1項第1号、第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号、第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第3号、第4号イ及び第5号並びに第19条から第21条まで	条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号口（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
5 条例別表第1の25の項に掲げる建築物	政令第14条第1項第1号、第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号、第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第3号、第4号イ及び第5号並びに第19条から第21条まで	条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号口（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考 基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る条例第24条の6第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

別表第4の4（第12条の4関係）

建築物 特定施設	事 項
1 出入口	<p>(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(2) 停車場等にあつては、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(3) 政令第18条第2項第2号の規定によるものとする出入口は、戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。</p>
2 廊下等	<p>政令第11条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる特別特定建築物にあつては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）</p> <p>(2) 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける部分</p> <p>(3) 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計5,000平方メートル以上のものに限る。）にあつては、移動等円滑化経路（政令第18条に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を1以上設けるものであること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 劇場等</p> <p>ウ 運動施設</p> <p>エ 博物館等</p> <p>オ 展示場</p> <p>カ 物販店舗</p> <p>キ ホテル等</p> <p>ク 飲食店</p> <p>(4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち1以上を移動等円滑化経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。</p>

	<p>ア 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。</p> <p>イ 下部に高さ65センチメートル以上であって、かつ、奥行き45センチメートル以上の空間を設けるものであること。</p> <p>(5) 停車場等にあつては、次に掲げる廊下等の部分は、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路であること。</p> <p>ア 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分</p> <p>イ アに掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分</p>
3 階段	<p>政令第12条の規定によるものとする階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 手すりは、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。</p> <p>(2) 停車場等及び床面積の合計が2,000平方メートル以上の特別特定建築物(停車場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)にあつては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。</p> <p>(3) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。</p> <p>(4) 側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものであつて、段がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)及び下端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける部分</p> <p>イ 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する部分</p> <p>(6) 停車場等にあつては、手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。</p> <p>(7) 停車場等にあつては、回り階段としないこと。</p>
4 傾斜路	<p>政令第13条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分に設ける手すりは、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。</p> <p>(2) 停車場等にあつては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。</p> <p>(3) 勾配が20分の1を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものであつて、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)及び下端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者等が利用するものであつて、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)又は下端に近接する部分</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者等が利用するものであつて、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)又は下端に近接する部分</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の部分</p> <p>エ 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する部分</p>
5 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 政令第18条第2項第5号の規定によるものとするエレベーター((4)に掲げる昇降機を除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア かご内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>イ かご内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>ウ かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>エ かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>オ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>カ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。</p> <p>キ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。)の移動等円滑化経路を構</p>

	<p>成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) かごの幅は140センチメートル以上であること。</p> <p>(1) かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>ク 停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) かご及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>(1) かご及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。</p> <p>(2) 床面積の合計2,000平方メートル以上の共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあっては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア 移動等円滑化経路と連結するものであること。</p> <p>イ かごの幅は100センチメートル以上であって、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 政令第18条第2項第5号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のAからカまでに掲げるものであること。</p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物にあっては、かごの幅が100センチメートル以上であって、かつ、奥行きが110センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を政令第18条第2項第5号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のAからカまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p> <p>(4) 政令第18条第2項第6号の規定によるものとする昇降機を設ける場合には、昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けること。</p>
<p>6 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下6において同じ。）は、次に掲げるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(1) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>(9) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であつて、かつ、その前後に高低差がないものであること。</p> <p>(1) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(2) 政令第14条第1項の規定によるものとする便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。</p> <p>(7) 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。</p> <p>(1) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。</p> <p>(9) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>イ 次に掲げる構造の腰掛式便所を1以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舍及び政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする車いす使用者用便所を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舍を除く。）を除く。</p> <p>(7) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。</p> <p>(9) 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>ウ 次に掲げる特別特定建築物にあっては、ベビーチェアを備えた便所及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを備えた便所の出入口付近の見やすい位置に当該設備を備えた便所である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便所及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。</p> <p>(7) 特別特定建築物（次に掲げる特別特定建築物並びに(1)及び(9)に掲げる特別特定建築物を除く。）であつて、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの</p> <p>a 学校</p> <p>b 老人ホーム等</p> <p>c 自動車教習所</p> <p>d 遊技場</p> <p>e 理髪店等</p> <p>f クリーニング取次店等</p>

	<p>g 学習塾等 h 路外駐車場等 i 共同住宅 j 寄宿舍 k 事務所等</p> <p>(イ) 公衆便所 (ウ) 次に掲げる特別特定建築物であつて、床面積の合計 2,000 平方メートル以上のもの a 物販店舗 b ホテル等</p> <p>(3) 政令第 14 条第 1 項第 1 号の規定により設けるものとする車いす使用者用便房は、次に掲げるものとする。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。 ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上であること。 イ 戸は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 エ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車いす使用者用便房である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 オ 車いす使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (ア) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (イ) (2) のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2) のアの(イ)については、この限りでない。 カ 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車いす使用者用便房を設けた便所である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p> <p>(4) 政令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により設けるものとする便房は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 10,000 平方メートル以上のものに限る。）にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (ア) 病院等 (イ) 劇場等 (ウ) 官公署 (エ) 博物館等 (オ) 展示場 (カ) 物販店舗 (キ) 飲食店 イ アに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設ける便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けている便所である旨を表示する標識を設けるものであること。</p> <p>(5) 政令第 14 条第 2 項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けること。 (6) 停車場等にあつては、高齢者、障害者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。</p>
7 ホテル等の客室	<p>(1) 政令第 15 条第 2 項の規定によるものとする車いす使用者用客室は、次に掲げるものとする。 ア 政令第 15 条第 2 項第 1 号の規定によるものとする便所は、次に掲げるものであること。 (ア) 政令第 15 条第 2 項第 1 号イの規定により設けるものとする車いす使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。 (イ) 出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90 センチメートル以上であること。 b 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないものであること。 (ウ) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (エ) 便所内に、6 の(2) のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (オ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (カ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p>

	<p>イ 政令第15条第2項第2号の規定によるものとする浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(イ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(ウ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(エ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p> <p>(2) 客室の総数が50室以上のホテル等にあつては、客の来訪又は非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>
<p>8 敷地内の通路</p>	<p>(1) 政令第16条の規定によるものとする敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 段がある部分は、3の(1)から(6)までに掲げるものであること。</p> <p>イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 4の(2)及び(3)に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(2) 政令第18条第2項第7号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝ぶたを設けること。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、道等から外部出入口までの経路のうち1以上を、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、停車場等を除く特別特定建築物であつて、敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第21条第2項及び(5)に規定するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 停車場等にあつては、(3)に掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの経路は、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(5) 敷地内の通路の次に掲げる部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち2の(2)のアからウまで、3の(5)のア及びイ並びに4の(4)のアからエまでに掲げる部分は、この限りでない。</p> <p>ア 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分</p> <p>イ 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>ウ 車路に近接する部分</p> <p>エ 車路を横断する部分</p>
<p>9 駐車場</p>	<p>(1) 政令第17条第2項の規定によるものとする車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 区画面及び付近の見やすい位置に、車いす使用者用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。</p> <p>イ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車いす使用者用駐車施設を設けている旨をJIS適合図を用いて表示し、車いす使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車台数が30台以上の駐車場（共同住宅及び寄宿舎に設けるものを除く。）であつて、かつ、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、政令第17条第1項及び(1)に規定する車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p>
<p>10 浴室等</p>	<p>(1) 次に掲げる特別特定建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下10において同じ。）を車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる特別特定建築物であつて、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(7) 病院等</p> <p>(イ) 老人ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）</p> <p>(ウ) 公衆浴場</p> <p>イ 床面積の合計5,000平方メートル以上のホテル等</p> <p>(2) (1)により設ける浴室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であつて、かつ、その前後に高低差がないものであること。</p> <p>ウ 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>エ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>オ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。</p>

	<p>カ 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした、出入りしやすい高さであること。</p> <p>(3) 次に掲げる特別特定建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>ア 学校</p> <p>イ 老人ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するものであって、床面積の合計1,000平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>ウ 運動施設（床面積の合計1,000平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(4) (3)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅が80センチメートル以上であるシャワー用の区画を1以上設けるものであること。</p> <p>イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が80センチメートル以上とするものであること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。</p> <p>オ シャワー室に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。</p>
<p>11 1 から 10 まで に 共 通 す る 事 項</p>	<p>(1) 移動等円滑化経路</p> <p>次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にすること。</p> <p>ア 建築物（学校及び共同住宅等の施設を除く。）の地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）</p> <p>イ 建築物が共同住宅又は寄宿舍である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舍の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p>
	<p>(2) 標識</p> <p>次に掲げる特別特定建築物にあっては、移動等円滑化の措置がとられた階段の付近の見やすい位置に、当該階段があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ア イからエまでに掲げる建築物を除く特別特定建築物であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの</p> <p>イ 官公署</p> <p>ウ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル以上のもの</p> <p>エ 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(ア) 学校</p> <p>(イ) 物販店舗</p> <p>(ウ) ホテル等</p> <p>(エ) 遊技場</p> <p>(オ) クリーニング取次店等</p> <p>(カ) 共同住宅</p> <p>(キ) 寄宿舍</p>
	<p>(3) 案内設備</p> <p>ア 政令第20条第1項の規定により設けるものとする案内板は、JIS適合図を用いて表示すること。</p> <p>イ 政令第20条第1項の規定により設けるものとする案内板その他の設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとする。ただし、当該階段の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 政令第20条第2項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとする。</p>

別表第4の5 小規模購買施設等整備基準 (第12条の6関係)

整備箇所	整備基準
1 出入口	高齢者等が利用する主たる外部出入口は、別表第3の第1の2の(1)及び(2)のアからウまでに掲げるものとする。
2 廊下等	高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 (1) 別表第3の第1の3の(1)のア及びウに掲げるものとする。 (2) 床面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は同表の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。
3 階段	高齢者等が利用する階段は、別表第3の第1の4の(1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げるものとする。
4 便所	ホテル等にあつては、高齢者等が利用する便所(客室の内部に設けるものを除く。)のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、別表第3の第1の7の(1)のアの(7)及び(4)、(2)並びに(3)のイからエまでに掲げるものとする。
5 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 別表第3の第1の9の(1)のア及びイに掲げるものとする。 イ 道等から外部出入口までの敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。 (7) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (イ) 別表第3の第1の9の(2)のウに掲げるものとする。 (ウ) 路面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は別表第3の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。 (2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、別表第3の第1の9の(3)のアからウまでに掲げるものとする。

別表第5 (第13条関係)

第1 住宅の専用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内の通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (2) 階段を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものとする。 ア 踏面の寸法は、24センチメートル以上とすること。 イ 蹴上げの寸法に2を乗じて得たものと踏面の寸法の合計が、55センチメートル以上65センチメートル以下とすること。 ウ 段は識別しやすいものであること。 エ 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けるものであること。 (3) 傾斜路を設置する場合にあつては、(2)のエに該当するものとする。
2 玄関	(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあつては、75センチメートル以上とすること。 (2) 出入口のくつずりと敷地が接する部分の高低差は、2センチメートル以下とし、当該くつずりと土間が接する部分の高低差は、5ミリメートル以下とすること。 (3) 土間の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (4) 上がりがまちは、安全上支障のない高さとする。 (5) 上がりがまち(式台を設置する場合にあつては、式台を含む。)の段を識別しやすいものとする。 (6) 上がりがまちの側壁に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (7) 式台及び靴の着脱を容易にするためのいす等を設置できる空間を確保すること。
3 廊下等	(1) 有効幅員は、85センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあつては、78センチメートル以上とすること。 (2) 側壁の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (3) 屈曲部及び出入口に接する部分に車椅子の転回が可能な空間を確保し、又は軽微な改造により当該空間を確保することができるよう措置を講ずること。
4 階段	(1) 勾配は、1分の1以下とし、かつ、1の(2)のイに該当するものとする。ただし、踊場を設置する場合は、この限りでない。 (2) 階段の側面の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (3) 手すりの端部は、下方に曲げる等通行する際に支障とならない形状とすること。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとする。 (7) 階段の上端部又は下端部は、上階又は下階の廊下の通行の支障とならない構造と

	<p>すること。</p> <p>(8) 回り段を設ける場合にあっては、1の段につき回る角度を45度以上の一定の角度とする等安全上支障のないものとする。</p>
5 便所	<p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。</p> <p>(2) 出入口に段を設けないこと。</p> <p>(3) 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずること。</p> <p>(4) 戸は、引き戸式又は外開き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。</p> <p>(5) 便器は、腰掛式とすること。</p> <p>(6) 便器の両側に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。</p>
6 洗面所及び脱衣所	<p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。</p> <p>(2) 出入口に段を設けないこと。</p> <p>(3) 洗面所にあっては、洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設置すること。</p> <p>(4) 脱衣所にあっては、衣服の着脱を容易にするための手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。</p>
7 浴室	<p>(1) 出入口の有効幅員は、65センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、60センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 内法寸法は、短辺140センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、2.5平方メートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、内法寸法は、短辺120センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、1.8平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口の戸は、引き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該戸を緊急時に救出しやすい構造のものとする。</p> <p>(4) 出入口の床面に高低差を設けないこととし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該床面の高低差は、12センチメートル以下とすること。</p> <p>(5) 洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、50センチメートル以下とすること。</p> <p>(7) 浴槽及び洗い場に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。</p>
8 居室	<p>(1) 次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずるものであること。</p> <p>イ 出入口に段を設けないものであること。</p> <p>(2) 1以上の居室を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 便所と同一階に近接して設置されたものであること。</p> <p>イ 玄関、洗面所、浴室及び食事室（以下「玄関等」という。）と同一階に設置されたもの又は軽微な改造により玄関等と同一階に設置されることとなるよう措置が講ぜられたものであること。ただし、当該居室が設置された階と玄関等が設置された階の間に特殊構造昇降機（建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機をいう。）が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、75センチメートル以上とするものであること。</p> <p>エ 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずるものであること。</p> <p>オ 緊急時に避難がしやすいよう措置を講ずるものであること。</p>
9 バルコニーその他これに類するもの	<p>出入口の段は、安全上支障のない高さ及び形状とすること。</p>

10 設備及び建具	<p>(1) 給水給湯設備、電気設備及びガス設備は、安全性に配慮されたものとし、かつ、操作が容易なものとする。</p> <p>(2) 照明設備を安全に必要な箇所に設置し、十分な照度を確保すること。</p> <p>(3) 便所、浴室及び8の(2)のアからオまでに該当する居室に緊急時に救助を求めるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。</p> <p>(4) 台所にガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。</p> <p>(5) 寝室、寝室に至る階段及び台所に火災を入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。</p> <p>(6) 冷房装置及び暖房装置を設置できるようコンセント等を設置すること。</p> <p>(7) 建具の取っ手及び施錠装置は、使用しやすいものとする。</p>
-----------	--

第2 一の建築物に存する戸数が20戸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内の通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内の通路の1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 路面に高低差がある場合にあっては、次のいずれにも該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル(階段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上であること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合にあっては、8分の1)以下であること。</p> <p>(ウ) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設置するものであること。</p> <p>(エ) 縁端部に5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設置するものであること。</p> <p>(オ) 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>(カ) 表面の色彩は、当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいものであること。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合にあっては、次のいずれにも該当する溝ぶたを設置すること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくいものであること。</p> <p>(イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>オ 自動車用の通路と分離するものであること。</p>
2 外部出入口	<p>(1) 幅員等</p> <p>1以上を次のいずれにも該当する外部出入口とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。</p> <p>ウ 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。</p> <p>エ 車椅子を使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。</p> <p>(2) 開閉用水平面</p> <p>床面積の合計1,000平方メートル以上である建築物の外部出入口にあっては、その1以上を車椅子を使用する者が戸を開閉するために必要な水平面を戸の前後に設置するものとする。</p> <p>(3) 敷地内の通路との連結</p> <p>(1)及び(2)に該当する外部出入口にあっては、その1以上を1の(1)及び(2)に該当する敷地内の通路と連結すること。</p>
3 床面(利用者の用に供しない部分を除く。)	滑りにくい仕上げとすること。
4 廊下等(利用者の用に供しない部分を除く。)	<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のアの(ア)から(カ)までに該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。</p> <p>(2) 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。</p>
5 階段(利用者の用に供しない部)	(1) 階段の側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。

分を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> (2) 手すりを階段の両側に連続して設置すること。 (3) 側面が壁でない場合にあっては、側板又は立ち上がりを設置すること。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとする。 (7) 主たるものを回り階段以外のものとする。
6 エレベーター	<p>かごの間口100センチメートル以上で奥行き110センチメートル以上のものを設置する場合にあっては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。 (2) かごの平面形状は、車椅子の転回が可能なものであること。 (3) 乗り場のボタンは、高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に設置するものであること。 (4) かご内の高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。 (5) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設置するものであること。 (6) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。 (7) 戸は、緩やかに開閉するものとし、かつ、開いている時間を車椅子による乗降に配慮したものであること。 (8) かごの出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。 (9) かご内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。 (10) かご内の左右両面の側板の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (11) 乗り場及びかご内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。 (12) 乗り場には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。 (13) 乗り場の幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上であること。 (14) 昇降路の出入口に接する乗り場の部分に水平面を設置するものであること。 (15) かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けること。 (16) かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けること。

様式第1号（第7条関係）

正 本

特定施設建築等（変更）届

年 月 日

様

届出者 住 所（法人にあつては、その所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者名）

印

電 話（ ） - 番

福祉のまちづくり条例第15条（第17条）の規定により、次のとおり特定施設の建築等（変更）の内容を届け出ます。

建築物の所在地							
建築物の用途							
建築物の階数							
工事種別		新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模な修繕・大規模な模様替え					
		届出部分		届出以外の部分		合計	
延べ面積		㎡		㎡		㎡	
延べ面積の内訳	用途（ ）	㎡		㎡		㎡	
	用途（ ）	㎡		㎡		㎡	
	用途（ ）	㎡		㎡		㎡	
	用途（ ）	㎡		㎡		㎡	
	その他	㎡		㎡		㎡	
共同住宅の戸数又は寄宿舎の室数		戸（室）					
工事着手予定年月日		年 月 日		工事完了予定年月日		年 月 日	
		代理者		設計者		工事施工者	
氏名							
事務所の所在地							
事務所の名称							
		電話（ ） - 番		電話（ ） - 番		電話（ ） - 番	
※		※					
受		処					
付		理					
欄		欄					

- 備考 1 この届は、建築物ごとに提出してください。
 2 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

（以下、省略）

2 福祉のまちづくり基本方針

I 基本方針の性格と位置付け

1 基本方針の性格

基本方針は、すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築に向け、条例第7条に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するため、県、市町、県民及び事業者の具体的な取組のあり方を示す指針としての性格を持つものである。

基本方針は概ね10年後を見据えて策定し、5年後の平成32年度を目標年次とする。

2 基本方針の位置付け

(1) 「まちづくり基本方針」の福祉のまちづくりに関する施策の詳細な指針

「まちづくり基本条例」では、第7条において、県は、すべての人々が安全に暮らすことができるまちづくりを推進するため、公益的施設等を円滑に利用することができるバリアフリー*のまちづくりに関する施策を講じるほか、第10条において、まちづくり施策を総合的に講ずるため「まちづくり基本方針」を定めることとしている。これを受け「まちづくり基本方針」では、安全・安心のまちづくりの取組みとして「福祉のまちづくり・ユニバーサルデザイン*の推進」を位置けている。基本方針は、「まちづくり基本方針」における「福祉のまちづくり」に関するハード施策*・ソフト施策*の詳細な指針として定めるものである。

※全てのエバーサルデザイン、バリアフリー：エバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方であるのに対し、バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方である。

※ハード施策：鉄道駅舎、バス、公園、住宅等の施設等のバリアフリー化・エバーサルデザイン化

ソフト施策：施設の整備・管理運営への障害者等の意見の反映やバリアフリー情報の発信、外出時の移動支援、教育等による心のバリアフリー化等

(2) 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」のまちづくりに関する施策を推進するための指針

本県では、平成17年に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもが同じ地域社会で生活する者として、主体的に生き、社会の支え手となるユニバーサル社会の実現に向け「ひと」「もの」「情報」「まち」「参加」の5つの基本目標を定めて取組の基本方向を示している。

基本方針は、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」のまちづくりに関する施策を推進するための指針であり、ひょうご障害者福祉計画や兵庫県老人福祉計画等、他の「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の実施計画（分野別計画）とも整合を図りながら定めるものである。

福祉のまちづくり基本方針の関連計画との位置付け

21世紀兵庫長期ビジョン

まちづくり基本方針

少子高齢社会福祉ビジョン

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

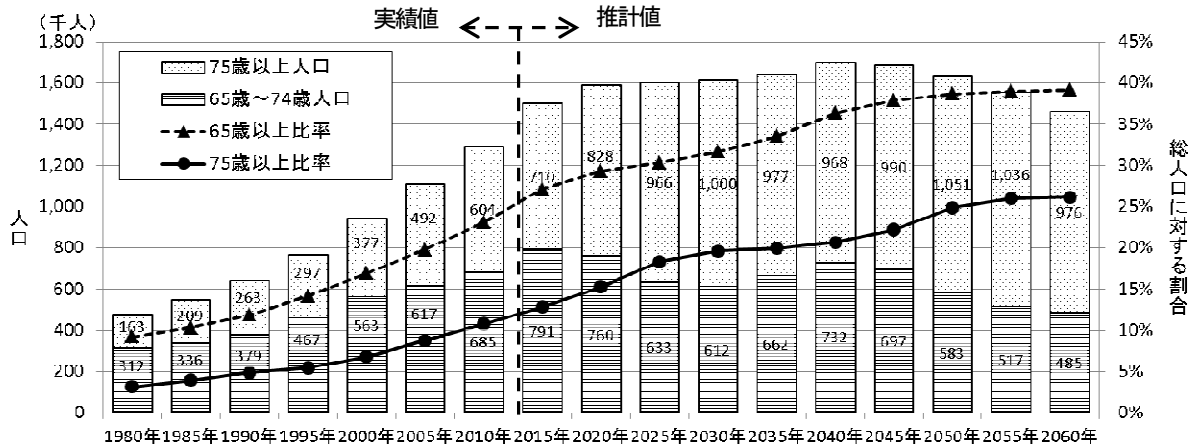
福祉のまちづくり基本方針

Ⅱ 福祉のまちづくりを取り巻く現状と課題

1 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

(1) 著しい高齢化の進展

本県の65歳以上人口は、平成27年(2015年)では150万人が、平成37年(2025年)には160万人に、75歳以上人口も平成27年(2015年)では71万人が、平成37年(2025年)には97万人となると推計されている。団塊の世代の高齢化の進行などにより65歳以上だけでなく75歳以上の人口も今後増加することが予想されている。

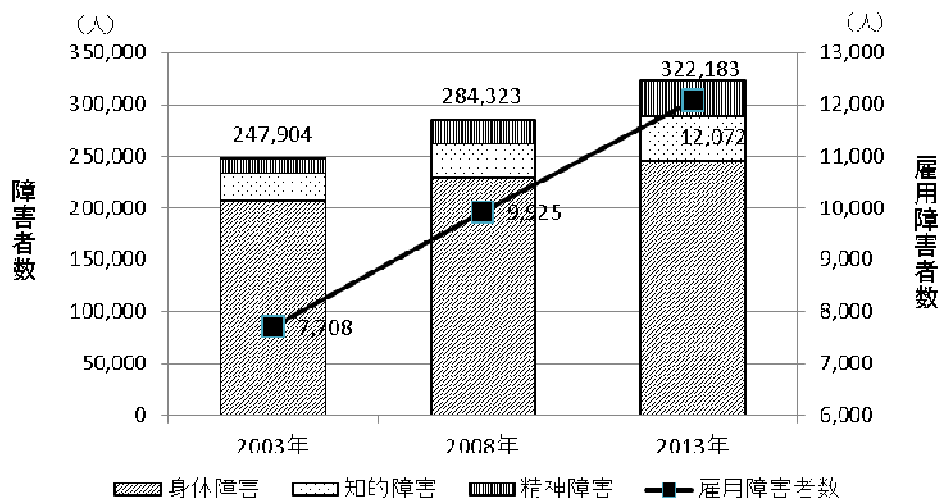


【高齢者数の推移】

資料：実績値(2010年以前)は国勢調査(各年)
推計値(2015年以降)は国立社会保障・人口問題研究所公表資料

(2) 障害者の社会進出の拡大

平成24年に「障害者自立支援法」が地域社会における共生の実現に向けて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正されたことなどを契機として、障害者の社会進出が拡大し、平成15年(2003年)に約7.7千人であった雇用障害者数は、平成25年(2013年)には約12.1千人となっている。



【兵庫県の障害者数及び雇用障害者】

資料：障害者数は県集計、
雇用障害者数は兵庫労働局発表資料

(3) 障害者差別解消法の制定と東京オリンピック・パラリンピックの開催決定

平成 25 年（2013 年）には障害者の権利の擁護に関する国際的な動向を踏まえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、行政、民間事業者に対して社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮が求められるなど、障害者に関する法制度の整備が進展した。

また、同年に平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、外国人観光客の受入環境整備が求められるとともに東京を中心にバリアフリーについても加速を求められている。

2 福祉のまちづくり基本方針に基づく主な取組の現状

本県では、基本方針に基づき、福祉のまちづくり施策を総合的かつ体系的に展開してきた。また、建築確認制度と連動した仕組み（H23.7～）により新築時のバリアフリー化が進展するとともに、障害当事者等の利用者の意見を施設の整備・運営に反映する先進的な取組の導入によって、全県的な福祉のまちづくりの推進に一定程度寄与してきた。

しかし、前基本方針において平成 27 年度を目標に掲げていた整備目標については、鉄道駅舎、公園（園路・広場）のバリアフリー化は目標を達成したが、一方、ユニバーサル社会づくり推進地区、バス車両、道路、公園（駐車場、トイレ）、施設、住宅（一定、高度）のバリアフリー化は未達成となっており、福祉のまちづくりの更なる推進が必要である。

(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進

高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できる環境を創出するため、市町と地域住民が協働し、高齢者や障害者、外国人など誰もが暮らしやすく活動できるまちづくりに取り組んでいく地区を「ユニバーサル社会づくり推進地区」として指定し、まちづくり活動や施設のバリアフリー改修等に対し助成を行っており、平成 27 年度末で 41 市町のうち 28 市町 28 地区で指定されている。

【整備目標及び進捗状況】

	目標(H27 末)	H22 末	H27 末
ユニバーサル社会づくり推進地区指定地区数	30 地区	21 地区	28 地区



【推進地区 PR 案内看板】

(2) 施設のバリアフリー化等の推進

① 公共交通機関の施設、車両等のバリアフリー化の促進

高齢者、障害者等の多くが日常利用する鉄道駅舎等の公共交通機関の施設へのエレベーター設置等による段差解消、視覚障害者誘導用ブロックへの内方線の設置等による転落防止対策、運行情報等の視覚・聴覚情報としての提供、乗降しやすいバス車両としてノンステップバスの導入を促進するとともに、鉄道や路線バス等の公共交通機関の撤退等により移動手段の確保が困難になった地区において、高齢者、障害者等の移動手段の確保を促進している。

鉄道駅舎のバリアフリー化については、平成 27 年度末現在、県下の 1 日の平均乗降客数 5 千人以上の 175 駅のうち 171 駅 (98%) が、1 日の平均乗降客数 3 千人以上 5 千人未満の 44 駅のうち 31 駅 (70%) でバリアフリー化を達成している。

バス車両については、平成 27 年度末で 58% のノンステップバス導入率となっているが、導入率には明確な地域差が見られる。

【整備目標及び進捗状況】

	目標(H27 末)	H22 末	H27 末
駅舎のバリアフリー化率 (1 日平均乗降客数 3 千人以上 5 千人未満)	70%	41% (16 駅/39 駅)	70% (31 駅/44 駅)
乗合バス※に対するノンステップバス導入率 ※移動等円滑化基準の適用除外認定車両を除く	60%	49% (1,053 台 /2,146 台)	58% (1,325 台 /2,276 台)

【地域別ノンステップバス導入率 (平成 27 年度末)】

地 域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
導入率	71.8%	57.8%	71.1%	54.3%	27.9%	77.0%	25.6%	18.4%	19.2%	0.0%	58.2%

② 公共施設のバリアフリー化

ア 道路のバリアフリー化

誰もが安全で安心して利用できる歩行空間の確保を目指し、歩道の整備や路肩のカラー舗装等を推進している。

また、「ユニバーサル社会づくり推進地区」やバリアフリー法に基づく「重点整備地区」では、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進するとともに、高齢者、障害者等の通行の多い交差点では、信号機に視覚障害者用付加装置の整備を推進している。

【整備目標及び進捗状況】

	目標(H27 末)	H22 末	H27 末
ユニバーサル社会づくり推進地区及び重点整備地区内の主要な経路を構成する道路のバリアフリー化率	90%	85%	89% [77%]
ユニバーサル社会づくり推進地区及び重点整備地区内の主要な経路を構成する道路に設置される信号機における視覚障害者用付加装置の整備率	100%	98%	99% [76%]

※H27 末の下段 [] 書きは H23 以降の新規地区等を含む場合

イ 公園等のバリアフリー化

誰もが安心して快適に利用できるよう、園路及び広場、駐車場、トイレなどの公園施設のバリアフリー化を進めるとともに、既存の公園をより利用しやすくするため、設備やサービスの有無を含めたインフォメーション強化などの改善を進めている。

県立・市町立を含めた都市公園のバリアフリー化率は、平成 27 年度末で園路及び広場が 68%、駐車場が 64%、トイレが 37%となっている。

【整備目標及び進捗状況】

		目標(H27 末)	H22 末	H27 末
都市公園	園路及び広場のバリアフリー化率	65%	60%	68%
	駐車場のバリアフリー化率	70%	57%	64%
	便所のバリアフリー化率	40%	32%	37%

※県立都市公園は、地形等によりバリアフリー化の対象とならない公園を除き、平成 27 年度末までに園路及び広場については約 9 割、駐車場、トイレについては全てバリアフリー化済

③ 公益的施設等のバリアフリー化

条例では、高齢者、障害者等に配慮した施設整備等を促進するため、福祉・医療・教育施設、購買施設、共同住宅、事務所等（以下「公益的施設等」という。）の遵守すべきバリアフリー整備基準を定め、基準への適合を義務付けている。また、生活に密着した身近な店舗等（以下「小規模購買施設等」という。）についても、小規模購買施設等整備基準を定めて適合するよう求めている。

同時に、「施設整備・管理運営の手引き」の充実などにより、バリアフリー整備基準に加えて配慮すべき事項や良好な管理・運営手法の普及を図っている。

条例施行以前の既存施設も含めた公益的施設等の基本的なバリアフリー化率は、平成 27 年度末現在で 65%となっている。

【整備目標及び進捗状況】

		目標(H27 末)	H22 末	H27 末
公益的施設等の基本的なバリアフリー化率 〔バリアフリー情報公開制度の対象施設のうち条例に適合した施設の割合〕		70%	58%	65%

④ 住宅のバリアフリー化

高齢者、障害者等をはじめとするすべての人々が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、平成 7 年度から「人生 80 年いきいき住宅助成事業」により、既存住宅を高齢者、障害者等に配慮した住宅に改造する費用等に対し助成しており、平成 27 年度末までに累計約 45,900 件に対して支援を行ってきた。

公営住宅では、高齢者、障害者等が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、建替えの際に、高齢者、障害者等にも配慮した設計、設備仕様とするとともに、既設公営住宅についても、エレベーターの設置や住戸の改善等を実施している。

あわせて、見守りや緊急時の対応等のため、LSA（生活援助員）の配置を進めてきた。

また、高齢者の良質な住まいの確保が可能となるよう、サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進した。

さらに、誰もが安心して生活できるよう、住宅全般の整備について、条例の住宅整備基準に基づく指導・助言や配慮すべき事項の普及を図っている。

平成 25 年の住宅・土地統計調査による住宅の一定のバリアフリー化に該当する住宅は 46.2%となっている。

【整備目標及び進捗状況】

	目標 (H27 末)	H20	H25	H27
住宅の一定のバリアフリー化率 (高齢者が居住する住宅のうち、2か所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当する住宅の割合)	65%	42.2%	46.2%	48%
住宅の高度なバリアフリー化率 (高齢者が居住する住宅のうち、2か所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当する住宅の割合)	20%	12.4%	13.1%	13%

※H20、H25 は住宅・土地統計調査、H27 見込は県推計

(3) 高齢者、障害者等の参画による施設整備、管理・運営の推進

平成 23 年度からハード、ソフトの両面から利用しやすい施設とするため、既存施設を含めて施設の整備、管理・運営について高齢者、障害者等の利用者の意見を聴き、それを反映していくための制度として、「福祉のまちづくりアドバイザー[※]」による施設の点検・助言制度(チェック&アドバイス)を推進するとともに、県民の参画と協働により高齢者、障害者等が利用しやすい整備と運営を行っている施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度を推進している(平成 27 年度末までの累計 10 件)。

また、高齢者、障害者等の利用者による点検・助言で得られた新たな提案や施設改善への意見は、「施設整備・管理運営の手引き」等にフィードバックし、事例の蓄積による段階的かつ継続的な制度の改善につなげている。

※福祉のまちづくりアドバイザーの登録状況 (H27 末時点)

		登録人数	属 性
利用者 アドバイザー		32	車椅子 5、肢体不自由 9、聴覚 7 視覚 8、言語 1、内部 1、外国人 1
専門家 アドバイザー	福祉	16	社会福祉士 8、介護福祉士 2 作業療法士 3、理学療法士 3
	建築	64	建築士等
合 計		112	



【施設の点検・助言】
(チェック&アドバイス)

(4) 情報のバリアフリー化の推進

① 施設のバリアフリー情報の公表の推進

高齢者、障害者等が外出しやすいまちを実現するため、利用者が施設利用に際して事前に情報を入手できるよう、一定の用途・規模の特定施設について、エレベーター等の設備のバリアフリー情報の公表を条例で義務付けている。(平成 27 年度末でバリアフリー情報公表率 78%)

② 多様な伝達手法を活用した情報提供の推進

誰もが容易に設備やサービスの有無を含めた情報を入手することができるよう、県主催のイベント等における手話通訳者や要約筆記者の配置や、外国人旅行者等に対してツーリズム情報の提供を行う「ひょうごツーリスト・インフォメーション・デスク」の運営等を実施し、高齢者や障害者をはじめ国内外から訪れる観光客等にとっても分

かりやすい情報提供を推進している。

③ 相談体制の整備

誰もが安心して在宅で生活し続けられるよう、「ひょうご住まいサポートセンター」等の相談窓口において住宅や生活に関する相談に対応して助言を行うとともに、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる居住支援協議会により情報提供や相談体制の構築を行い、高齢者、障害者等への居住支援を実施している。(平成 27 年度末時点の居住支援協議会加入市町数 36 市町)

(5) 災害時のバリアフリー化の推進

地震や台風など自然災害時等において、要援護者に対し迅速かつ的確な対応を図るため、災害時要援護者支援指針(平成 25 年版)を策定し、市町における災害時要援護者支援の取組を促進させるとともに、一般の避難所での避難生活が困難な要援護者が避難できるよう、バリアフリー化された老人福祉センター等を福祉避難所として指定する取組を推進している。

(6) 福祉のまちづくりを支える基盤づくり

① 福祉のまちづくりに関する県民意識の高揚

福祉のまちづくりを推進するため、高齢者、障害者をはじめ、誰もがまちなかで困っているときに声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動実践事業」の推進や、内部障害者等外見から分かりにくい人の社会参加を応援する「譲りあい感謝マーク」の普及啓発などにより、県民、事業者等に福祉のまちづくりに関する意識の高揚や知識の普及を図っている。

② 福祉のまちづくりにおける担い手づくり

将来の福祉のまちづくりの担い手である児童生徒の豊かな心を育み、障害者等に対する理解や福祉のまちづくりへの理解を深め実践する担い手として育てるため、小中学校の「総合的な学習の時間」を活用したユニバーサルデザイン等の学習の促進や、生涯学習情報の提供を幅広く行う「ひょうごインターキャンパス」によるユニバーサルデザイン等の学習機会の提供により、県民各層に福祉のまちづくりの理念の浸透を図っている。

③ 福祉のまちづくりをひろげる調査研究の推進

高齢者、障害者等が自宅で快適に生活し、まちに出て社会への積極的な参加を可能とする環境整備を進めるため、面的なまちづくり、交通、コミュニケーション、住宅・福祉機器、義肢装具など福祉のまちづくりに係る幅広い課題について、福祉のまちづくり研究所において、高齢者、障害者等のニーズを踏まえた先進的、国際的な調査研究や情報発信を行っている。

3 福祉のまちづくりの課題

(1) 多様な要配慮者の増加に応じた対応

本県では、条例に基づくバリアフリー化の義務付け、既存の鉄道駅舎へのエレベーター設置や住宅のバリアフリー改造支援等を行っている。

バリアフリー化を重点的に進めてきた結果、本県の福祉のまちづくりは高齢者、障害者だけでなく、妊婦、乳幼児連れの方、外国人等すべての県民を対象とする一方で、特に高齢者、身体障害者を主な対象として取り組んできたと言える。

高齢者人口の増加、障害者の社会進出はこれからも進んでいくことからバリアフリー化の取組は引き続き進めることが必要であるが、それ以外の対象者の特性にも目を向け、それぞれに応じた配慮が求められる。

それぞれの対象者については、現在の知見による対策を行うだけでなく、その特性等を研究し、将来の施策に反映することが必要である。

なお、ハード面のバリアフリー化は引き続き推進していく必要があるが、高齢者、障害者等の当事者にとっては今現在使いやすいかどうか問題であり、これを解消するための取組を推進する必要がある。

既存施設で施設管理者が十分なバリアフリー化設備を整備できず、管理運営面で補うための方策を支援する枠組みを整備する等、柔軟な対策が求められる。

① 高齢者、身体障害者等への対応の強化

高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を進めるため、例えば既存の鉄道駅舎のバリアフリー化については、平成 27 年度までに 1 日当たりの平均乗降客数 3 千人以上 5 千人未満の鉄道駅舎の 70% についてバリアフリー化するという目標を達成したが、今後とも国の基本方針に沿い、平均乗降客数 3 千人以上 5 千人未満のすべての鉄道駅舎についてバリアフリー化することを目指す必要がある。

一方、公共交通が充実していない地域においては、鉄道駅舎の改善だけでは移動の円滑化を実現できず、今後は、それを補うための取組が求められる。

このことは、公共施設、公益的施設、住宅等のバリアフリー化についても同様で、これまでの取組を着実に進めながら、なお不便を感じる対象者への支援が求められる。

② 子育て世帯への支援

国の地方創生総合戦略を受けた県の地域創生戦略では、子どもを産み、育てやすい環境の整備を推進することとしており、まちづくりにおいても乳幼児連れの方への対応を強化することが求められる。

多目的トイレの普及等により、おむつ替え設備は以前よりも多くなったものの、授乳設備については、より普及が望まれる状況である（例：1 日の平均乗降客数 1 万人以上の鉄道駅 130 駅のうち、授乳設備を備えた駅は 13 駅）。

また、乳幼児連れの方が駐車場のない施設への往復や、降雨・降雪時に安心して移動できる手段の確保も望まれる。

③ 訪日外国人等への支援

訪日外客数は、東日本大震災前の平成 22 年には約 860 万人だったものが、平成 27 年には 1,974 万人になるなど急増しており、国は平成 32 年に 4,000 万人へ増やす新しい目標を決定している。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等により、今後も外国人観光客は増加することが予想される。

今後、市町等が外国人観光客の誘致に力を入れたまちづくり等を推進していく場合、それを支援する枠組みが必要である。

④ 知的・精神障害者への支援

知的障害者については、療育手帳の所持者数が平成 21 年度末で約 3 万 5 千人から平成 26 年度末で約 4 万 4 千人となり、精神障害者は障害者手帳の所持者数が、平成 21 年度末で約 2 万 5 千人から平成 26 年度末で約 3 万 7 千人となり急増している。

公共空間等においてどのような支援が適切であるのか、ICT等の活用も含めて整備手法に関する研究が望まれる。

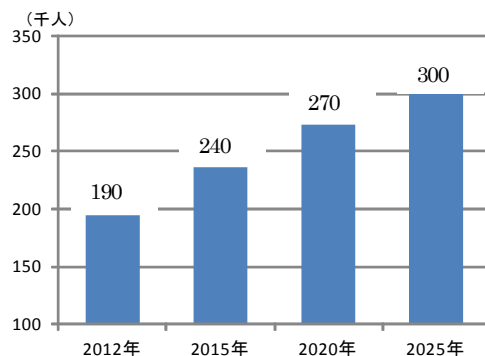
⑤ 認知症の人への支援

認知症の人については、平成 27 年時点で約 24 万人と推計されていたものが、平成 37 年には約 30～33 万人になると推計される（国の推計を基に県で推計）。

また、支援の内容について、厚生労働省が発表した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、認知症の人が住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けるためのものが中心となっており、地域における見守り等が進められている。

これらのことから、認知症の人には、地域での見守り等に加えて、住み慣れた自宅で安全・安心かつ快適に暮らしていけるよう具体的かつ実用的な支援技術や居住環境の整備に関する研究が望まれる。

本県において、自宅のバリアフリー改造を支援する「人生 80 年いきいき住宅助成事業」では、認知症の人に必要な支援として挙げられる分かりやすいサイン等の整備や支援者対応など現行の制度では支援できない内容がある。



【兵庫県の認知症高齢者数の推計】
(認知症有病率が一定の場合)

※高齢者人口（2012 年：高齢者保健福祉関係資料、2015 年～2025 年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」)に、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費特別研究事業)による有病率から推計した認知症有病率を掛けて推計

(2) 取組状況の地域格差の緩和・是正

本県ではこれまで全県的にバリアフリー化の取組を進めてきたが、事業者等の諸事情により、公共交通機関であるノンステップバスの導入率や、バリアフリーの観点から利用者の立場で助言するアドバイザーの登録数等に地域格差が見られ、その緩和や是正が必要である。

(3) 災害時・非常時の避難等への対応

地震や台風などの災害時において、迅速に避難行動をとることが困難なため被害を受けやすい要援護者については、迅速かつ適格な対応を図ることが求められる。避難施設等のバリアフリー化を始め、要援護者への支援体制や情報発信の充実等が必要である。

(4) 当事者の主体的な参画の拡大

施設等において真に必要なとされるバリアフリーを進めていくには、高齢者や障害者等の利用者の実態やニーズ、意見等を適格に把握し反映させていくことが必要である。

このため施設の整備・運営等を進めていく際には、利用者やその家族等が施設の整備・運営の様々な場面において主体的に参画していくことが求められる。

(5) バリアフリー化の情報発信の充実

誰もが気軽に外出できるよう、各種施設のバリアフリー化に関する状況などの情報を容易に入手できるようにすることが必要である。また、住宅や施設等のバリアフリー化にかかる相談体制の充実も必要である。

(6) 公共、民間事業者、県民等の理解・意識の向上

福祉のまちづくりを推進するためには、行政はもとより県民や事業者が福祉のまちづくりの考え方を主体的に理解し、協働により総合的に進めていくことが重要である。

「ユニバーサルデザインの言葉と考え方を知っているか」という問いに対して、県民の85%は言葉を知っているが、その考え方で知っているのは約半数という回答となっており（H26 県民モニター調査）、福祉のまちづくりの考え方が十分に県民に浸透しているとは言いがたい。

福祉のまちづくりの考え方をさらに浸透させ、取組を協働で進めるためには、学校などにおける福祉教育や生涯教育において、人々の多様性に対する理解を深める機会を設けること等により、福祉のまちづくりの担い手を育成することが必要である。

Ⅲ 福祉のまちづくりの理念と基本的方向

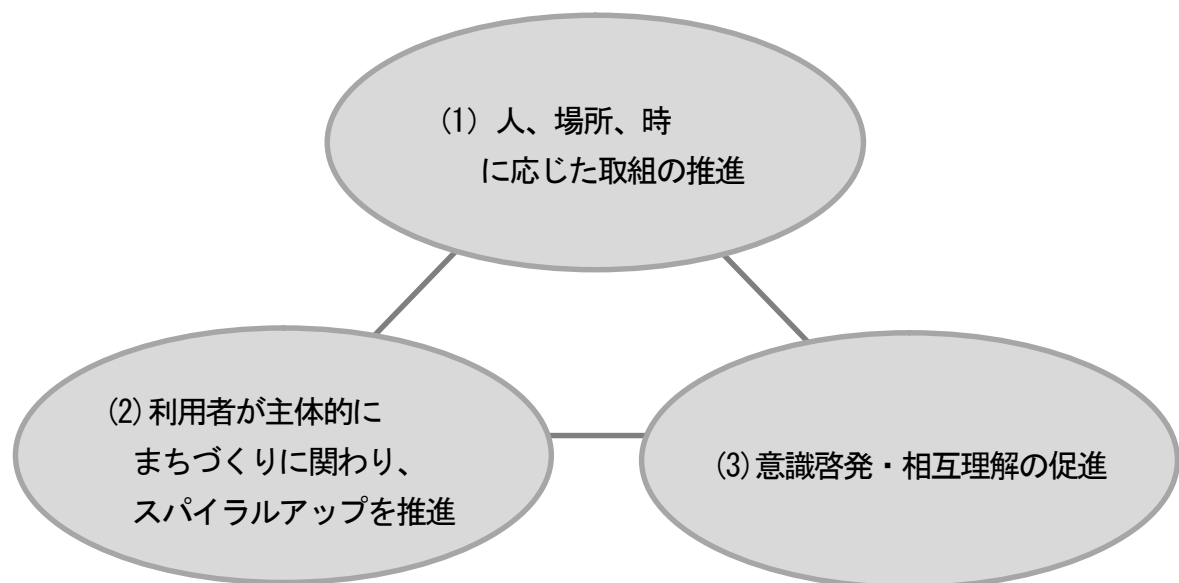
1 福祉のまちづくりの理念

急速な高齢化や障害者の社会進出の進展等に対応し、ユニバーサル社会づくりの視点のもとに、福祉のまちづくりを実現するため、以下を福祉のまちづくりの理念とする。

高齢者、障害者、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人々が、
いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる
安全・安心で快適なまちづくり

2 福祉のまちづくりの基本的方向

福祉のまちづくりの理念のもと、以下の基本的方向に沿って施策を推進する。



(1) 人、場所、時に応じた取組の推進

誰もが同じ地域社会で生活する者として、主体的に生き社会の支え手となるユニバーサル社会づくりの観点から、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人をはじめとするすべての人々が、安全・快適に移動でき、活動できるよう、取組を進める。

また、誰もが安心して生活し、活動できる社会を実現するため、平常時だけでなく自然災害等の非常時も想定し、自宅やまちなかはもちろん、どこへでも安全かつ快適に移動できるよう配慮し、ハードとソフトの一体的な整備を進める。

(2) 利用者が主体的にまちづくりに関わり、スパイラルアップを推進

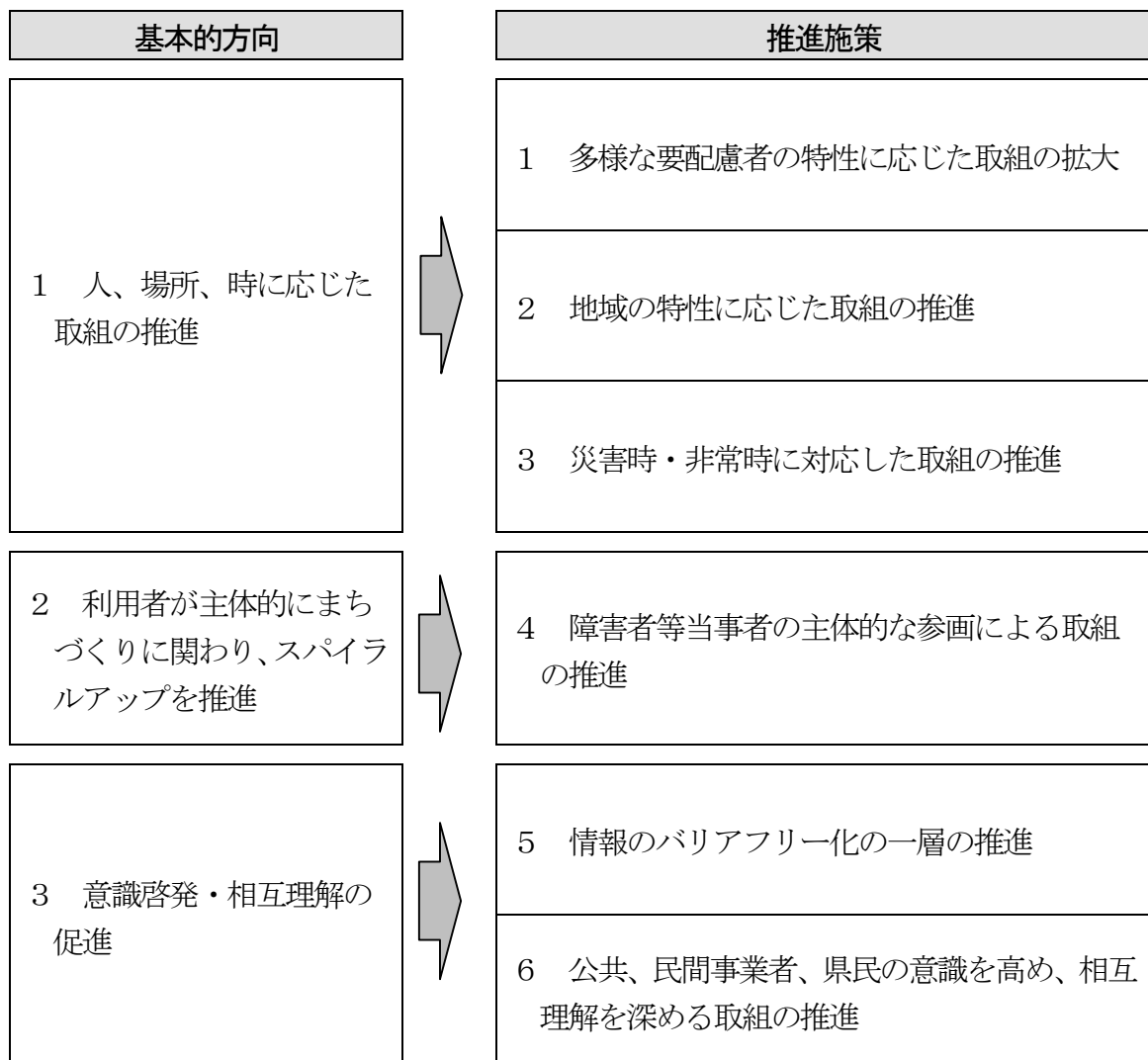
ユニバーサル社会の推進のため、高齢者、障害者をはじめ、妊婦、乳幼児連れの方、外国人等様々な状態の方を想定し、それぞれの特性に応じた福祉のまちづくりを進める。

利用者が主体的にまちづくりに関わり、質の向上を図れるよう、内容の充実（スパイラルアップ）を段階的かつ継続的に進める。

(3) 意識啓発・相互理解の促進

まちづくりのあらゆる場面で福祉の観点から取組が展開されるよう、様々な人の立場や、異なる文化を理解することにより人々の多様性を理解し、人を思いやる心を育むなど、福祉のまちづくりへの理解を深める。

また、福祉のまちづくりの考え方をさらに浸透させ、取組を協働で進めるため、福祉のまちづくりの担い手を育成し、県民、地域団体、NPO等社会の様々な人々との連携を図ることで、福祉のまちづくりを総合的に進める。



IV 福祉のまちづくりの目標

1 目標年次(H32)に向けた目標の設定

平成 32 年度を見据えて前基本方針で位置づけていた、面的なまちづくりやハードのバリアフリー化に関する整備目標については、国のバリアフリー基本構想と住生活基本計画におけるバリアフリー化の目標を参考に、引き続き目標に設定する。

新たに追加する目標としては、地方創生に対する取組としてタクシー（福祉タクシー・子育て支援タクシーの導入台数）のほか、ハードを補完する取組としてソフト目標（チェック&アドバイスの実施件数、ひょうごユニバーサル施設の認定数、コミュニティバスの立ち上げ支援数、外出する障害者の割合、みんなの声かけ運動の推進員数、ゆずりあい駐車場登録数、移動支援年間利用者数）を設定する。

また、都市部と地方部のバリアフリー化に生じている格差を是正するため、ノンステップバス導入率と福祉のまちづくりアドバイザー登録数において、地域別目標を設定する。

【平成 32 年度の目標】

福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、以下のとおり施設のバリアフリー化や施策の実施等に関する整備目標を定める。

項目	指標	現状 (H27 末)	目標 (H32 末)	
面的なまちづくり	ユニバーサル社会づくり推進地区の指定数	28 地区	41 地区	
ハード目標	鉄道駅舎	1日の平均乗降客数3千人以上5千人未満の駅舎のバリアフリー化率	70%	100%
	バス車両	乗合バス*に対するノンステップバス導入率 ※移動等円滑化基準の適用除外認定車両を除く	58%	70%
	道路	ユニバーサル社会づくり推進地区及び重点整備地区内の主要な経路を構成する道路のバリアフリー化率 (※新規地区等含む)	89% (※77%)	100%
		ユニバーサル社会づくり推進地区及び重点整備地区内の主要な経路を構成する道路に設置される信号機における視覚障害者用付加装置の整備率 (※新規地区等含む)	99% (※76%)	100%
	公園	都市公園 園路・広場のバリアフリー化率	68%	70%
		都市公園 駐車場のバリアフリー化率	64%	70%
	公益的施設等	公益的施設等の基本的なバリアフリー化率* ※バリアフリー情報公表制度の対象施設のうち福祉のまちづくり条例に適合、又は①車椅子利用者用駐車区画②スロープ③エレベーター④車椅子利用者用トイレ⑤視覚障害者誘導用ブロックの5項目を整備した施設の割合	65%	70%
	トイレ	都市公園のトイレのバリアフリー化率	37%	45%
		多数が利用する公益的施設のトイレのバリアフリー化率	91%	96%
	住宅	住宅の一定のバリアフリー化率* ※高齢者が居住する住宅のうち、2カ所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当する住宅の割合	48%	65%
タクシー	福祉タクシーの導入台数	—	50 台増	
	子育てタクシーの導入台数	—	50 台増	
ソフト目標	チェック&アドバイスの実施件数	53 件	150 件	
	ひょうごユニバーサル施設の認定数	10 件	40 件	
	コミュニティバスの立ち上げ支援数	14 地域	23 地域 (H30 見込)	
	外出する障害者の割合	身体	H25 92.2%	95%
		知的	87.7%	97%
		精神	67.7%	88%
	みんなの声かけ運動の推進員数	4,627 人	5,930 人 (H29 見込)	
	ゆずりあい駐車場登録数	4,181 箇所	4,211 箇所 (H29 見込)	
移動支援年間利用者数	8,498 人	9,199 人 (H29 見込)		

		神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
ノンステップバス導入率	H27	71.8%	57.8%	71.1%	54.3%	27.9%	77.0%	25.6%	18.4%	19.2%	0.0%	58.2%
	H32 目標	83%	69%	82%	65%	46%	88%	44%	36%	37%	18%	70%
福祉のまちづくりアドバイザー登録数	H27	42 人	17 人	8 人	10 人	5 人	9 人	3 人	10 人	3 人	5 人	112 人
	H32 目標	46 人	33 人	25 人	24 人	12 人	21 人	12 人	10 人	8 人	9 人	200 人

V 福祉のまちづくりの展開

1 福祉のまちづくりを推進する各主体の役割

福祉のまちづくりを展開していくためには、県、市町、県民、事業者の主体的な関わりが欠かせない。各主体が、それぞれの役割や責務を認識し、必要な取り組みを積極的に実施していくことにより、福祉のまちづくりが推進されるものである。

(1) 県の役割

県は、基本的かつ総合的な施策を策定し、福祉のまちづくりを支える県民や事業者の意識の高揚を図るとともに、高齢者、障害者等に配慮した生活環境を整備するため、県が設置・管理する建築物、道路、公園等を整備し、市町及び民間施設の整備を促進・支援するほか、県民への整備に関する意識啓発や支援、福祉のまちづくりに係る調査・研究などを実施する。

また、地域社会における県民相互の交流及び連帯の促進を図るとともに、ユニバーサル社会づくりの視点から地域住民が協働して取り組むまちづくりを推進するなど、市町及び県民等との連携のもとに地域における福祉のまちづくりを推進する。あわせて、市町への技術的な支援や事業者への指導等を行う。

さらに、県、市町、県民及び事業者が一体となって全県的に福祉のまちづくりを推進する体制を整備し、施策の総合調整を行う。

(2) 市町の役割

市町は、住民及び事業者の意識の高揚を図るとともに、高齢者、障害者等に配慮した生活環境を整備するため、市町が設置・管理する建築物、道路、公園等を整備し、民間施設の整備を促進・支援するなど、地域の状況、高齢者、障害者等の総意などの特性に応じた施策を策定し実施する。

また、地域社会における住民相互の交流及び連帯の促進を図るとともに、ユニバーサル社会づくりの視点から地域住民が協働して取り組むまちづくりを推進するなど、県及び住民等との連携のもとに地域における福祉のまちづくりを推進する。あわせて、事業者への指導等を行う。

さらに、市町、地域住民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進する体制を整備し、施策の総合調整を行う。

(3) 県民の役割

県民、地域団体、NPO等は、高齢者、障害者等に対する理解を深めて自らの問題としてとらえ、県や市町が実施する施策に積極的に協力して、身近なところから自分のまちを点検し、地域社会における福祉のまちづくりを推進する主役として、自から進んで生活の自立と能力の発揮に務め、相互に協力して高齢者、障害者等が安心して生活できる思いやりとふれあいに満ちた地域社会をつくり出していくよう努める。

また、駅前広場や歩道への自転車の放置、迷惑駐輪・走行や駅、公園等のトイレの汚損など高齢者、障害者等の活動を妨げる行為を行わないよう努める。

さらに、自らの加齢などによる心身機能の低下に備えて住宅の状況を点検し、条例に定める基準に適合するよう必要な整備改修に取り組むことに努める。

(4) 事業者の役割

事業者は、事業活動において地域の高齢者、障害者等の利用に配慮するとともに、就業の場を確保、管理することに大きな役割を果たすことを認識し、自らが所有・管理する施設あるいは、供給・管理する住宅を条例に定める基準に適合するよう努める。

また、企業市民として県民と協力し、安心して暮らせる地域社会をつくり、安全かつ快適に利用できるよう努める。

さらに、生産や営業活動において、歩道への迷惑駐車、商品、看板及び自動販売機のはみ出しなど、高齢者、障害者等の活動を妨げる行為を行わないよう努めなければならない。

2 県、市町、県民及び事業者の協働

福祉のまちづくりは、県、市町、県民、事業者全体に係わるものであり、県域から日常生活圏まで、それぞれの段階でこれら主体間が連携して福祉のまちづくりを進める。

このため、県域では、公共交通機関など市町域を越えて事業活動を展開する事業者と県、市町などが協力して施設の整備を推進するとともに、高齢者、障害者等をはじめ各種団体と事業者等が主体となった県民運動を展開するなどの広域的な取組を進める。

また、市町などの地域単位では、高齢者、障害者等を含む住民及び各種団体と市町、事業者が協力して、駅前、商店街などの地域の現状を点検し地域ぐるみの対策を検討し実施するなどの取組を進める。

さらに、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、ユニバーサル社会づくりを志す県民及び地域団体等、事業者、行政などで構成される「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」等において、各主体が連携を図り、総合的に施策を展開する。

Ⅵ 福祉のまちづくりの推進施策

1 多様な要配慮者の特性に応じた取組の拡大

すべての人が安全かつ快適に生活できる環境を創出するため、高齢者、身体障害者への対策を強化するとともに、子育て世帯、訪日外国人等、知的・精神障害者、認知症の人等に対応した施策を実施する。

(1) 高齢者、身体障害者への対応の強化

加齢により身体機能や体力が低下した高齢者や、肢体や視聴覚等に障害がある身体障害者に対しては、段差解消等のハードのバリアフリー化を進めるとともに、意識啓発や情報提供などソフト対策を進める。これまでの取組に引き続き、ハードとソフト両方のバリアフリー化を進め、どこでも円滑に移動や利用が行えるように福祉のまちづくりの取組を強化する。

①ユニバーサル社会づくり推進地区・バリアフリー基本構想の取組の支援

ア 「ユニバーサル社会づくり推進地区」の取組の支援

行政、住民、企業、NPO 等が協働し、道路や施設の一体的なバリアフリー化とともに、高齢者、障害者等の社会活動への参画やの子育て支援など、ソフト事業に取り組む区域を「ユニバーサル社会づくり推進地区」に指定し、重点的に支援する。

新規指定地区については、ハード・ソフトの数値目標を設定することで、支援の成果が見えるものとする。



【協議会活動（まちの点検）】

イ 「バリアフリー基本構想」に基づく取組の促進

「バリアフリー法」に基づく基本構想の策定を促進するとともに、基本構想の整備計画に位置付けられた事業の促進を図る。

② 公共交通機関の施設、車両等のバリアフリー化の促進

ア 鉄道駅舎のバリアフリー化の促進

鉄道駅舎において、事業者が主体的に行うエレベーターの設置等を支援し、バリアフリー化を促進する。

1日平均乗降客数3千人以上の駅舎のバリアフリー化が概ね完了した後、以下の支援を検討する。

- i 平均乗降客数3千人未満の駅のバリア



【鉄道駅舎へのエレベーター設置】

フリー化の支援

- ii 平均乗降客数 3 千人以上の駅のエレベーター設置を伴わない多機能トイレの単独での整備等に対する支援

イ 乗合バス車両のバリアフリー化の促進

民営バス事業者のノンステップバス等の導入について支援し、バス車両のバリアフリー化を促進する。

地域によるバリアフリー化等の状況に差があること等から、地域別に目標を設定し、取組を行う。



【ノンステップバスの導入】

ウ コミュニティバスの立ち上げ促進

住民の最も身近な公共交通機関として重要な役割を果たしている生活交通バスを維持確保するため、路線バスやコミュニティバスの運行を促進する。

また、地域住民やNPO等が主体となって計画、運行する自主運行バスの立ち上げ費用を支援する。

③ 公共施設のバリアフリー化の推進

ア 道路のバリアフリー化

誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を確保するため、歩道整備等の推進とともに、「ユニバーサル社会づくり推進地区」やバリアフリー法に基づく「重点整備地区」等を中心に、歩道の段差解消等による既設歩道のバリアフリー化を推進する。



【歩道のバリアフリー】

イ 公園のバリアフリー化

誰もが安心して利用できるよう新設や再整備を行う公園のバリアフリー化、設備・サービスの有無を含めたインフォメーション強化などによる既存公園の改善を推進する。

④ 公益的施設・住宅のバリアフリー化の促進等

ア「施設整備・管理運営の手引き」の普及

バリアフリー整備基準への適合に加え、高齢者、障害者等へのきめ細かな配慮を行うとともに、効果的な施設の管理・運営を行うため、整備基準に加えて配慮すべき事項や、人的な対応、備品による対応、非常時の対応などの管理・運営上の対策等を規定した「施設整備・管理運営の手引き」について、内容を随時見直し、普及を図る。

イ 多数が利用する公益的施設のトイレのバリアフリー化の推進

公園や公益的施設の車椅子用トイレ等の整備の他、簡易にトイレの洋式化を図る改修工法による高齢者用トイレの整備を推進する。

ウ 「人生 80 年いきいき住宅助成事業」の推進

高齢者、障害者等が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、段差解消、手すり設置、トイレ改造等、既存の持家住宅や賃貸住宅の改造に対して助成を行う。

簡易耐震診断推進事業等を活用し、居住する住宅の安全性の確保とバリアフリー化の広範な普及を図る。

事業実施に必要な市町での制度化について、未実施の市町に対して働きかける。

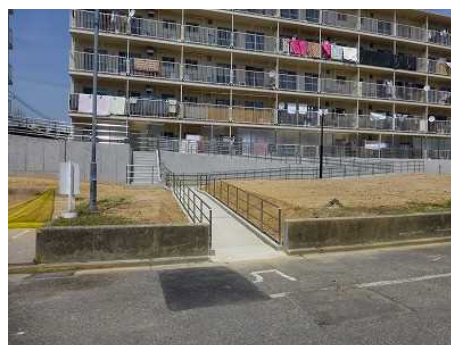


【住宅のバリアフリー改造】

エ 公営住宅のバリアフリー化の推進

建替え事業を対象に、手摺の設置や段差解消、高齢者対応型浴室ユニットの採用など「いきいき県営住宅仕様」によるバリアフリー化を行う。

既存の公営住宅について住戸内の手すり設置や共用部のエレベーター設置等を進めるとともに、階段室型住棟の1階の段差解消、1階住戸の車椅子対応住戸への改修等を進める。



【公営住宅のバリアフリー改修】

オ 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録及び適正な管理の促進

安否確認等が提供される「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を促進する。

契約やサービス提供に関するガイドライン「兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」に基づく指導や定期報告の徴求、立入検査の実施により「サービス付き高齢者向け住宅」の適正な管理を促進する。

カ 障害者グループホームの利用者の家賃負担軽減と新規開設支援の実施

グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成を行い、地域移行を促進するほか、医療型障害児施設利用世帯の医療費の利用者負担を軽減する。

グループホーム開設時の初度備品（IH 電磁調理器・エアコン・消火器等）や開設に伴う諸経費（敷金・礼金等）を補助し、障害者の地域移行を推進する。

県営住宅等でのグループホームの開設希望調査を実施し、希望する法人に対し開設を支援する。

⑤ 高齢者・身体障害者が暮らしやすいまちづくり

ア 「譲りあい感謝マーク」の普及促進

内部障害者や難病患者など配慮が必要なことが外見から分かりにくい人の社会参加を応援する。

「譲りあい感謝マーク」の普及啓発を図ることにより、公共交通機関等での座席の譲り合いなどの県民意識の高揚を図る。



イ 「兵庫ゆずりあい駐車場」の導入

商業施設、病院等の公益的施設などにおいて、障害者等が利用する駐車施設に「兵庫ゆずりあい駐車場」の表示を行い、利用者証を交付することによって、適正利用を図る。



【兵庫ゆずりあい駐車場案内表示】

ウ 高齢者の見守り・生活支援の推進

地域包括支援センターを核とした高齢者見守り体制の充実強化など、高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援等が切れ目なく提供され、安心して暮らせる体制づくりを推進する。

エ 地域サポート事業（安心地区）の成果の普及

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、小学校区等の身近な地域において、元気な高齢者等の地域住民により、住民のニーズに応じた家事援助、配食、移送等の有償福祉活動やミニデイサービス等が提供されるモデル地区の成果を普及し、市町的生活支援体制整備を支援する。

オ 地域サポート型施設（特養等）推進事業の実施

LSA（生活援助員）等を配置して、地域住民を対象に見守り等を行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等を地域サポート型施設（特養等）として認定し、在宅生活を支援する。

カ 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法に規定する地域協議会の設置等の法定事項を実施するとともに、障害者差別に関する相談窓口や障害当事者による意見・情報交換の場の設置、産官学連携による普及啓発等により、障害者の権利擁護（差別解消）を推進する。

キ 障害者の積極的な外出・移動の支援

ガイドヘルパーや兵庫ゆずりあい駐車場の活用、みんなの声かけ運動の推進、身体障害者補助犬の理解の促進により障害者の外出活動を支援する。

(2) 子育て世帯への支援

妊婦や乳幼児連れに対する配慮が必要な子育て世帯に対しては、既存のバリアフリー化の取り組みに加えて、移動手段や乳幼児設備の拡充により、円滑な移動や施設利用を進める。

① 子育て支援タクシー導入の促進

陣痛時や乳幼児を連れている時等に安心して利用できるマタニティ・子育て支援タクシーの導入を促進する。

② 仕事と生活の調和推進環境整備支援事業の実施

女性や高齢者など様々な人材の活用や育児・介護等と仕事の両立を支援するため、事業者による更衣室や託児スペース、在宅勤務等の職場環境整備に対して支援する。

③ 「ユニバーサル社会づくり推進地区」の取組の支援（再掲）

行政、住民、企業、NPO 等が協働し、道路や施設の一体的なバリアフリー化とともに、高齢者、障害者等の社会活動への参画や子育て支援など、ソフト事業に取り組む区域を「ユニバーサル社会づくり推進地区」に指定し、授乳室やオムツ替え設備等の乳幼児施設の整備について、重点的に支援する。

(3) 訪日外国人等への支援

言語が異なり、地域の情報を把握できない外国人に対しては、道路や主要観光拠点で多言語による標記や案内を行い、幅広く情報提供して外国人観光客の受け入れ体制を整える。

① ユニバーサルツーリズムの推進

高齢者や障害者をはじめ、誰もが気兼ねなく参加できるユニバーサルツーリズム推進のため、普及啓発セミナーの開催や県外旅行業社等の招聘ツアーの実施、特設サイト開設などにより、ユニバーサルツーリズムの普及及び旅行商品化を図る。

② 外国人観光客の受入基盤の整備

外国人観光客の受入促進を図るため、広域や温泉地などの観光協会等が実施する観光客受入促進のための基盤整備（観光案内所の整備、観光施設等の多言語観光案内看板等の整備、通訳サービスシステムの導入、多言語 Web サイト・動画、パンフレットの作成等）を支援するとともに、特に観光拠点施設における無料 Wi-Fi スポットの整備については、補助率を拡充し、環境整備を促進する。

また、道路案内標識の英語表記化など、案内表示の多言語化の取り組みを実施する。

(4) 知的・精神障害者への支援

情報の認識やコミュニケーションが困難な知的障害者や、不安を感じやすく判断することに困難等の障害がある精神障害者に対しては、分かりやすい情報についての具体的な整備手法が確立されていないため、サインについて研究し、その結果を周知する。

①分かりやすいサインの研究・事例集の作成

福祉のまちづくり研究所において、知的障害、精神障害の行動特性に係る調査や多数の方が利用する施設の整備手法に関する研究を行う。

その結果を踏まえ、県では知的・精神障害の方に対応した施設整備の手法等を掲載したガイドライン（施設整備・管理運営の手引き）に反映し、県民への周知を図る。

(5) 認知症の人の行動対策等に係る調査研究・支援

高齢者だけでなく認知症（若年性認知症を含む）の人に対する支援策として、住宅の整備手法に関する研究を行い、住宅改修を支援対象に加え、関係者への研修を実施する。

① 認知症の人に対応した調査研究・ガイドライン等の検討

福祉のまちづくり研究所において、認知症の人に対応した住宅の整備手法に関する調査研究を行う。また、施設整備の手法や見守りカメラを活用した認知症の人への行動対策等を掲載したガイドラインを検討する。

② ケアマネジャー等への認知症の人に対応した住宅改修研修の実施

認知症の人に対応した住宅改修の研究を踏まえ、ケアマネジャー、住まいの改良相談員等の福祉関係職種、保健・医療関係職種、建築関係職種等の実務者に対し、認知症の特性を考慮した住宅改修の進め方や実施方法についての研修を実施する。

③ 住宅のバリアフリー化の推進

行動能力に応じた安全性の確保や転倒防止を図るなど、認知症の人に対応した住宅のバリアフリー化を推進する。

④ 認知症地域連携体制の強化

認知症サポーター養成講座を受講した従業員等を店舗や窓口等に配置し、認知症の正しい理解と適切な対応に努める企業の取組を支援する。

認知症相談センターなどに配置される認知症地域支援推進員の養成を行うとともに、認知症の症状や進行に応じた切れ目のないサービスを提供できるよう市町による認知症ケアネット構築の取組を支援する。

認知症対応医療機関登録制度の普及促進を図るとともに地域連携の推進を目指し、医療・福祉関係者、県民等を対象としたフォーラムを開催する。認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク（日頃の地域での見守りネットワークと行方不明時の早期発見を行うネットワークの両輪のネットワーク）の構築を支援する。

2 地域の特性に応じた取組の推進

県内のあらゆる地域ですべての人々の安全かつ快適に生活でき、円滑に移動できる環境を構築するため、県内一律の手法によるだけでなく、地域の特性に応じた手法で取組を推進する。

(1) 福祉タクシー導入の促進

バスのバリアフリー化が進まない地域を主な対象として、リフト・スロープで車椅子等のまま乗車可能な福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー、デマンドタクシーを含む）の導入を促進する。



【ユニバーサルデザインタクシー】

(2) 「福祉のまちづくりアドバイザー」の属性の拡大、地域の登録者数の増加

施設の整備や管理・運営について点検・助言する「福祉のまちづくりアドバイザー」について、多様な利用者をアドバイザーとしてあっせんできるよう、精神・知的障害者及びその家族、認知症の人及びその家族、乳幼児の保護者のアドバイザー登録を推進するとともに、アドバイザー間の情報共有を図る。

「福祉のまちづくりアドバイザー」の地域的偏在をなくし県内全域の登録を推進するため、地域別に目標を設定し、取組を行う。

(3) 乗合バス車両のバリアフリー化の促進（再掲）

民営バス事業者のノンステップバス等の導入について支援し、バス車両のバリアフリー化を促進する。

地域によるバリアフリー化等の状況に差があること等から、地域別に目標を設定し、取組を行う。

(4) コミュニティバスの立ち上げ促進（再掲）

住民の最も身近な公共交通機関として重要な役割を果たしている生活交通バスを維持確保するため、路線バスやコミュニティバスの運行を促進する。

また、地域住民やNPO等が主体となって計画、運行する自主運行バスの立ち上げ費用を支援する。

3 災害時・非常時に対応した取組の推進

地震や台風など自然災害時等において、要援護者に対し迅速かつ的確な対応を図るため、災害時・非常時も想定した施設整備、管理・運営や災害時要援護者支援体制の確保等についての取組を推進する。

(1) 福祉避難所の指定の推進

一般の避難所での避難生活が困難な要援護者を対象に、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化された老人福祉センター等を対象に備蓄や物流にも対応できる福祉避難所として指定する取組を進める。

(2) 災害時要援護者支援体制の確立

行政が有する要援護者情報を基本に災害時要援護者の把握に努め、災害時要援護者名簿の整備等、行政と地域における情報の共有を図る。

災害時に自力で避難できない者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、障害者相談員や障害者団体等が、外部からの支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。

災害時要援護者対策の課題やノウハウを市町域を越えて共有するため、災害時要援護者サポートミーティングを開催する。

(3) 「ひょうご防災ネット」による緊急時情報の発信

災害時などの緊急事態において携帯電話を利用した情報発信を実施する。また、5 言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）に翻訳・定型化された緊急気象情報等を発信する「ひょうご E（エマージェンシー）ネット」も併せて運用する。

4 障害者等当事者の主体的な参画による取組の推進

ハード、ソフトの両面から利用しやすい施設とするため、既存施設を含めた施設の整備、管理・運営について高齢者、障害者等の利用者の主体的な参画制度を一層推進するとともに、得られた施設改善への意見・提案を、バリアフリー整備基準や「既存施設改修事例集」など、事例の蓄積による段階的かつ継続的な制度の改善につなげる。

(1) 「福祉のまちづくりアドバイザー」による施設の点検・助言制度の推進

施設所有者等の求めに応じて、高齢者、障害者等や建築・福祉の専門家からなる「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、施設の整備や管理・運営について点検・助言する制度を推進する。



【施設の点検・助言】
(チェック&アドバイス)

(2) 県有施設における施設の点検・助言制度の推進

ユニバーサル社会づくり第5次兵庫県率先行動計画(H27～H29)に県有施設における障害者・専門家による点検（チェック&アドバイス）の実施を位置づけており、平成30年以降においても推進する。

(3) 「福祉のまちづくりアドバイザー」による大規模施設の点検・助言実施要綱等の策定

特に多数の方が利用する施設について、利用者意見の確実な反映を促進するため、不特定多数が利用する床面積1万㎡以上の大規模集客施設に対し、確認申請前に「福祉のまちづくりアドバイザー」による点検・助言制度の活用を促す実施要綱を策定する。また、既存の市町有施設（床面積1万㎡以上）についても、チェック&アドバイスを順次実施し、将来的に市町が主体となって実施できる仕組みを検討する。

(4) 施設の点検・助言制度活用による施設改修事例集及びパンフレットの作成

「福祉のまちづくりアドバイザー」による施設の点検・助言制度を実施し、施設改修等を行った事例について、事例集及びパンフレットを作成し、障害者等にとって使いやすい施設の普及を図る。

(5) 「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定制度の推進

「福祉のまちづくりアドバイザー」を活用するなど県民の参画と協働により高齢者、障害者等が利用しやすい整備と管理・運営を行っている「特定施設」を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する既存の制度を推進するとともに、条例の施設整備・管理運営の手引きに記載している推奨事項に一定適合する施設を認定する新たな仕組みを導入する。

(6) 「福祉のまちづくりアドバイザー」の属性の拡大、地域の登録者数の増加促進（再掲）

施設の整備や管理・運営について点検・助言する「福祉のまちづくりアドバイザー」について、多様な利用者をアドバイザーとしてあっせんできるように、精神・知的障害者及びその家族、認知症の方及びその家族、乳幼児の保護者のアドバイザー登録を推進するとともに、アドバイザー間の情報共有を図る。

「福祉のまちづくりアドバイザー」の地域的偏在をなくし県内全域の登録を推進するため、地域別に目標を設定し、取組を行う。

5 情報のバリアフリー化の一層の推進





















誰もが容易に施設のバリアフリー化の状況や設備・サービスの有無を含めた情報を入手することができるよう、ICT機器・ソフトの活用を図りながら高齢者や障害者をはじめ国内外から訪れる観光客等にとってもわかりやすい情報提供を推進する。また、誰もが安心して生活し続けられるよう、相談体制を充実する。

(1) あらゆる人に対応した情報提供の推進

施設のバリアフリー情報の公表制度を推進するとともに、障害者が情報を取得するための施策を実施する。

① 施設のバリアフリー情報の公表の推進

福祉のまちづくり条例に基づき、特定施設（一定用途・規模）のバリアフリー情報の公表制度を推進する。県有施設をはじめとする兵庫県内にある主要な公共施設・公益的施設のバリアフリー状況の情報などについて「ユニバーサルひょうご」のホームページでの提供を推進する。

駐車場	建物内通路	誘導案内	建物の主な出入口	昇降設備	乳幼児設備	トイレ	その他設備	補助サービス	施設固有の設備
 	  	  	  	  	 	   	 	 	

【施設の情報公表のイメージ】

② 県主催イベントにおける情報配慮支援事業の推進

聴覚障害者の社会参加を促進するため、県主催イベント（300人以上のイベント等）に手話通訳者及び要約筆記者を配置する。

③ 手話普及促進事業の実施

若者・親子・一般県民向けの手話講座を開催するとともに手話講師のスキルアップ講座を開催する。

(2) 相談体制の整備

兵庫県居住支援協議会やひょうご住まいサポートセンター、福祉のまちづくり研究所等において、住まいや福祉用具等に関する相談体制を確保し、情報提供を実施する。

① 兵庫県居住支援協議会への全市町加入の促進、情報提供・相談体制の確保

県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「兵庫県居住支援協議会」により、情報提供・相談体制を構築し、高齢者、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅（「ひょうごあんしん賃貸住宅」）や公的賃貸住宅等の情報、自宅のリフォームなど住まいに関する情報等を提供するとともに、民間賃貸住宅の入居制限の調査や民間賃貸住宅を活用した施策について検討を行い、協議会の活動の充実を図る。

全県一致で取組を進められるよう、県内未加入の市町に対し、協議会の趣旨・活動内容、加入利点等を説明し、加入を働きかける。

② 「ひょうご住まいサポートセンター」による相談体制の確保

住宅に関し常設の相談窓口を設置し、電話等による相談を実施する。また、住宅のバリアフリー化リフォームやリノベーション等に関する技術的アドバイスを行う専門家を現地へ派遣する。



【相談窓口】

③ 「福祉のまちづくり研究所」等による情報発信・相談体制の確保

「福祉のまちづくり研究所」、「西播磨総合リハビリテーションセンター」、「但馬長寿の郷」において、介護や生活を支援する福祉用具や住宅改修の情報を発信するとともに、窓口を設けて高齢者、障害者等からの相談に対応する。

特に「福祉のまちづくり研究所」においては、福祉用具展示ホール等を活用し、現場で高い有効性を発揮すると見込まれる最先端機器の展示・情報発信に取り組む「ひょうごテクニカルエイド発信事業」を実施する。

(3) 実践的な研究の推進

福祉のまちづくり研究所において実践的な研究を推進するとともに、研究ネットワークの形成を図り、福祉のまちづくりに係る情報を発信する。

① 「福祉のまちづくり研究所」における実践的な研究の推進

「福祉のまちづくり研究所」において、企業との共同研究を含む実践的な研究に加えて、先進的・国際的な研究を推進する。

② 福祉のまちづくりの研究ネットワークの形成

「福祉のまちづくり研究所」などを核に、関連学会などと人的・知的ネットワークの形成を図ることにより、福祉のまちづくりに係る情報を発信する。

6 公共、民間事業者、県民の意識を高め、相互理解を深める取組の推進

県民の福祉のまちづくりに対する気運を高め、学校などにおける福祉教育や生涯教育において、人々の多様性に対する理解を深める機会を設ける。

(1) 福祉のまちづくりシンポジウム・出前講座の開催の取組

シームレスに移動できるまちづくりや施設・住宅のバリアフリー化の機運を高め、ユニバーサル社会づくりの普及啓発のため、シンポジウムを開催する。

バリアフリーやユニバーサル社会づくりについて、福祉のまちづくりアドバイザーを活用して学校や民間企業への出前講座を実施する。

(2) 「みんなの声かけ運動実践事業」の推進

障害のある方、高齢者、妊婦、乳幼児をはじめ、だれもがまちなかで困っているときに声をかけて助け合う運動を展開する。

企業・地域団体・学校等と「みんなの声かけ運動応援協定」を締結し、みんなの声かけ運動の輪の拡大や実践活動の充実に取り組む。

(3) 優れたまちづくり活動等の顕彰

ユニバーサルデザインに係る優れた建築物や顕著な功績のあった活動団体等を「人間サイズのまちづくり賞（ユニバーサルデザイン部門）」として顕彰する。

ユニバーサル社会を目指した先導的な実践活動を「ひょうごユニバーサル社会づくり賞」として顕彰する。

(4) 学校教育・生涯学習の充実

ユニバーサル社会づくりや人づくりを目指して、小中学校の「総合的な学習の時間」等における体験学習やアクティブラーニング、幼少期の様々な機会をとらまえ、多様な人々との学びやふれあいを促進する。

生涯学習情報の提供を幅広く行う「ひょうごインターキャンパス」など、ユニバーサル社会づくりの学習機会を提供する。

3 特定施設の建築等の手続き

3 特定施設の建築等の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 特定施設

「特定施設」の大半は、新築、改築、増築又は用途変更の工事に着手する際、建築確認（計画通知を含む）において整備基準への適合が審査・検査されます。

（※建築確認の際、申請関係書類として特定施設整備計画調書を提出してください）

表1 条例の届出が不要となる特定施設の用途と規模及び、届出が必要となる条件

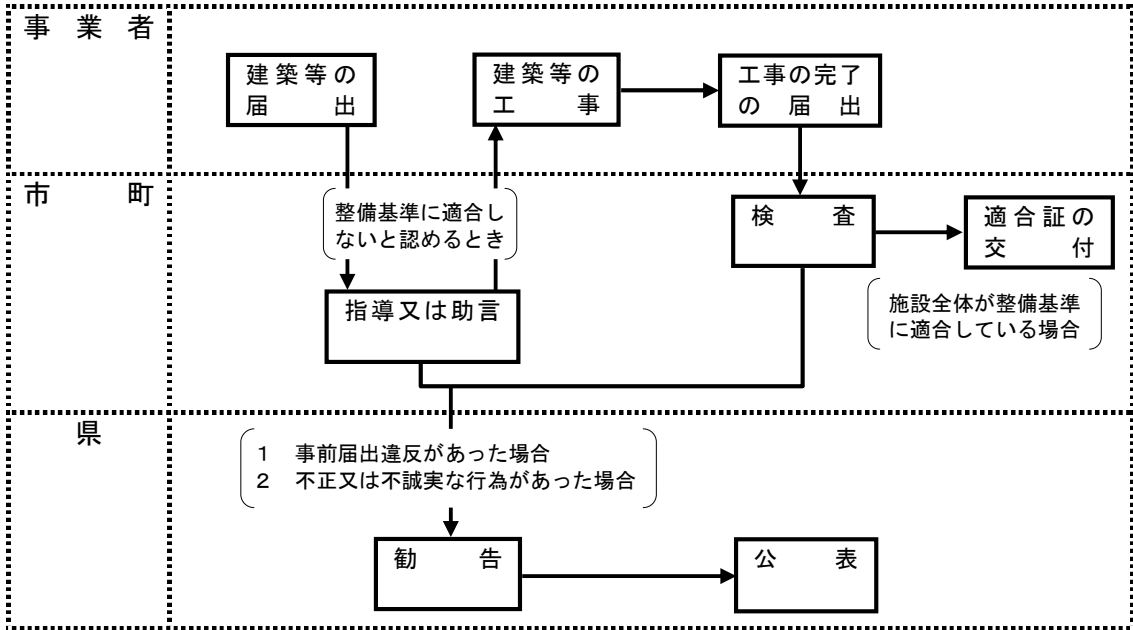
条例の届出に代わり、建築確認で審査される特定施設	新築、改築、増築又は用途変更を行う部分の規模	従来どおり、条例の届出で審査される特定施設
1 学校 2 病院又は診療所 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 4 集会場又は公会堂 5 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 8 体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設 9 博物館、美術館又は図書館 10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 11 自動車教習所 12 公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場等） 13 公衆便所 14 公共用歩廊	全ての規模	(1) 条例のみで審査対象となる整備箇所を有する特定施設（当該整備箇所のみ条例で審査、その他の整備箇所は建築確認で審査） ・ 左記 3, 4 の劇場等で固定観覧席を設けるもの ・ 左記 12 の公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場等）で乗降場、改札口等を設けるもの (2) 条例のみで審査対象となる特定施設 ・ 地下街等 ・ 公共の交通機関の施設（鉄道駅舎等） (3) 左記 15 から 26 の特定施設で、左記の規模未満の増築又は用途変更を行うもの (4) 移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行う特定施設 (5) 建築確認申請が不要な特定施設（都市計画区域外の施設等）
15 展示場 16 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 17 ホテル又は旅館 18 遊技場 19 公衆浴場 20 飲食店 21 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 22 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 23 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 100 m ² 以上の規模	※小規模購買施設等の施設、21 戸以上の共同住宅の住戸専用部分は従来どおり届出が必要
24 路外駐車場等	自動車の停留又は駐車のために供する部分の床面積の合計 500 m ² 以上の規模	
25 共同住宅・寄宿舎	床面積の合計 2,000 m ² 以上又は共同住宅 21 戸、寄宿舎 51 室以上の規模	
26 工場・事務所（床面積 3,000 m ² 以上のもの）	床面積の合計 2,000 m ² 以上の規模	

届出が必要となる場合とその手続き

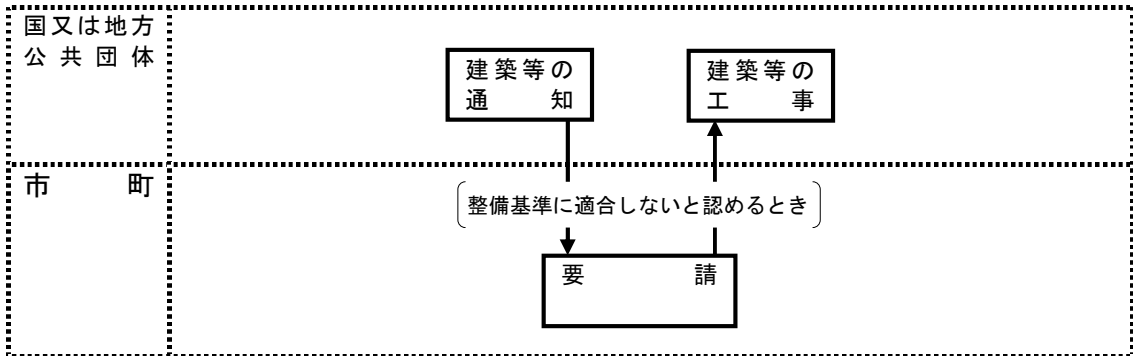
表1の「条例の届出で審査される特定施設」に挙げられる施設については、下記の届出が必要となります。

① 公共施設、公共の交通機関の施設を除く特定施設の建築等*

特定施設の建築等の届出



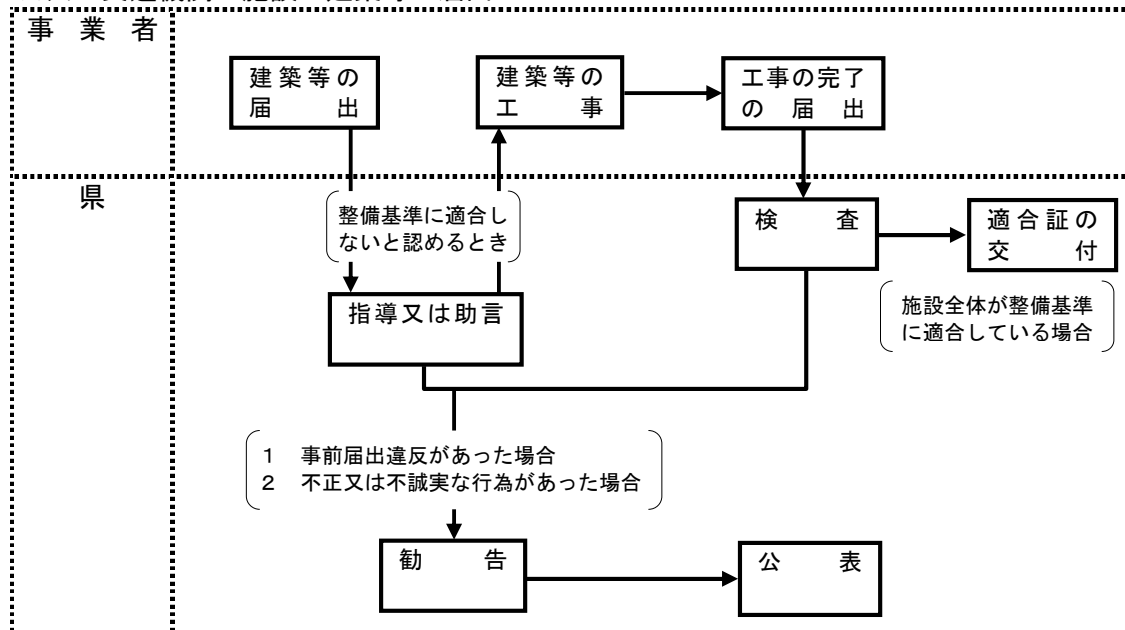
特定施設の建築等の通知（国又は地方公共団体等が特定施設の建築等を行う場合）



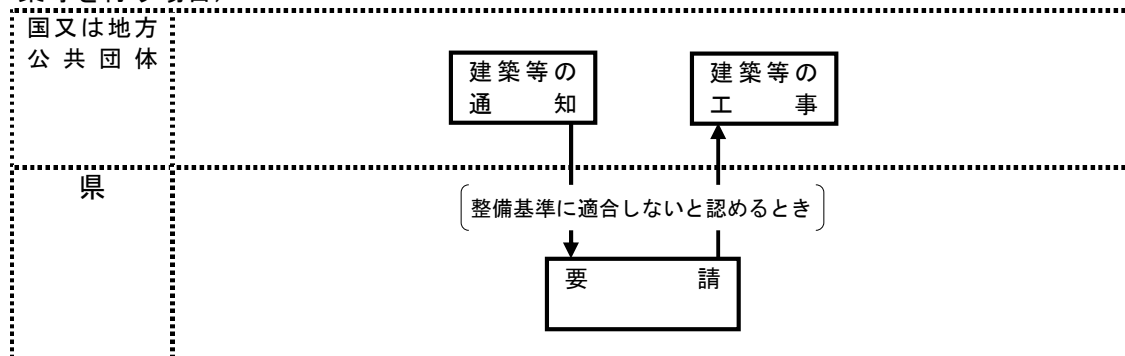
* 公益的施設若しくは共同住宅等の施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更（用途を変更して、公益的施設又は共同住宅等の施設とする場合を含む。）又は公共施設の新設若しくは改築等

② 公共の交通機関の施設

公共の交通機関の施設の建築等の届出

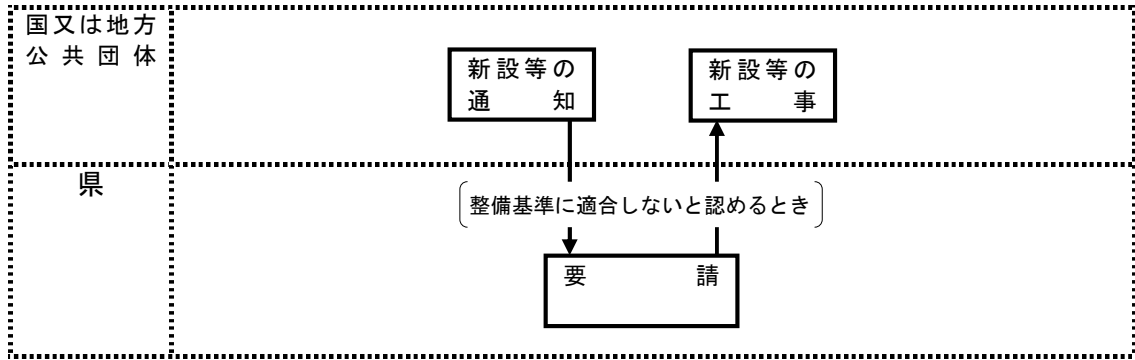


公共の交通機関の施設の建築等の通知（国又は地方公共団体が公共の交通機関の施設の建築等を行う場合）



③ 公共施設（道路、公園、広場等）

公共施設の新設等の通知（国又は地方公共団体等が公共施設の新設等を行う場合）

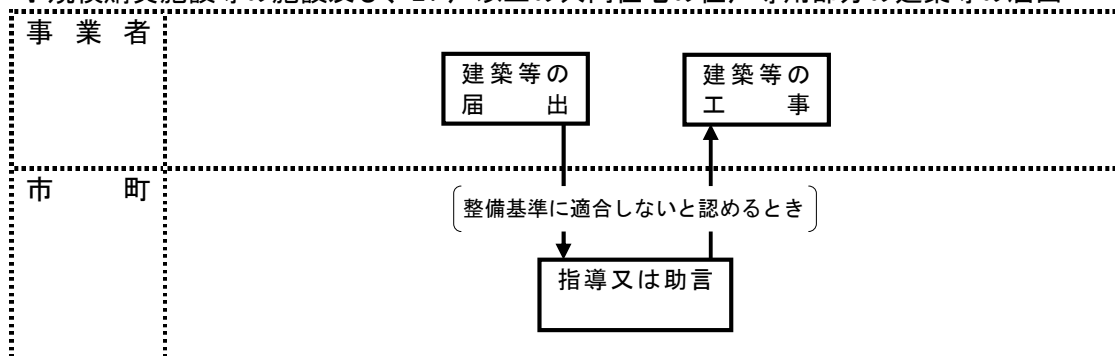


イ 小規模購買施設等の施設及び、21戸以上の共同住宅の住戸専用部分

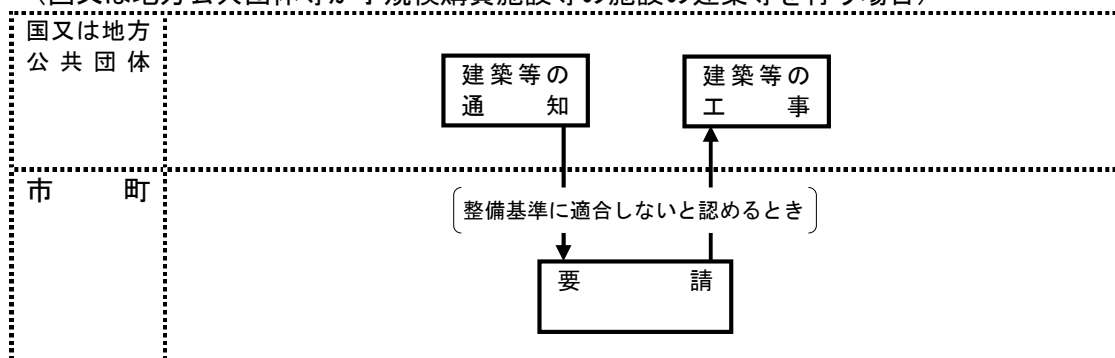
小規模購買施設等の施設及び、21戸以上の共同住宅の住戸専用部分において、新築、改築、増築又は用途変更の工事を行う場合には、下記の届出が必要です。

※共同住宅の共用部分は、「特定施設」に含まれますので、前項をご覧ください。

小規模購買施設等の施設及び、21戸以上の共同住宅の住戸専用部分の建築等の届出



小規模購買施設等の施設及び、21戸以上の共同住宅の住戸専用部分の建築等の通知 (国又は地方公共団体等が小規模購買施設等の施設の建築等を行う場合)



(2) 手続きに必要な図書

ア 建築確認（計画通知含む）に添付する図書（建築確認で審査される事項がある場合）

建築等を行う施設の種別	添付図書（右表図書番号参照）	
	建築確認申請時	完了検査申請時
1 特定施設（2，3除く）	①（②）	
2 劇場等（1,000㎡以上）※	①	
3 公共の交通機関の施設（駐車場等）※	④	

※建築確認で審査される場合であっても、特定施設の建築等の届出が必要

イ 条例の届出に要する図書

建築等を行う施設の種別	提出図書（右表図書番号参照）				
	着工前			その他	完了時
	様式	計画調書	図面		
1 特定施設（2，3，4，公共施設除く）	①	①（②）	（A）（B）	（H）	③
2 劇場等（1,000㎡以上）	①	① ③	（A）（B）	（H）	③
3 公共の交通機関の施設（駐車場等）	①	④	（A）（B）	（H）	③
4 公共の交通機関の施設（鉄道の駅、軌道の停留所）	①	⑤	（A）（B）	（H）	③
5 路外駐車場等	②	— *	（A）（C）	（H）	④
6 小規模購買施設等の施設	⑨	⑧	（A）	（H）	—
7 共同住宅（専用部分）	⑪	⑨	— *	（H）	—

* 計画の内容が分かるよう、必要に応じて計画調書又は図面を添付すること

ウ 条例の通知に要する図書

建築等（新設等）を行う国等の施設の種別	提出図書（右表図書番号参照）			
	様式	計画調書	図面	その他
1 特定施設（2，3，4，6除く）	⑤	①（②）	（A）（B）	（H）
2 劇場等（1,000㎡以上）	⑤	① ③	（A）（B）	（H）
3 公共の交通機関の施設（駐車場等）	⑤	④	（A）（B）	（H）
4 公共の交通機関の施設（鉄道の駅、軌道の停留所）	⑤	⑤	（A）（B）	（H）
5 路外駐車場等	⑥	— *	（A）（C）	（H）
6 公共施設（道路）	⑦	⑥	—	（H）
7 公共施設（公園等）	⑦	⑦		
8 小規模購買施設等の施設	⑩	⑧	（A）	（H）
9 共同住宅（専用部分）	⑫	⑨	— *	（H）

* 計画の内容が分かるよう、必要に応じて計画調書又は図面を添付すること

エ その他の申請に要する図書

申請の種別	提出図書（右表図書番号参照）			
	様式	計画調書	図面	その他
1 建築物移動等円滑化基準緩和認定申請	⑧	①（②）or④	— *	（D）（H）
2 福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請	⑬	—	（A）	（E）（F）（H）
3 県民参加型特定施設認定申請	⑭	—	（A）	（G）

* 計画の内容が分かるよう、必要に応じて図面を添付すること

（注）2，3の申請については、別冊「関連制度編」に掲載します。

<図書一覧>

図書番号		図書の種類	内容等	
所 定 様 式	規 則 に 定 め る 様 式	① 様式第1号	特定施設建築等（変更）届／正・副	
		② 様式第2号	路外駐車場等建築等（変更）届／正・副	
		③ 様式第4号	特定施設工事完了届	
		④ 様式第5号	路外駐車場等工事完了届	
		⑤ 様式第7号	公益的施設建築等通知書	
		⑥ 様式第8号	路外駐車場等建築等通知書	
		⑦ 様式第9号	公共施設新設等通知書	
		⑧ 様式第10号	建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書	
		⑨ 様式第10号の2	小規模購買施設等建築等（変更）届	
		⑩ 様式第10号の4	小規模購買施設等建築等通知書	
		⑪ 様式第11号	共同住宅建築等（変更）届／正・副	
		⑫ 様式第13号	共同住宅建築等通知書	
		⑬ 様式第14号	福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書	
		⑭ 様式第15号	県民参加型特定施設認定申請書	
	計 画 調 書	① 調書1-1	特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書	
		② 調書1-2	特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書（1,000㎡未満）	
		③ 調書2	特定施設整備計画調書（劇場等）	
		④ 調書3-1	特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書（停車場等）	
		⑤ 調書3-2	特定施設整備計画調書（鉄道の駅、軌道の停留所）	
		⑥ 調書4-1	公共施設整備計画調書（道路）	
		⑦ 調書4-2	公共施設整備計画調書（公園等）	
		⑧ 調書5	小規模購買施設等整備計画調書	
		⑨ 調書6	共同住宅整備計画調書（専用部分）	
	図 面	A	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示
			配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する歩道との位置を明示
			各階の平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示
		B	敷地の断面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示
建築物の立面図（2面以上）			縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口の位置を明示	
建築物の断面図（2面以上）			縮尺及び床の高さを明示	
C		駐車場の平面図	車椅子利用者利用駐車施設を明示	
そ 他	D	建築確認申請書の写し		
	E	特定施設の運営の状況又は計画を記載した調書		
	F	工事工程表（特定施設の整備を計画している場合のみ）		
	G	県民の参画と協働による特定施設の整備及び運営の状況に関する図書		
	H	知事が必要と認める図書（委任状、詳細図等）		

(3) 計画調書の記載方法

ア 計画調書とは

計画調書は、建築物が条例で定められた整備基準を満たしているか否かを、設備箇所毎に確認するためのチェックシートです。調書は、建築物の用途によって表(1)のように分かれており、建築物の用途に応じた調書を使用します。

<用途別計画調書一覧>

公益的施設 共同住宅等の施設	公共の交通機関の施設 以外の施設	調書 1-1	特定施設整備（特別特定建築物建築） 計画調書
		調書 1-2	特定施設整備（特別特定建築物建築） 計画調書（1,000平方メートル未満）
		調書 2	特定施設整備計画調書（劇場等）
	公共の交通機関の施設	調書 3-1	特定施設整備（特別特定建築物建築） 計画調書（停車場等）
		調書 3-2	特定施設整備計画調書（鉄道の駅、軌道 の停留場）
公共施設	道路	調書 4-1	公共施設整備計画調書（道路）
	公園等	調書 4-2	公共施設整備計画調書（公園等）
小規模購買施設等の施設		調書 5	小規模購買施設等整備計画調書
共同住宅（専用部分）		調書 6	共同住宅整備計画調書（専用部分）

イ 計画調書の作成手順

計画調書の作成には、大きく分けて下記の3つのステップがあり、建築物の用途に応じた調書に対し、記載を行っていきます。

- ステップ1 建築物の規模に応じた整備項目を整備基準適用表で確認する
- ステップ2 計画調書にステップ1で確認した整備の要否を書き込む
- ステップ3 整備が必要な項目について、建築物が整備基準を満たしているか否かを書き込む

※整備基準適用表 凡例の見方

●	全ての規模
●1	床面積の合計 100 m ² 以上の規模
●5	床面積の合計 500 m ² 以上の規模
●20A	床面積の合計 2000 m ² 以上又は戸数の合計 21 戸以上の規模
●20B	床面積の合計 2000 m ² 以上又は室数の合計 51 室以上の規模
●30	床面積の合計 3000 m ² 以上の規模
⑤	床面積の合計 50 m ² 以上の規模
10	床面積の合計 1000 m ² 以上の規模
20	床面積の合計 2000 m ² 以上の規模
50	床面積の合計 5000 m ² 以上の規模
100	床面積の合計 10000 m ² 以上の規模
A	戸数の合計 21 戸以上の規模
B	室数の合計 51 室以上の規模
C	主として高齢者又は障害者が利用するものに限る
D	客室の総数 50 室以上の規模
※	固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

- 例 「20」→床面積の合計 2000 m²以上の規模である建築物が適用対象
 「10かつ●20A」→床面積の合計が 2000 m²以上の規模である建築物及び、床面積の合計が 1000 m²以上で戸数の合計が 21 戸以上の規模である建築物が適用対象

計画調書の作成例（床面積の合計が4000㎡の物販店舗の新築申請時）

＜ステップ1 建築物の規模に応じた整備項目を整備基準適用表で確認する＞

① 整備基準適用表より建築物の用途に該当する項目を探す

■ 特定施設整備基準適用表 ■		全規模適用	
凡例：特定施設整備基準を適用する建築物			
●1	床面積が100㎡以上の建築物	●	床面積が100㎡以上の建築物
●2	床面積が100㎡以上の建築物	○	床面積が100㎡以上の建築物
●3	床面積が100㎡以上の建築物	△	床面積が100㎡以上の建築物
●4	床面積が100㎡以上の建築物	□	床面積が100㎡以上の建築物
●5	床面積が100㎡以上の建築物	◇	床面積が100㎡以上の建築物
●6	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●7	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●8	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●9	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●10	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●11	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●12	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●13	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●14	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●15	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●16	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●17	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●18	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●19	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●20	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●21	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●22	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●23	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●24	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●25	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●26	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●27	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●28	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●29	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●30	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●31	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●32	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●33	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●34	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●35	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●36	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●37	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●38	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●39	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●40	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●41	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●42	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●43	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●44	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●45	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●46	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●47	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●48	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●49	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●50	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●51	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●52	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●53	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●54	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●55	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●56	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●57	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●58	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●59	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●60	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●61	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●62	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●63	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●64	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●65	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●66	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●67	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●68	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●69	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●70	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●71	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●72	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●73	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●74	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●75	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●76	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●77	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●78	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●79	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●80	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●81	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●82	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●83	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●84	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●85	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●86	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●87	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●88	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●89	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●90	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●91	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●92	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●93	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●94	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●95	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●96	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●97	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●98	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●99	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物
●100	床面積が100㎡以上の建築物	▽	床面積が100㎡以上の建築物

② 凡例を参考に建築物に適用される基準を確認する
(適用表特定施設整備基準)

1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路	ア	・高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等含む）	●1	
		イ	・共同住宅の住戸、寄宿舎の寝室	—	
		ウオ	・車椅子使用者利用便房 ・車椅子使用者利用駐車施設 ・公共用歩廊	●1	
(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段		・段又は階段を設けない ・傾斜路、EV、その他の昇降機の併設			●1
		・階と階との間の上下移動に係る部分への傾斜路、EV、その他の昇降機の併設			20
					●1
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口	・点状ブロック等			●1
		ア～ウ	・幅≧80cm ・戸の構造等		●1
			・戸の前後に高低差なし		10
(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口	・幅≧80cm ・戸の構造等 ・戸の前後に高低差なし			10	
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等	ア	・滑りにくい仕上げ	●1	
		イ	・握りやすい高さの手すり	—	
		ウ	・階段又は傾斜路の点状	●1	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等	ア～ウ	・幅≧120cm ・転回場所		20
(3) 授乳所	・授乳所、授乳室			50	
(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台	・記載用カウンター			※	
	・公衆電話台			●1	

＜ステップ2 計画調書にステップ1で確認した整備の要否を書きこむ＞

特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書（調書1-1）に整備の要否を書き込んでいく。

調書1-1		特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書 （規則第7条第2項第7号（第12条の5第2項第2号）関係）		全規模用	
建築物の所在地					
建築物の用途		床面積	㎡		
《 特定施設整備基準 》					
	チェック欄	①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の□をチェックしてください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において□をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する□にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ④1(1)高齢者等利用経路、9(3)及び14の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。			
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含む）までの経路のうち1以上
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便房までの経路のうち1以上
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ 車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段を設けない
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段への（ <input checked="" type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> その他の昇降機）の併設
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	階と階との間の上下の移動に係る部分への（ <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input checked="" type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> その他の昇降機）の併設
2 出入口	(1) 視覚障害者等利用経路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

＜ステップ3 整備が必要な項目について、建築物が整備基準を満たしているか否かをチェックする＞
申請時に提出する図面を元に、ステップ2でチェックした項目について整備基準を満たしているか確認する。

		《 特定施設整備基準 》			
	チェック欄	①適用される整備基準を満たしている場合は <u>チェック</u> ②整備基準の中にチェック欄がある項目は該当するものに <u>チェック</u>			
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含む）までの経路のうち1以上
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便房までの経路のうち1以上
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ 車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段を設けない
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段への（ <input checked="" type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> その他の昇降機）の併設
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	階と階との間の上下の移動に係る部分への（ <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input checked="" type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> その他の昇降機）の併設

ウ 建築確認時の関係図書への添付

届出・申請時に作成した計画調書は、建築確認及び条例の届出・通知の際に、関係図書として2部提出します。なお、この調書には工事完了時のチェック欄もあり、整備箇所の最終確認としての活用を推奨しています（完了検査の関係図書としての添付は不要です）。

(4) 整備基準適用表・計画調書
■ 特定施設整備基準適用表 ■ 全規模用

凡例：特定施設整備基準を適用する規模等
規則別表第1、第2に掲げる「基準規模」
規則別表第3第1による規模等
● 全ての規模 ⑤ 床面積の合計50㎡以上の規模 A 戸数の合計21戸以上の規模
●1 床面積の合計100㎡以上の規模 10 床面積の合計1000㎡以上の規模 B 室数の合計51室以上の規模
●5 床面積の合計500㎡以上の規模 20 床面積の合計2000㎡以上の規模 C 主として高齢者又は障害者が利用するものに限り
●20A 床面積の合計2000㎡以上又は戸数の合計21戸以上の規模 50 床面積の合計5000㎡以上の規模 D 客室の総数50室以上の規模
●20B 床面積の合計2000㎡以上又は室数の合計51室以上の規模 100 床面積の合計10000㎡以上の規模
●30 床面積の合計3000㎡以上の規模 ※ 固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

規則別表第1 規則別表第2
1 学校 2 病院等 3 劇場等 4 官公署 5 老人ホーム 6 運動施設 7 博物館等 8 銀行等 9 教習所車 11 公衆便所 12 公共用歩廊 13 地下街等 14 展示場 15 物販店舗 16 ホテル等 17 遊技場 18 公衆浴場 19 飲食店 20 理髪店等 21 クリーニング店等 22 学習塾等 23 等路外駐車場
1 共同住宅 2 寄宿舎 3 事務所等
1 学校 (特別支援学校を含む) 2 病院又は診療所 3 劇場、集会場又は公会堂 4 つ保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署 5 老人ホーム △老設、人福祉センター、老人ホーム、障害者福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの 6 体育館、水泳場、ポリング施設 7 博物館、美術館又は図書館 8 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 9 教習所車 11 公衆便所 12 公共用歩廊 13 地下街又は建築物の地下街と当該地下街を接続する地下街を設けたもの 14 展示場 15 百貨店、マーケットその他の物販店舗 16 ホテル又は旅館 17 遊技場 18 公衆浴場 19 飲食店 20 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 21 クリーニング店、貸衣装を営む店舗 22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 23 等路外駐車場のうち、自動車の停留又は駐車のために供されるもの(一般駐車場を除く)

特定施設整備基準(規則別表第3第1)

Table with columns for facility types (1-15) and building standards (1-30). The table contains detailed specifications and compliance indicators for various facilities such as elderly housing, public buildings, sports facilities, museums, banks, schools, public restrooms, shopping malls, hotels, amusement parks, public baths, restaurants, hair salons, dry cleaning, cram schools, and parking areas. It also includes standards for common housing, dormitories, and offices. Each cell contains a numerical value or a symbol indicating the applicable standard.

■ 特定施設整備基準適用表 ■

1000㎡未満用

【官公署、公衆便所、ホテル等、路外駐車場等を除く】

凡例：特定施設整備基準を適用する規模等

規則別表第1、第2に掲げる「基準規模」		規則別表第3第1による規模等	
●	全ての規模	A	戸数の合計21戸以上の規模
●1	床面積の合計100㎡以上の規模	B	室数の合計51室以上の規模
		C	主として高齢者又は障害者が利用するものに限る
		※	固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

特定施設整備基準（規則別表第3第1）

項目	内容	規則別表第1										規則別表第2																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	1	2	3			
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路	ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 出入口	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段	・段又は階段を設けない ・傾斜路、EV、その他の昇降機の併設		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口	・点状ブロック等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口	ア～ウ ・幅≧80cm ・戸の構造等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等	ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 階段	高齢者等が利用する階段	(1)(2)	・滑りにくい仕上げ ・片側に握りやすい高さの手すり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		(4)～(9)	・段を容易に識別できる措置 ・段鼻のつまずき防止 ・蹴込み板及び滑り止め ・側板又は立ち上がり ・回り階段 ・階段踊場の点状ブロック等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路	ア～オ	・滑りにくい仕上げ ・握りやすい高さの手すり ・傾斜路を容易に識別できる措置 ・側板又は立ち上がり ・傾斜路踊場の点状ブロック等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		ウ	・勾配≦1/12 ・高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6 エレベーター その他の昇降機	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機	ア	・告示規定の特殊構造昇降機 ・昇降路出入口部分の水平面	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
7 便所	(1) 高齢者等が利用する便所	ア	・出入口（・傾斜路の幅及び勾配 ・出入口の幅 ・戸の構造等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		イ	・滑りにくい仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上	ア	・洗面所（・洗面器の高さ、手すり、水洗器具）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		イ	・男子用小便器（形式、手すり）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(4) 腰掛式便所	・戸の構造 ・腰掛便座、手すり等の配置 ・便器の洗浄装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
9 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路	ア～ウ	・滑りにくい仕上げ ・段がある部分の基準 ・傾斜路の基準	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		ア～ウ	・通路の幅 ・転回場所 ・戸の構造等 ・傾斜路の基準 ・排水溝の基準	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		ア～ウ	・視覚障害者利用経路 ・線状ブロック等及び点状ブロック等 ・音声等の誘導設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10 駐車場	(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設	・幅≧350cm ・高齢者等利用経路の短縮 ・JIS適合図の表示 ・案内板	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
11 浴室等	(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室	ア～オ	・シャワー用区画（出入口の幅≧80cm、手すり、固定式腰掛台の高さ） ・更衣用区画（出入口の幅≧80cm） ・滑りにくい仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

公益的施設及び共同住宅等

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください。

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください。

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください。

基準規模3000㎡以上のため適用されません。

調書1-1

特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書

（規則第7条第2項第7号（第12条の5第2項第2号）関係）

全規模用

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	m ²

	チェック欄			《 特定施設整備基準 》	
	適用欄	届出・申請時	完了時		
				①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の口をチェックしてください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において口をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する口をチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ④ 1(1)高齢者等利用経路、9(3)及び14の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含む）までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便所までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ	公共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路の全て
	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段を設けない		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段への（ <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> その他の昇降機）の併設		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	階と階との間の上下の移動に係る部分への（ <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> その他の昇降機）の併設		
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	出入口前後の点状ブロック等	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	幅≧80cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	戸を設ける場合 戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	戸の前後に高低差なし
(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く）					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	幅≧80cm	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	戸を設ける場合 戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	戸の全面が透明な場合 衝突防止措置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	戸の前後に高低差なし	
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	幅≧120cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	車椅子の転回に支障がない場所の設置距離≦50m
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	戸を設ける場合 戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	戸の前後に高低差なし	
(3) 授乳所					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	壁、固定式のついたて等により外部から見通せない授乳所 <input type="checkbox"/> 授乳室	
(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記載用カウンター	70cm≦カウンターの高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公衆電話台	70cm≦公衆電話台の高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm	
4 階段	高齢者等が利用する階段				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	片側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	両側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5)	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6)	蹴込板及び滑り止め
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7)	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(8)	<input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段としない <input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段以外とすることが困難
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(9)	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等	
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ	視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等	

		(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	階段に代わる傾斜路の幅 $\geq 120\text{cm}$ 、階段と併設する傾斜路の幅 $\geq 90\text{cm}$	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勾配 $\leq 1/12$ （高低差 $\leq 16\text{cm}$ の場合 勾配 $\leq 1/8$ ）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	傾斜路の高低差 $> 75\text{cm}$ の場合 高さ $\leq 75\text{cm}$ ごとに踏幅 $\geq 150\text{cm}$ の踊場	
6 エレベーター その他の昇降機	(1) 高齢者等利用経路（共同住宅・寄宿舎の集会室等までの経路を含む）を構成するEV及びその乗降ロビー			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア EVの停止階 高齢者等利用居室の存する階、車椅子利用者利用便所の存する階、車椅子利用者利用駐車施設の存する階、地上階	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 出入口幅 $\geq 80\text{cm}$	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 幅 $\geq 140\text{cm}$ 、奥行き $\geq 135\text{cm}$	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ かこの構造・寸法等 車椅子の転回に支障がない構造	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ 左右両面の側板に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	カ 戸の開閉状態を確認できる鏡	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	キ 停止予定階及び現在位置を表示する装置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ク かこの装置 文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ケ 点灯等により押したことが確認できる非常ボタン	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	コ 利用者を感じし、自動的に戸の開鎖を制止する装置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	サ かご内及び乗降ロビーの装置 車椅子使用者が利用しやすい高さ（標準：80cm～110cm）の制御装置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	シ 乗降ロビーの寸法・装置 高低差なし、幅及び奥行き $\geq 150\text{cm}$	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ス 到着するかごの昇降方向を表示する装置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	セ 視覚障害者等が利用するEV及びその乗降ロビーの装置 (ア) かご内 到着する階及び戸の開閉を音声で知らせる装置 (イ) かご内及び乗降ロビー 点字・音声案内等で操作できる制御装置 (ウ) かご内又は乗降ロビー 到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置	
(2) 共同住宅のEV（地上階又はその直上階・直下階のみに住戸を設ける場合を除く）				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 高齢者等利用経路との連結	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ かこの幅 $\geq 100\text{cm}$ 、奥行き $\geq 110\text{cm}$	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ (1)ア、イ、オ～ス	
(3) かごの幅 $\geq 100\text{cm}$ かつ奥行き $\geq 110\text{cm}$ のEV（(1)又は(2)のEVを設ける場合を除く）				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)ア、イ、オ～ス	
(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 昇降路の出入口に接する部分の水平面	
7 便所 (1)はすべて。(2)～(6)は男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(1) 高齢者等が利用する便所			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 1以上の出入口 (ア) 床面に高低差がある場合の傾斜路 幅 $\geq 90\text{cm}$ 勾配 $\leq 1/12$ （高さ $\leq 16\text{cm}$ の場合 勾配 $\leq 1/8$ ） (イ) 幅 $\geq 80\text{cm}$ 戸を設ける場合 戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】） 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
	(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 洗面所 (ア) 70cm \leq 洗面器の高さ $\leq 80\text{cm}$ (イ) 洗面器の周囲の手すり (ウ) 水洗器具（ <input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 男子用小便器 小便器（ <input type="checkbox"/> 床置き式 <input type="checkbox"/> 壁掛け式 <input type="checkbox"/> その他【 】） 周囲の手すり	
	(3) 車椅子利用者利用便所			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 出入口の幅 $\geq 85\text{cm}$	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 腰掛便座、手すり等の適切な配置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ 便器の洗浄装置（ <input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> 押ボタン式 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	カ 便所の出入口付近に車椅子利用者利用便所である旨をJIS適合図により表示する標識	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	キ 独立便所の洗面所 点灯等により押したことの確認ができる非常ボタン 70cm \leq 洗面器の高さ $\leq 80\text{cm}$ 洗面器の周囲の手すり 水洗器具（ <input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ク 便所の出入口付近に車椅子利用者利用便所を設けた便所である旨をJIS適合図により表示する標識	
(4) 腰掛式便所（(3)の便所を設ける場合を除く）				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	腰掛便座、手すり等の適切な配置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	便器の洗浄装置（ <input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> 押ボタン式 <input type="checkbox"/> その他【 】）	

	(5) オストメイトが円滑に利用できる便房				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア オストメイトが円滑に利用できる構造の水洗器具	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	フラッシュバルブ式汚物流し	
			<input type="checkbox"/>	温水シャワー	
			<input type="checkbox"/>	腹部を映すための鏡	
			<input type="checkbox"/>	補装具を置くための棚又は台	
			<input type="checkbox"/>	衣服を掛けるための設備	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	便房の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便房である旨を表示する標識	
			<input type="checkbox"/>	便所の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便房を設けた便所である旨を表示する標識	
	(6) 乳幼児用設備を備えた便房・便所				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ベビーチェアを設けた便房	
			<input type="checkbox"/>	便房の出入口付近にベビーチェアを設けた便房である旨を表示する標識	
			<input type="checkbox"/>	便所の出入口付近にベビーチェアを設けた便房を備えた便所である旨を表示する標識	
		<input type="checkbox"/>	おむつ交換台	おむつ交換台を設けた便所	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	便所の出入口付近におむつ交換台を設けた便所である旨を表示する標識	
8ホテル 又は旅館 の客室	(1) 車椅子使用者利用客室の便所又は浴室等				
	<input type="checkbox"/>	ア	(7) 出入口	高低差がある 幅 ≥ 90 cm 場合の傾斜路 勾配 $\leq 1/12$ 、(高低差 ≤ 16 cmの場合 勾配 $\leq 1/8$)	
				幅 ≥ 80 cm	
				戸を設ける場合	戸の構造 (<input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】)
					戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
					戸の前後に高低差なし
			(1) 洗面所	70cm \leq 洗面器の高さ ≤ 80 cm 水洗器具 (<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> その他【 】)	
			(9) 便房	戸の構造 (<input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】)	
				腰掛便座、手すり等の適切な設置	
				便器の洗浄装置 (<input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> 押ボタン式 <input type="checkbox"/> その他【 】)	
				車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間	
		便房の出入口	幅 ≥ 80 cm 戸の前後に高低差なし		
	(I) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
	(A) 点灯等により押したことが確認ができる非常ボタン				
	<input type="checkbox"/>	イ	(7) 出入口	幅 ≥ 80 cm	
				戸を設ける場合	戸の構造 (<input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】)
					戸の全面が透明な場合 衝突防止措置
					戸の前後に高低差なし
				(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間	
			(9) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
			(I) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタン		
			(A) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		
			(カ) 出入りしやすい浴槽の縁の高さ (標準：洗い場の床面から40cm \sim 45cm)		
			(2) 客室		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置	
9敷地内の 通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路				
	<input type="checkbox"/>	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
			握りやすい高さ (標準：75cm \sim 85cm) の手すり		
			段がある部分	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置	
			段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置		
		イ	蹴込板及び滑り止め		
			側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり ≥ 5 cm		
			<input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段としない <input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段以外とすることが困難		
			傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置		
	ウ	傾斜路	勾配 $> 1/20$ かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり ≥ 5 cm 勾配 $> 1/20$ の部分に握りやすい高さ (標準：75cm \sim 85cm) の手すり (踊場含む)		
		(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路			
		<input type="checkbox"/>	ア	幅 ≥ 120 cm	
	車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 ≤ 50 m				
	戸を設ける場合			戸の構造 (<input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】) 戸の前後に高低差なし	
	イ		傾斜路	階段に代わる傾斜路の幅 ≥ 120 cm、階段と併設する傾斜路の幅 ≥ 90 cm 勾配 $\leq 1/12$ (高低差 ≤ 16 cmの場合 勾配 $\leq 1/8$) 傾斜路の高低差 > 75 cmの場合 高さ ≤ 75 cmごとに踏幅 ≥ 150 cmの踊場	
排水溝			粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ふた 車椅子のキャスターが落ち込まない溝ふた		

	(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路		
	□	□	視覚障害者利用経路
			道等から外部出入口までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）
			(ア) 主として自動車の駐車のために供する施設
			(イ) 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる
	□	□	(ウ) 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置 道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合
			線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備
			(ア) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分
			(イ) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分
	□	□	(ウ) 車路に近接する部分
(エ) 車路を横断する部分			
10駐車場			
(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設			
□	□	幅 \geq 350cm	
		高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置	
		区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識	
		駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板	
(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設			
□	□	幅 \geq 350cm	
		高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置	
		区画面及び付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識	
		駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板	
11浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。）			
(1) 高齢者等が利用する浴室			
□	□	幅 \geq 80cm	
		戸を設ける場合	
		戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）	
	□	□	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
			戸の前後に高低差なし
			粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
□	□	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置	
		出入りしやすい浴槽の縁の高さ（標準：洗い場の床面から40cm～45cm）	
(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室			
□	□	シャワー用区画の出入口の幅 \geq 80cm	
		更衣用区画の出入口の幅 \geq 80cm	
		粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
		シャワー用区画の手すり	
		シャワー用区画に固定式腰掛台を設ける場合 40cm \leq 高さ \leq 45cm	
12標識			
階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の標識			
□	□	□	階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図により表示
13案内設備			
(1) 案内板その他の設備			
□	□	□	階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図により表示
(2) 視覚障害者に示すための設備			
□	□	□	点字 <input type="checkbox"/> 文字等の浮き彫り <input type="checkbox"/> 音による案内 <input type="checkbox"/> その他【 】 <input type="checkbox"/> 案内所
14案内設備までの経路			
道等から案内設備までの経路			
□	□	視覚障害者利用経路	
		道等から案内設備までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）	
		(1) 主として自動車の駐車のために供する施設	
		(2) 建築物管理者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から、直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9(3)イ、ウの基準に適合	
□	□	□	線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により誘導する設備

※ 規則第12条の5第1項に規定する建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書を提出する場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の写し（申請しようとする図書の写し）とともに、本調書を添付してください。その際には、緩和認定を受けようとする部分だけでなく、適用される特定施設整備基準の全てについて記載してください。

調書1-2

特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書

【官公署、公衆便所、ホテル等、路外駐車場等を除く】
 〈規則第7条第2項第7号（第12条の5第2項第2号）関係〉

1000㎡
未満用

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	㎡

	チェック欄			《 特定施設整備基準 》	
	適用欄	届出・申請時	完了時		
				①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の口をチェックしてください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において口をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する口にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ④ 1(1)高齢者等利用経路、9(3)の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含む）までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	高齢者等利用居室から車椅子利用者利用便所までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	車椅子利用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ	公共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路の全て
	<input type="checkbox"/>	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段（階と階との間の上下の移動に係る部分を除く）			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段を設けない		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	段又は階段への（ <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> その他の昇降機）の併設		
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	出入口前後の点状ブロック等	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	幅≧80cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	戸を設ける場合 戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く）				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	幅≧80cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	戸を設ける場合 戸の構造（ <input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】）
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	戸の全面が透明な場合 衝突防止措置
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	戸の前後に高低差なし	
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
	(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記載用カウンター	70cm≦カウンターの高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公衆電話台	70cm≦公衆電話台の高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm	
4 階段	高齢者等が利用する階段				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	片側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5)	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6)	蹴込板及び滑り止め
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7)	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(8)	<input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段としない <input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段以外とすることが困難
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(9)	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ	勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ	視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	勾配≦1/12（高低差≦16cmの場合 勾配≦1/8）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ	傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場	
6 エレベーターその他の昇降機	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	昇降路の出入口に接する部分の水平面	

7便所 (1)はすべて。(2)(4)は男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(1) 高齢者等が利用する便所						
	□	□	□	ア	1以上の出入口	(7) 床面に高低差がある場合の傾斜路	幅 \geq 90cm 勾配 \leq 1/12(高さ \leq 16cmの場合 勾配 \leq 1/8)
						(1) 戸を設ける場合	幅 \geq 80cm
							戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)
							戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし
	□	□	□	イ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
	(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上						
	□	□	□	ア	洗面所	(7) 70cm \leq 洗面器の高さ \leq 80cm	
						(1) 洗面器の周囲の手すり	
						(7) 水洗器具(□レバー式 □光感知式 □その他【 】)	
	□	□	□	イ	男子用小便器	小便器(□床置き式 □壁掛け式 □その他【 】)	
						周囲の手すり	
	(4) 腰掛式便所						
	□	□	□	□	□	戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)	
						腰掛便座、手すり等の適切な配置	
便器の洗浄装置(□光感知式 □押ボタン式 □その他【 】)							
9敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路						
	□	□	□	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
					イ	握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり	
						踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置	
						段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置	
					ウ	傾斜路	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置 勾配 $>$ 1/20かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり \geq 5cm 勾配 $>$ 1/20の部分に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり(踊場含む)
						蹴込板及び滑り止め	側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり \geq 5cm □主たる階段を回り階段としない □主たる階段を回り階段以外とすることが困難
					(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路		
	□	□	□	ア	幅 \geq 120cm		
					車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 \leq 50m		
					戸を設ける場合	戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】) 戸の前後に高低差なし	
					イ	傾斜路	階段に代わる傾斜路の幅 \geq 120cm、階段と併設する傾斜路の幅 \geq 90cm 勾配 \leq 1/12(高低差 \leq 16cmの場合 勾配 \leq 1/8) 傾斜路の高低差 $>$ 75cmの場合 高さ \leq 75cmごとに踏幅 \geq 150cmの踊場
						ウ	排水
	(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路						
	□	□	□	ア	道等から外部出入口までの経路のうち1以上(下記の場合を除く)		
(7) 主として自動車の駐車のために供する施設							
(1) 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる							
(7) 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置 道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合							
ウ					ク等	(7) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分	
						(1) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分	
						(7) 車路に近接する部分 (1) 車路を横断する部分	
(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設							
□	□	□	□	幅 \geq 350cm			
				高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置			
				区画面及び付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識			
				駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板			
11浴室等 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室						
	□ (学校のみ)	□	□	□	ア シャワー用区画の出入口の幅 \geq 80cm		
					イ 更衣用区画の出入口の幅 \geq 80cm		
					ウ 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
					エ シャワー用区画の手すり		
オ シャワー用区画に固定式腰掛台を設ける場合 40cm \leq 高さ \leq 45cm							

※規則第12条の5第1項に規定する建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書を提出する場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の写し(申請しようとする図書の写し)と共に、本調書を添付してください。その際には、緩和認定を受けようとする部分だけでなく、適用される特定施設整備基準の全てについて記載してください。

調書2

特定施設整備計画調書

【劇場等】

〈規則第7条第2項第7号関係〉

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	m ²

チェック欄		《 特 定 施 設 整 備 基 準 》	
適用欄	届出・申請時	完了時	
			①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の口をチェックしてください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において口をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する口にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。
15固定観覧席	(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる区画		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 室の出入口の付近に設置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 路出入の床面から高低差区画あまで場の合通
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	傾斜路
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	階段に代わる傾斜路の幅≧120cm、階段と併設する傾斜路の幅≧90cm
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勾配≦1/12(高低差≦16cmの場合 勾配≦1/8)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特殊構造昇降機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	昇降路の出入口に接する部分の水平面	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 寸法	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	間口≧90cm、奥行≧140cm	
(2) 集団補聴設備等			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	難聴者の聴力を補うための設備の設置

※ 新築・増築・改築・用途変更の届出の際には本調書のみを添付してください。又、移転・大規模な模様替え・大規模な修繕の届出の際には特定施設整備(特別特定建築物建築)計画調書1に追加して添付してください。

調書5

小規模購買施設等整備計画調書

〈規則第12条の7第2項第4号関係〉

建築物の所在地			
建築物の用途	床面積	㎡	

《 小 規 模 購 買 施 設 等 整 備 基 準 》			
	チ エ ッ ク 欄	① 届出時において□をチェックしてください。 ② 《小規模購買施設等整備基準》欄の該当する□にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ③ 「視覚障害者等が利用する」とある基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する」施設の部分に適用されるため、学習塾等を除くすべての小規模購買施設等（不特定かつ多数の者が利用する施設）に適用されます。学習塾等（特定かつ多数の者が利用する施設）においては「主として視覚障害者が利用する部分」がある場合に限り適用されます。	
1 出入口	高齢者等が利用する主たる外部出入口 (第1の2)		
	<input type="checkbox"/>	視覚障害者等が利用する出入口前後の点状ブロック等	
	<input type="checkbox"/>	幅≥80cm	
	<input type="checkbox"/>	戸を設ける場合 戸の構造 (<input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】)	
	<input type="checkbox"/>	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置	
2 廊下等	高齢者等が利用する廊下等 (第1の3、第1の5、第1の6)		
	<input type="checkbox"/>	(1) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
	<input type="checkbox"/>	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等	
	<input type="checkbox"/>	(2) 床面に高低差がある場合	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>		勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり(踊場含む)
	<input type="checkbox"/>		傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
	<input type="checkbox"/>		勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≥5cm
	<input type="checkbox"/>		視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
	<input type="checkbox"/>		階段に代わる傾斜路の幅≥120cm、階段と併設する傾斜路の幅≥90cm
	<input type="checkbox"/>		勾配≤1/12(高低差≤16cmの場合 勾配≤1/8)
	<input type="checkbox"/>	特殊構造昇降機	傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≤75cmごとに踏幅≥150cmの踊場
	<input type="checkbox"/>		昇降路の出入口に接する部分の水平面
3 階段	高齢者等が利用する階段 (第1の4)		
	<input type="checkbox"/>	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
	<input type="checkbox"/>	片側に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり	
	<input type="checkbox"/>	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置	
	<input type="checkbox"/>	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置	
	<input type="checkbox"/>	蹴込板及び滑り止め	
	<input type="checkbox"/>	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≥5cm	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段としない <input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段以外とすることが困難	
	<input type="checkbox"/>	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等	
4 便所 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	高齢者等が利用する便所(ホテル等のみに適用 ただし客室の内部に設けるものを除く) (第1の7)		
	<input type="checkbox"/>	1以上の出入口	床面に高低差がある場合の傾斜路 幅≥90cm
			勾配≤1/12(高さ≤16cmの場合 勾配≤1/8)
		幅≥80cm	
	<input type="checkbox"/>	戸を設ける場合	戸の構造 (<input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】)
			戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
	<input type="checkbox"/>	戸の前後に高低差なし	
	<input type="checkbox"/>	洗面所	70cm≤洗面器の高さ≤80cm
			洗面器の周囲の手すり
	<input type="checkbox"/>	水洗器具 (<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> その他【 】)	
	<input type="checkbox"/>	男子用小便器	小便器 (<input type="checkbox"/> 床置き式 <input type="checkbox"/> 壁掛け式 <input type="checkbox"/> その他【 】)
			周囲の手すり
	<input type="checkbox"/>	腰掛式便房	戸の構造 (<input type="checkbox"/> 自動開閉扉 <input type="checkbox"/> 引き戸 <input type="checkbox"/> その他【 】)
			腰掛便座、手すり等の適切な配置
	<input type="checkbox"/>	便器の洗浄装置 (<input type="checkbox"/> 光感知式 <input type="checkbox"/> 押ボタン式 <input type="checkbox"/> その他【 】)	

5敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路		(第1の5、第1の6、第1の9)	
	<input type="checkbox"/>	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
	<input type="checkbox"/>	ア	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり	
	<input type="checkbox"/>		踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置	
	<input type="checkbox"/>		段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置	
	<input type="checkbox"/>		蹴込板及び滑り止め	
	<input type="checkbox"/>		側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり ≥ 5 cm	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段としない <input type="checkbox"/> 主たる階段を回り階段以外とすることが困難	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	イ	(7) 幅 ≥ 120 cm	
	<input type="checkbox"/>		(1) 排水溝	粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ふた
	<input type="checkbox"/>			車椅子のキャスターが落ち込まない溝ふた
	<input type="checkbox"/>		(2) 路面に高低差がある場合	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	<input type="checkbox"/>			勾配 $> 1/20$ 又は高さ > 16 cmの場合
	<input type="checkbox"/>			握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	<input type="checkbox"/>			傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
	<input type="checkbox"/>			勾配 $> 1/20$ かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり ≥ 5 cm
	<input type="checkbox"/>			視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
	<input type="checkbox"/>			階段に代わる傾斜路の幅 ≥ 120 cm、階段と併設する傾斜路の幅 ≥ 90 cm
	<input type="checkbox"/>			勾配 $\leq 1/12$ （高低差 ≤ 16 cmの場合 勾配 $\leq 1/8$ ）
	<input type="checkbox"/>		特殊構造昇降機	傾斜路の高低差 > 75 cmの場合 高さ ≤ 75 cmごとに踏幅 ≥ 150 cmの踊場
	<input type="checkbox"/>			平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造
	<input type="checkbox"/>		昇降路の出入口に接する部分の水平面	
	(2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路		(第1の9)	
	<input type="checkbox"/>	視覚障害者利用経路	道等から外部出入口までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）	
<input type="checkbox"/>	・ 主として自動車の駐車のために供する施設			
<input type="checkbox"/>	・ 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる			
<input type="checkbox"/>	・ 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置			
<input type="checkbox"/>	道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合			
<input type="checkbox"/>		線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備		
<input type="checkbox"/>	点状ブロック等	段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分		
<input type="checkbox"/>		段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分		
<input type="checkbox"/>		車路に近接する部分		
<input type="checkbox"/>		車路を横断する部分		

4 JIS規格等

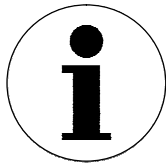
4 JIS 規格等

(1) 案内図、記号一覧

公共・一般施設図記号



案内所
Question & answer



情報コーナー
Information



病院
Hospital



救護所
First aid 緑



警察
Police ※1



お手洗
Toilets



男子
Men



女子
Women



障害のある人が使
える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area
※2



チェックイン/受付
Check-in/
Reception



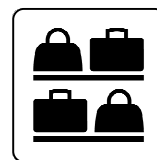
忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル/宿泊施設
Hotel/
Accommodation



きっぷうりば/精算所
Tickets/
Fare adjustment



手荷物一時預かり
所
Baggage storage



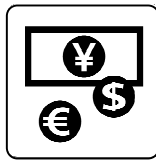
コインロッカー
Coin lockers



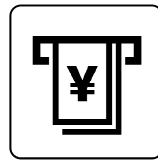
休憩所/待合室
Lounge/
Waiting room



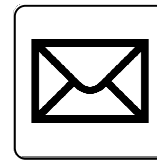
ミーティング
ポイント
Meeting point



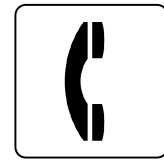
銀行・両替
Bank, money
Exchange
※3



キャッシュサービ
ス
Cash service
※4



郵便
Post



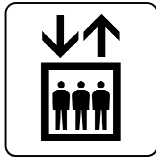
電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



(上り) エスカレ
ーター
Escalator (, up)



階段
Stairs



ベビーケアルーム
Baby care room



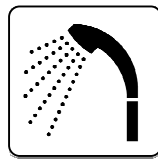
クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room
※5



更衣室 (女子)
Dressing room
(women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



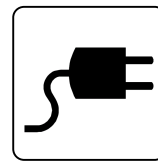
くず入れ
Trash box



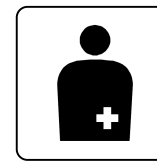
リサイクル品回収
施設
Collection
facilitiy for
recycling products



無線 LAN
Wireless LAN



充電コーナー
Charge point



オストメイト用設
備/オストメイト
Facilities for
Ostomy or Ostomate

交通施設図記号

					
航空機／空港 Aircraft/Airport	鉄道／鉄道駅 Railway/ Railway station	船舶／フェリー／ 港 Ship/ Ferry/ Port	ヘリコプター／ ヘリポート Helicopter/ Heliport	バス／バスのりば Bus/Bus stop	タクシー／ タクシーのりば Taxi/Taxi stand
					
レンタカー Rent a car	自転車 Bicycle	ロープウェイ Cable car	ケーブル鉄道 Cable railway	駐車場 Parking ※6	出発 Departures
					
到着 Arrivals	乗り継ぎ Connecting flights	手荷物受取所 Baggage claim	税関／荷物検査 Customs/Baggage check	出国手続／入国手 続／検疫／書類審 査 Immigration/ Quarantine/ Inspection	一般車 Car

商業施設図記号

				
レストラン Restaurant	喫茶・軽食 Coffee shop	バー Bar	ガソリンスタンド Gasoline station	会計 Cashier ※7

観光・文化・スポーツ施設図記号

					
展望地／景勝地 View point	陸上競技場 Athletic stadium	サッカー競技場 Football stadium	野球場 Baseball stadium	テニスコート Tennis court	海水浴場／プール Swimming place
					
スキー場 Ski ground	キャンプ場 Camp site	温泉 Hot spring	温泉 Hot spring	イヤホンガイド Audio guide	

安全図記号



消火器
Fire extinguisher
赤



非常電話
Emergency telephone
赤



非常ボタン
Emergency call button
赤



広域避難場所
Safety evacuation area
緑



避難所（建物）
Safety evacuation shelter
※9
緑



津波避難場所
Tsunami evacuation area
※9
緑



津波避難ビル
Tsunami evacuation building
※9
緑

禁止図記号



一般禁止
General prohibition
※6
赤



禁煙
No smoking
※2
赤



火気厳禁
No open flame
※8
赤



進入禁止
No entry
※6
赤



駐車禁止
No parking
※6
赤



自転車乗り入れ禁止
No bicycles
※6
赤



立入禁止
No admittance
赤



走るな／かけ込み禁止
Do not rush
赤



さわるな
Do not touch
赤



捨てるな
Do not throw rubbish
赤



飲めない
Not drinking water
赤



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones
赤



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices
※9
赤



撮影禁止
Do not take photographs
赤



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs
赤



ベビーカー使用禁止
Do not use prams
※9
赤



遊泳禁止
No swimming
赤



キャンプ禁止
No camping
赤



ホームドア：
たてかけない
Do not lean objects on the platform door
赤



ホームドア：
乗り越さない
Do not lean over the platform door
赤

注意図記号



一般注意
General caution



障害物注意
Caution,
obstacles
※9



上り段差注意
Caution, uneven
access/up



下り段差注意
Caution, uneven
access/down



滑面注意
Caution,
slippery surface



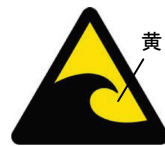
転落注意
Caution, drop
※9



天井に注意
Caution,
overhead



感電注意
Caution,
electricity
※9



津波注意（津波危
険地帯）
Warning Tsunami
hazard zone



ホームドア：ドアに手
を挟まないように注意
Caution,
Closing doors

指示図記号



一般指示
General
mandatory



静かに
Quiet please



左側にお立ちくだ
さい
Please stand on
the left
※9



右側にお立ちくだ
さい
Please stand on
the right
※9



1列並び
Line up single
file
※9



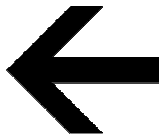
二列並び
Line up in twos
※9



三列並び
Line up in threes
※9



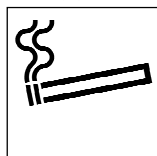
四列並び
Line up in fours
※9



矢印
Directional
arrow

※1 警備員などにも適用できる。

※2 火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



喫煙所



禁煙

※3 円・ドル及びユーロの通貨記号は、状況に合わせて変更することができる。

※4 円の通貨記号は、状況に合わせて変更することができる。

※5 更衣室（女性）と対比して使用する場合は、男性用更衣室を表示する。

※6 道路交通法による道路以外において使用する。

※7 円の通貨記号は、必要に応じて変更することができる。

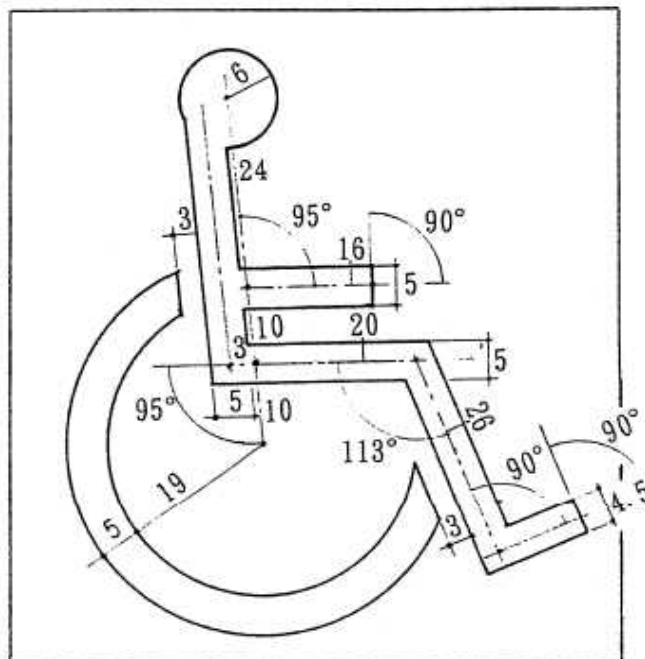
※8 火災予防条例（例）にて同一の図記号を規定。

※9 文字による補助表示が必要。

(2) 国際シンボルマークの形状及び使用

国際シンボルマークは、英語の International Symbol of Access を日本語とした呼称である。障害者が利用できる建物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。シンボルマークの形状は下図のとおりである。

なお、本図は、2002年3月「身障者用設備」という名称で、JIS Z 8210 5.1.9（障害者が利用できる建築物及び施設であることを示している）に規定された。



日本において国際シンボルマークは、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が使用管理を行っている。

＜国際シンボルマークの使用に関する新決議＞

1978年1月22日、フィリピンのバギオで開かれた国際リハビリテーション協会総会で採択される。総会は、国際シンボルマークの使用を管理するため、次の方針を定めた。

国際シンボルマークは、常に総会で定められたデザインと比率を守って使用しなければならない。またシンボルマークを複製する場合は、この決議に従わなければならない。シンボルマークの色は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、国際道路標識法 (International Road Sign Conventions) に従って、濃い青の地に白を使用することとする。図柄は、顔を右に向けた形にしなければならない。ただし、方向を示す目的がある場合は、図柄全体を左向きにしてもよい。

国際シンボルマークのデザインを変えたり、書き加えたりしてはならない。ただし、シンボルマークそのものの形を否めない限りは、方向や対象を明らかに示すために、ほかの図柄や文字を併用してもよい。

国際シンボルマークは、車いす使用者など移動能力が限定されているすべての者が利用建物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。

障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議 (United Nations Expert Group Meeting on Barrier-free Design) が1974年に定めた最低基準に従わなければならない。

国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合

は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。

国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。

国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

国際シンボルマークの使用指針は以下に表示されている。

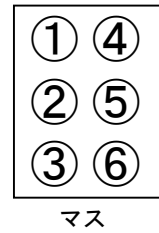
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

(※出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 国土交通省)

(3) 点字の読み方一覧

点字の組み立て

- 1 点字はタテ3点ヨコ2点の六つの組み合わせからなる表音文字で、左上から下へ順に、1の点、2の点、3の点、右上から下へ順に4の点、5の点、6の点と言う。
- 2 濁音や拗音（ようおん）は、この6点を2単位（二マス）を用いてつくる。濁音はその清音の前に5の点を加えてつくり、拗音は4の点を加える。
- 3 点字は紙の表面から裏へつき出して書き、右から左への横書きである。視覚障害者はその凸面を触読する。
- 4 この表は凸面用であり、視覚障害者同様、点字を凸面から読む際に用いる。この場合左から右へ読み進む。



五十音

●—	●—	●●	●●	—●	●—	●—	●●	●●	—●
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
●—	●—	●●	●●	—●	●—	●—	●●	●●	—●
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
●—	●—	●●	●●	—●	●—	●—	●●	●●	—●
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
●—	●—	●●	●●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ		ヨ	
●—	●—	●●	●●	—●	—	—	—	—	—
—●	—●	—●	—●	—●	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	(ヰ)	(ヱ)	ヲ	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ン	長音符	促音符							

濁音・半濁音

—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ					
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ					
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド					
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バ	ビ	ブ	ベ	ボ					
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パ	ピ	プ	ペ	ポ					

特殊音

—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ウイ	ウエ	ウオ							
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ツァ	ツイ	ツェ	ツォ						
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファ	フィ	フェ	フォ						
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヴァ	ヴィ	ヴェ	ヴォ						
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
シェ	ジェ	チェ							
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
テイ	デイ	トウ	ドウ						
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
テュ	デュ	クァ	グァ						
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヴ	イェ								

数字

—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	2	3	4	5	6				
—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●	—●
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	8	9	0	数符	小数点	位取り点			

拗音 (ようおん)

キヤ	キュ	キョ	ニヤ	ニユ	ニョ
シャ	シュ	ショ	ヒヤ	ヒユ	ヒョ
チャ	チュ	チョ	ミヤ	ミュ	ミョ
リヤ	リュ	リョ	チャ	チュ	チョ
ギャ	ギュ	ギョ	ビヤ	ビユ	ビョ
ジャ	ジュ	ジョ	ピヤ	ピユ	ピョ

アルファベット

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
U	V	W	X	Y	Z	外字符	外国語引用符	~	

英文記号

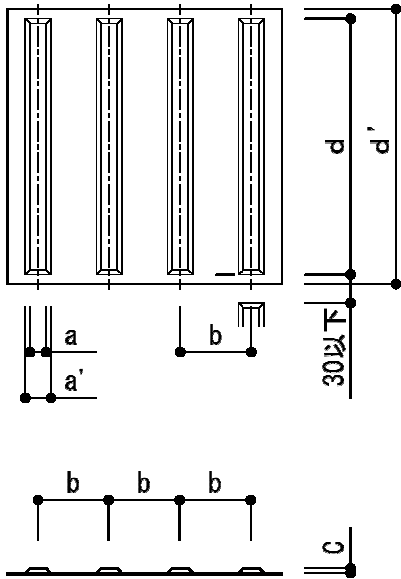
ハイフン	コロン	セミコロン	コンマ	ピリオド	大文字符	?	!	コーテーション	アポストロフ	ダッシュ	二重大文字符
------	-----	-------	-----	------	------	---	---	---------	--------	------	--------

記号・符号

句点(.)	疑問符?	感嘆符!	読点(、)	中点(・)
第1カギ「」	第2カギ『』	ふたえカギ『』		
第1カッコ()	第2カッコ(())	二重カッコ((()))		
点訳者挿入符	段落挿入符	文中注記符		
棒線	点線	右向き矢印	左向き矢印	両向き矢印
波線類	第1指示符	第2指示符		
第3指示符	星印	空欄記号	(小文字符)	小見出し符
○	△	□	x	数字
伏せ字記号		その他	つなぎ符	行末のつなぎ
				詩行符
				二重詩行符

出典：日本工業規格 JIS T 0921 点字の表示原則及び点字表示方法 (2006年)

(4) 視覚障害者誘導用ブロック

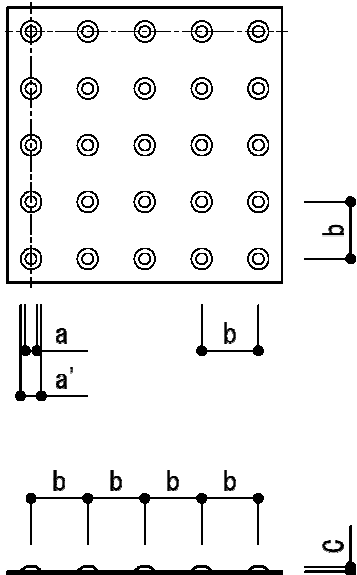


線状突起の形状及びその配列

線状突起の配列は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

単位 (mm)		
記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	+1 0
c	5	
d	270以上	
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。



点状突起の形状及びその配列

点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm(目地込み)四方以上で、点状突起の数は25(5×5)点を下限とし点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

単位 (mm)		
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60*	+1 0
c	5	

注 この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

図VII-3-1 JIS (T 9251) による視覚障害者誘導用ブロックの形状

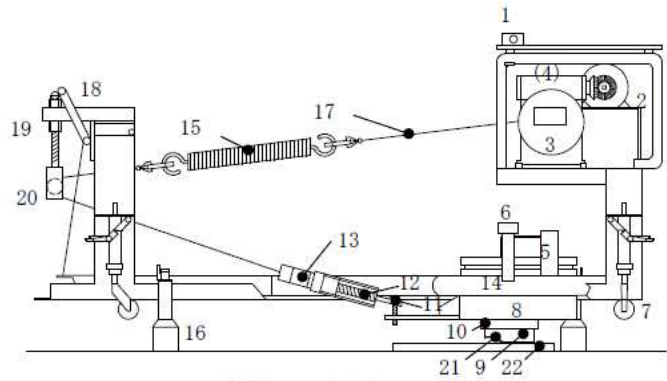
(5) 床の滑り

床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

① 履物着用の場合の滑り

ア 評価指標

床の滑りの指標として、JISA1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C. S. R）を用いる。



- 1: メインスイッチ
- 2: 定速モータ
- 3: 減速機
- 4: ワイヤ巻き取り器
- 5: スタートスイッチ
- 6: ストップスイッチ
- 7: 移動用車輪
- 8: 重錘
- 9: 鋼製すべり片台座
- 10: すべり片台座受け
- 11: ユニバーサルジョイント
- 12: 初期荷重調整器
- 13: 荷重変換器
- 14: ガイドレール
- 15: 引張荷重速度調整器
- 16: 固定脚
- 17: ワイヤ
- 18: ガイドレール昇降器
- 19: 引張角度調整器
- 20: 滑車
- 21: すべり片
- 22: 測定対象床

JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

イ 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表一1の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：滑り抵抗係数の推奨値（案）
 ・（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）では、履物着用・素足・斜路及び、階段（踏面と段鼻をあわせた評価）・杖の滑り等について推奨値（案）を示している。

■表一1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C. S. R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	$C. S. R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C. S. R=0.3 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

② 素足の場合の滑り（※ここでは大量の水や石鹼水などがかかる床を想定）

ア 評価指標

床の滑りの指標として、JISA 1509-12（陶磁器質タイル試験方法—第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C. S. R・B）を用いる。

イ 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表一2の滑り抵抗値の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点
 ・材料・仕上げのC. S. R値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
 ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
 ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
 ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。

留意点：大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

- ・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下とした C. S. R 値で安全側に評価できる可能性が高い。

■表一2 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド シャワー室・更衣室の床	C. S. R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C. S. R・B =0.6 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

③ 滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

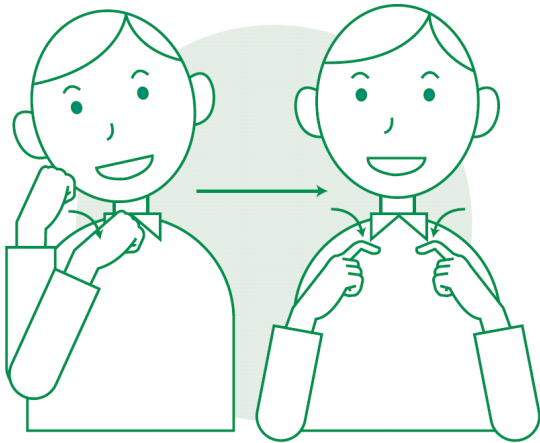
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用するには十分配慮することが望ましい。
- ・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用するには、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

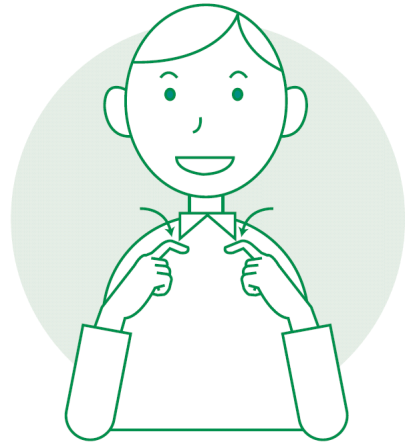
- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- ・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

（※出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 国土交通省）

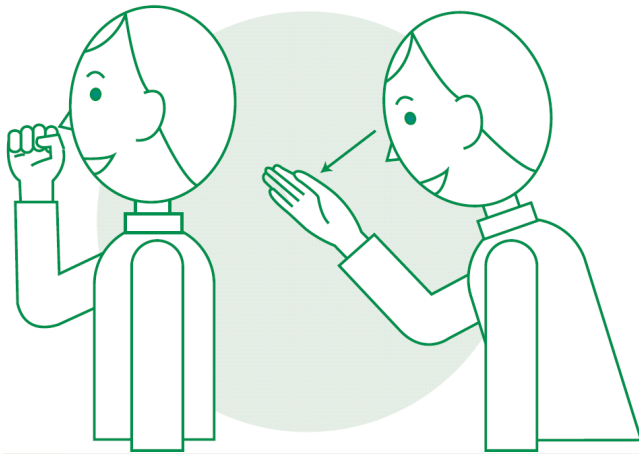
(6) 手話の例



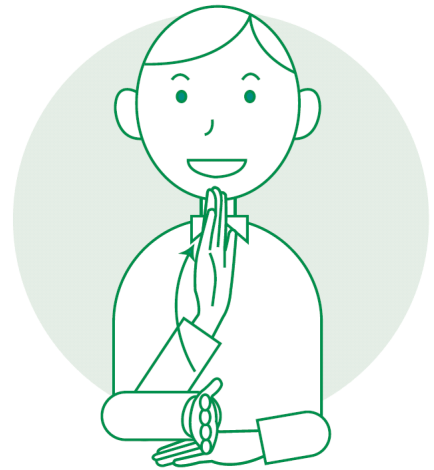
おはようございます



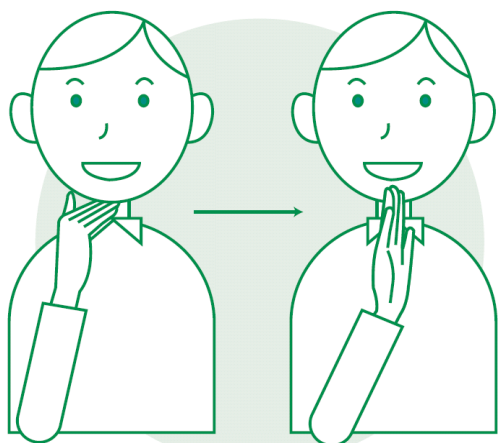
こんにちは



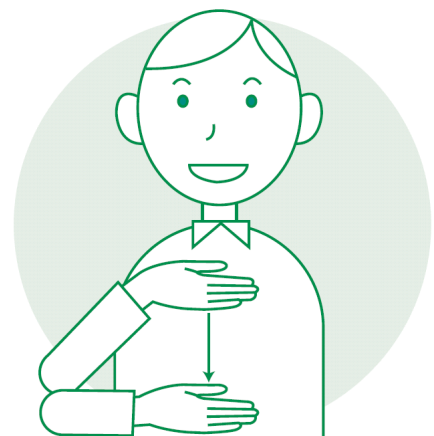
よろしくお願いします



ありがとうございます



おまちください



わかりました

出典：公共サービス窓口における配慮マニュアル（障害者施策推進本部）

<引用・参考文献>

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省 2012年
- 道路の移動等円滑化整備ガイドライン 財団法人 国土技術研究センター 2008年
- 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都 2009年
- 神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック 神奈川県 2009年
- 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施設整備の手引き 石川県 2004年
- 滋賀県だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施設整備マニュアル 滋賀県
- 青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル 青森県 2000年
- 公共サービス窓口における配慮マニュアル 内閣府 障害者施策推進本部 2005年
- 街中での案内・介助の手引き 大分県 2007年
- 災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン 山口県 2010年
- 災害時要援護者対策ガイドライン 日本赤十字社 2006年
- 妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン 東京都 2007年
- TOTOバリアフリーブック(2011-2012) TOTO株式会社 2011年
- 標準案内用図記号ガイドライン 国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団 2001年

兵庫県福祉のまちづくり条例
施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）

平成 24 年 1 月 発 行
平成 26 年 3 月 改 訂
平成 28 年 7 月 改 訂
平成 30 年 3 月 改 訂
平成 31 年 4 月 改 訂

監 修 兵庫県立福祉のまちづくり研究所

編集・発行 兵庫県
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

問い合わせ 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
電話 078-362-4298
FAX 078-362-9487
E-mail kendo_toshi@pref.hyogo.lg.jp
兵庫県ホームページアドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/>